

令和5年度  
江東区包括外部監査報告書

生涯学習支援事業における  
財務事務の執行について

江東区包括外部監査人  
公認会計士 天野 修

## 目次

第1章 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 監査のテーマ	1
3. 外部監査の対象年度	1
4. 外部監査の対象部局	1
5. 外部監査の契約期間	2
6. 外部監査人及び補助者	2
7. 利害関係	2
8. 外部監査の基本的な視点	2
9. 監査結果の記載方法	2
10. その他	3
第2章 監査対象の概要	4
1. 生涯学習の概要	4
2. 生涯学習の理念	4
3. 江東区における生涯学習支援事業の概要	4
(1) 男女共同参画推進事業	5
(2) 文化財・伝統文化承継事業	11
(3) スポーツ振興事業	12
(4) 青少年育成事業	20
(5) 図書館事業	22
第3章 監査意見の概要・要約	28
第4章 監査の結果及び意見	35
1. 生涯学習事業全般に関する事項	35
(1) 生涯学習情報提供事業について	35
(2) 実施した監査手続	36
(3) 監査の結果及び意見	36
(4) 施設の利用料金等における現金の取扱いについて	39
(5) 図書の情報について	40
2. 男女共同参画推進センター	41
(1) 施設の概要	41
(2) 事業の概要	42
(3) 実施した監査手続	45
(4) 監査の結果及び意見	45
3. 文化観光課	49
3-1. 文化財保護事業	49
(1) 文化財保護事業について	49

(2)文化財保護推進員活動事業について .....	54
(3)文化財講習会事業について .....	55
(4)実施した監査手続 .....	57
(5)監査の結果及び意見 .....	57
<b>3-2. 文化財の普及事業 .....</b>	<b>61</b>
(1)文化財公開事業について .....	61
(2)郷土資料刊行事業について .....	63
(3)実施した監査手続 .....	64
(4)監査の結果及び意見 .....	64
<b>4. スポーツ振興課 .....</b>	<b>69</b>
(1)スポーツ振興係 .....	69
(2)スポーツ事業担当 .....	73
(3)実施した監査手続 .....	74
(4)監査の結果及び意見 .....	74
(5)視察を行った個別施設 .....	74
<b>5. 青少年課 .....</b>	<b>77</b>
(1)青少年課における生涯学習支援事業の概要 .....	77
(2)実施した監査手続 .....	80
(3)監査の結果及び意見 .....	80
<b>6. 江東図書館 .....</b>	<b>83</b>
<b>6-1 図書館事業全般について .....</b>	<b>83</b>
(1)施設の概要 .....	83
(2)利用の概要 .....	84
(3)管理運営に要する経費(予算) .....	85
(4)実施した監査手続 .....	86
(5)監査の結果及び意見 .....	87
<b>6-2. 個別検討項目について .....</b>	<b>97</b>
(1)実施した監査手続 .....	97
(2)生涯学習支援事業における図書館の位置づけについて .....	97
(3)指定管理者制度について .....	105
(4)窓口業務の委託について .....	107
(5)図書館システムについて .....	109
(6)個別施設について .....	110

## 第1章 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項及び江東区外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

### 2. 監査のテーマ

#### (1) 選定した監査テーマ

生涯学習支援事業における財務事務の執行について

#### (2) 監査テーマの選定理由

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられている。「人生100年時代」という言葉が使われる昨今において、生涯学習の重要性として特に挙げられるのが、以下の3点である。

- ① 社会・経済の変化に伴う知識・技術の向上
- ② 自由時間の増大など社会の成熟化に伴う心の豊かさや“生きがい”のための学習需要の増大
- ③ 生涯学習の基盤を整備し、様々な学習の成果が適切に評価されることにより豊かな社会生活を実現すること

江東区においても「生涯にわたり学習できる環境の充実」を重要施策に掲げ、施策の実現に取り組んでいるところである。これは高齢者のみならず、働き盛りの世代から若年層まで、さらには昨今増加傾向にある外国籍の住民まで幅広く参加を促し、コミュニティを作ることで区民の豊かな社会生活の実現に資することが期待されている。

そこで「生涯学習支援事業」を監査テーマに掲げ、これらの活動を見直すとともに将来に向けての施策を検討したいと考え、監査テーマとして選定した。

### 3. 外部監査の対象年度

令和4年度執行分

必要に応じて令和3年度以前または令和5年度の執行分を含む

### 4. 外部監査の対象部局

男女共同参画推進センター、文化観光課、スポーツ振興課、青少年課  
江東図書館

## 5. 外部監査の契約期間

令和5年6月30日から令和6年3月31日まで

## 6. 外部監査人及び補助者

区分	氏名	資格等
1. 包括外部監査人	天野 修	公認会計士・税理士
2. 補助者	高野 健二	公認会計士
3. 補助者	黒田 浩之	公認会計士・税理士
4. 補助者	金子 良太	公認会計士
5. 補助者	生越 慎平	公認会計士
6. 補助者	小泉 妙美	公認会計士
7. 補助者	嶋守 浩之	公認会計士
8. 補助者	幡田 宏樹	弁護士・公認会計士

## 7. 利害関係

外部監査の対象としたテーマにつき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 8. 外部監査の基本的な視点

### (1) 合规性

事業に係る財務事務の執行や手続き等が、関連する法律・条例・規則等に準拠しているかどうか、あるいは社会通念上著しく適性を欠き不当と判断される事項はないか検証する。

### (2) 有効性

事業の成果が十分に発揮されているかどうか検証する。区が事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックし、PDCAサイクルが運用されているかどうか併せて検証する。

### (3) 経済性・効率性

最小の経費で最大の効果を上げる観点から、事業を効率的に実施することによりコストの削減とサービスの向上が達成されているかどうか、すなわち費用対効果が向上しているかどうかを検証する。

## 9. 監査結果の記載方法

合规性または経済性・効率性・有効性に関して、改善すべき重要事項と監査人が判断した事項については「指摘事項」として記載した。また、「指摘事項」には該当しないが、今後改善することが望ましいと監査人が判断した事項については「意見事項」として記載した。

項目	説明
指摘事項	<p>事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に違反していると認められる事項で、改善措置を求めるもの。</p> <p>不適正、不経済、非効率な事務の執行または事態と認められるもので、その種類、程度を総合的に勘案し、改善措置を求めるもの。</p>
意見事項	<p>指摘事項には該当しないが、関係法令、条例、規則、要綱、要領、基準、契約書(仕様書)等(以下「関係法令」という。)に基づき、より適切な事務事業の執行を求めるもの。</p> <p>不適切な事態が、関係法令等に起因している場合で、当該法令等に関して、意見・要望し、改善及び見直し等を求めるもの。</p> <p>経営に係る事業の管理の視点、予算執行の効果、事業の評価、経済性、効率性、有効性の見地から、上記2項目に該当しないものについて、改善及び見直し等を求めるもの、または広く問題を提起するもの。</p>

## 10. その他

### (1) 端数処理

本報告書の数値の単位未満の端数処理については、四捨五入または切り捨ての場合がある。また、端数処理の関係で、表中の合計額と内訳の合計が一致しない場合がある。

### (2) 報告書の数値等の出所

この報告書のデータについては、可能な限り出所を記載しているが、江東区が公表している資料、または監査対象部局から入手した資料を用いた数値等については、出所を明示しない場合がある。

## 第2章 監査対象の概要

### 1. 生涯学習の概要

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられている。「人生100年時代」、「超スマート社会(Society5.0)」に向けて社会が大きな転換点を迎える中であって、生涯学習の重要性は一層高まっている。我が国においても国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めている。

### 2. 生涯学習の理念

生涯学習の理念は教育基本法第3条において「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と定められている。生涯学習は、社会教育や学校教育を通じた意図的・組織的な学習はもちろん、個人の学習や様々な活動から得られる意図的ではない学習も含む幅広い概念である。また、社会教育は、社会教育法第2条において、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)」と定義される通り、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものである(中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)(平成30年12月21日)」より)。

これらの理念を達成すべく、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第2条では「国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。」と規定し、国及び地方公共団体に生涯学習に関する環境の整備を求めている。

### 3. 江東区における生涯学習支援事業の概要

江東区における生涯学習支援事業は、一つの専門部署があるわけではなく、各関連部署が「江東区長期計画」にて定められた施策並びに取組方針に則り、事業を行っている。今回の包括外部監査では、特に生涯学習支援事業に関連の深い、男女共同参画推進事業、文化財・伝統文化承継事業、スポーツ振興事業、青少年育成事業、図書館事業を監査対象としている。

### (1) 男女共同参画推進事業

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会である。少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化といった社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、男女共同参画社会の実現は喫緊の課題となっている。江東区においてはこれらの問題に対応すべく「江東区長期計画」の中で「施策12 多様性を認め合う(ダイバーシティ)社会の実現」を掲げている。

## 12 個性を尊重し、活かすあう地域社会づくり 多様性を認め合う(ダイバーシティ)社会の実現

### 目指す姿

全ての区民がお互いの人権を尊重し、性別、年齢、国籍、価値観、生き方など様々な違いを認め合い、自分らしく生きることができる社会を実現しています。

本施策における取組方針並びに具体的な事業は下記のとおりである。

#### 【取組方針】

##### ① 人権と多様性を尊重する意識の醸成

年齢、性別、国籍、障害の有無、価値観、生き方などによるあらゆる偏見や差別をなくし、多様性を認め合い、全ての人が尊重されるダイバーシティ社会を実現するため、地域、団体・企業が行う人権推進の取り組みに対し、支援をしていきます。また、LGBTなど性的少数者や外国人等が対象となる新たな人権課題に対し、人権相談を通じて救済につなげるとともに、講座・キャンペーン、職員の意識改革などの人権啓発を着実かつ継続的に実施します。さらに、人権意識をライフステージの早期から醸成するため、学校教育とも連携しながら小中学校における多様性を認め合う教育を進めます。

#### 【主な事業】

- ・人権学習事業
- ・人権推進事業

##### ② 男女共同参画の推進

性別による固定的役割分担意識が解消され、性別にかかわらず全ての区民があらゆる分野で活躍するとともに、家庭、個人の生活を充実していけるよう、最先端のICT技術を活用し、啓発活動や支援を行います。

#### 【主な事業】

- ・男女共同参画啓発事業
- ・男女共同参画学習事業
- ・男女共同参画審議会運営事業



③ ワーク・ライフ・バランスの推進

性別・年齢にかかわらず誰もが意欲・能力・状況に応じたワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を図ることができるよう、区民と事業所等に対し情報提供や学習講座を開催し啓発を進めていきます。

【主な事業】

- ・ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業

④ 異性に対するあらゆる暴力の根絶

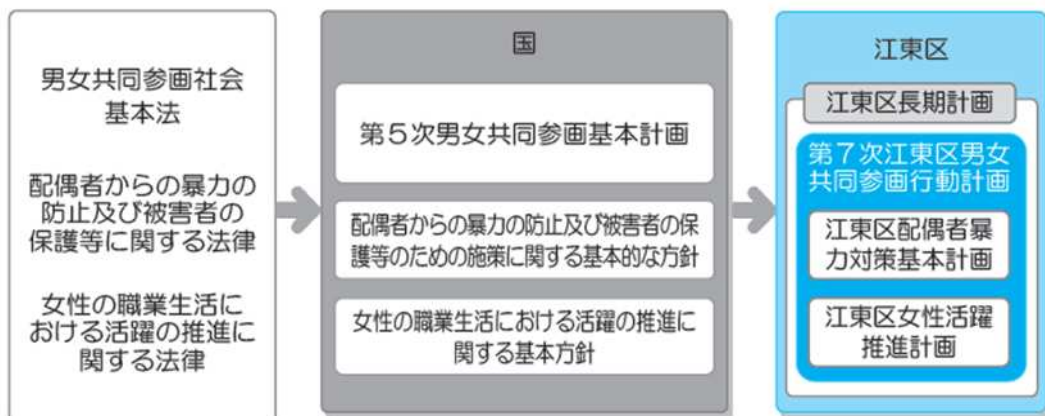
DVを防止するため、インターネット等あらゆる媒体の活用により、暴力を容認しない意識形成の啓発に取り組んでいきます。また、配偶者等からの暴力の被害者保護のため、被害者等に対する相談支援事業を実施します。

【主な事業】

- ・男女共同参画相談事業

●男女共同参画KOTOプラン2021(第7次江東区男女共同参画行動計画)

江東区では「江東区長期計画」の分野別計画として「男女共同参画KOTOプラン2021(第7次江東区男女共同参画行動計画)」を令和3年3月に策定している。本計画は、「男女共同参加社会基本法」第14条第3項及び、「江東区男女共同参画条例」第8条に規定する行動計画である。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に規定する基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に規定する推進計画を包含している。



【基本理念】

多様性を認め合い、安心して暮らせる社会を目指す

一人ひとりがお互いに、性別、年齢、国籍、価値観、生き方など様々な違いを認め合い、その人の個性が尊重され、すべての人が自分らしく、平等に安心して暮らすことができる社会の実現を図ります。

本計画の目標は、江東区長期計画における基本的な取り組み「多様性を認め合う(ダイバーシティ)社会の実現」に向けた4つの取組方針を発展させた次の5つである。

目標Ⅰ	男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図ります
-----	---------------------------

性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、固定的な役割分担意識の解消、男女平等教育を推進するとともに、多様性に対する区民の理解を促進します。また、生涯にわたる心身の健康づくりを支援します。

目標Ⅱ	ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援します
-----	-----------------------------

一人ひとりが希望するワーク・ライフ・バランスを実現するため、性別にかかわらず、家庭や地域での役割を担うとともに、誰もが働く場において能力を発揮できる社会の実現と、働きやすい職場づくりを進めます。

目標Ⅲ	様々な活動・分野での男女共同参画を推進します
-----	------------------------

多様な年代の誰もがさらに地域活動に参画しやすくなるとともに、多様な視点で政策・方針決定過程に参画しやすい環境を整えていきます。

目標Ⅳ	人権を尊重し、あらゆる暴力を根絶します
-----	---------------------

暴力を許さない地域づくりを進め、DVを防止するとともに、相談から自立支援まで一貫した被害者支援に取り組みます。また、性暴力やハラスメント、虐待などの防止に向け、情報提供や意識啓発を図ります。

目標Ⅴ	行動計画を積極的に推進します
-----	----------------

男女共同参画社会の実現を推進するための拠点として、江東区男女共同参画推進センターを充実するとともに、区がモデル事務所となり、区民の参画を得ながら、男女共同参画を着実に推進していきます。

上記目標を達成するための施策として、特に生涯学習支援事業に関わる施策は次のとおりである。

### **施策2 家庭における男女平等教育の推進**

子どもたちが、性別にかかわらず、お互いを尊重し、個人の能力や個性に合った生き方を選択できるよう、幼少期から親や保護者を通じて、男女平等や男女共同参画の考え方に触れる機会をつくります。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 家庭教育に関する学習機会の提供</b> 講座・講演会など、家庭教育に関する学習機会の提供を通じて、親や保護者等が子どもに男女平等や男女共同参画について教えることを支援します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育講演会</li> <li>・地区家庭教育学級</li> <li>・幼児の親の家庭教育学級</li> <li>・幼児の道徳性育成研修会</li> <li>・小中学生の親の家庭教育学級</li> <li>・年長児の親の家庭教育学級</li> <li>・男女共同参画学習事業</li> </ul>	<p>地域教育課 指導室 男女共同参画推進センター</p>
<p><b>2 家庭教育相談の推進</b> 家庭における教育の悩み・問題を受け止め、男女平等や男女共同参画の視点に配慮しながら、解決に導く場の充実を図ります。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンストップ型教育相談窓口</li> </ul>	<p>教育センター</p>

### **施策3 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進**

子どもたちが多くの時間を過ごす保育所・幼稚園・学校生活の場において、男女平等や男女共同参画の考え方を学び、実感できるよう、教職員や保育士の意識を高め、学習・生活・進路指導等に活かします。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 職員研修の的確な実施</b></p> <p>教職員・保育士が固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女平等の意識を持って子どもたちを指導できるよう、適切な研修の実施に努めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育担当者研修</li> <li>・幼稚園・小・中学校教員研修</li> </ul>	<p>保育計画課 指導室</p>
<p><b>2 男女平等観を育む学習内容や指導方法の的確な実施</b></p> <p>子どもたちが学習・生活面において男女平等観を育むことを支援するため、適切な学習内容や指導方法による実施に努めます。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等の視点にたった各教科等の指導の実施</li> <li>・学校生活における固定的性別役割分担意識に基づく通念・慣習等の見直し</li> <li>・個性や性別役割を多様にとらえた図書・資料の提供</li> </ul>	<p>指導室 各図書館</p>
<p><b>3 男女平等の視点にたった進路や職業に関する指導の実施</b></p> <p>子どもたちが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、進路や職業を選択できるよう、指導を実施します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究会、進路指導主任研修会等での啓発</li> </ul>	<p>指導室</p>
<p><b>4 男女平等の視点にたった教育相談の実施</b></p> <p>性別にとらわれず、こどもの個性をより望ましい方向に伸ばすため、スクールカウンセラー等が指導助言を行います。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーによる教育相談</li> <li>・スクールソーシャルワーカーの活用</li> </ul>	<p>教育支援課</p>

**施策6 家庭における男女共同参画の推進**

男女がともに家事や子育て、介護などを担い合うことができるよう、生涯学習機会を通じて子育てや介護に関する知識や技術の習得を支援します。

取り組み内容	関係する所管
<p><b>1 男性を対象とする情報提供、相談、学習の場の充実</b>                      男性が仕事中心の生き方を振り返り、家庭や地域での生活に眼を向けるきっかけをつくるため、学習・交流機会の充実を図り、悩みを他人に打ち明けない傾向がある男性向けの相談事業を検討します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性相談事業の検討</li> <li>・男女共同参画学習事業</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター</p>
<p><b>2 男性の育児・介護休業の取得促進</b>                      男性の育児・介護休業の取得促進に向けて情報提供を行います。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙を通じた情報提供</li> <li>・ホームページ等での情報提供</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター</p>
<p><b>3 男性に対する育児への参画促進</b>                      男性が父親としての自覚を持ち、積極的に子育てにかかわれるようにするために、知識や技術を習得することを支援します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両親学級</li> <li>・家庭教育講演会</li> <li>・父親講座</li> <li>・児童館行事への父親の参加促進</li> </ul>	<p>各保健相談所                      地域教育課                      こども家庭支援課                      男女共同参画推進センター</p>
<p><b>4 男性に対する介護への参画促進</b>                      男性が家族介護の担い手として活躍できるようにするために、知識や技術を習得することを支援します。</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者家族介護教室</li> </ul>	<p>地域ケア推進課</p>

## (2)文化財・伝統文化承継事業

文化財は、郷土の歴史、文化等の正しい理解に欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである。また、区民の地域への誇りや愛着を深め、地域の連帯感を強めることにも資するものである。区民が生涯を通じて地域の文化や芸術に親しむことで、生活に生きがいやゆとりを持ち、心の豊かさを実感できることが大切である。江東区では「江東区長期計画」の中で「施策15 文化・歴史の継承と観光振興」を掲げ、文化や芸術の継承活動を通じて、様々な世代が地域で交流し伝統文化を身近に感じられる姿を目指している。

### 15 地域文化の活用と観光振興 文化・歴史の継承と観光振興

#### 目指す姿

歴史や伝統・芸術文化などが次世代に継承されるとともに、身近に親しめる機会が確保されています。また、情報発信を強化するとともに、魅力的な観光資源を発掘・開発することで、区内外から多くの観光客が訪れるまちが実現しています。

本施策における取組方針並びに具体的な事業は下記のとおりである。

#### 【取組方針】

##### ① 伝統文化の保存と継承

文化財保護推進協力員と協働し、江戸時代以降に花開いた伝統文化や文化財を保護するとともに、講習会・講演会の開催等区内外へのPRや小中学校との連携などにより、区と区民が一体となって伝統文化の継承及び後継者の育成に取り組みます。また、伝統文化保存団体の活動の支援と、伝統文化を披露する場の充実により、区民が伝統文化に親しめる環境を整備します。さらに、芭蕉記念館、深川江戸資料館、中川船番所資料館については、施設の魅力を高めるために資料の充実や展示方法の工夫、多言語化等の取り組みを進めます。

#### 【主な事業】

- ・文化財保護事業
- ・文化財公開事業
- ・歴史文化施設管理運営事業

##### ② 芸術・文化活動の支援

芸術文化団体の活動を支援するとともに、江東公会堂や地域の文化センターなどを活用し、区民ニーズに合った芸術文化事業を企画、誘致します。また、プロによるアマチュア指導の機会を設けるなど、次世代の芸術の担い手を育成していくとともに、区民が自然に芸術文化活動に親しめる様々なきっかけづくりに取り組みます。

#### 【主な事業】

・江東公会堂管理運営事業

### ③ 地域資源を活用した観光振興

歴史・文化、水辺、スポーツ、食、アート、商店街、人といった本区の持つ魅力を活かしながら、江東区観光協会を中心に官民連携の下、新たな観光資源の開発に取り組めます。また、本区の各エリアが持つ特徴的な観光資源を多様な媒体を活用して国内外に広く発信するとともに、観光キャラクターの活用など様々な手法で誘客を図ります。さらに、豊洲市場や千客万来施設、東京2020大会のレガシーなど新たな観光資源との連携や、観光人材の養成・活用により、国内外の観光客に対するおもてなしの強化を図るとともに、近隣自治体等と連携した効率的・効果的な観光振興を進めます。

#### 【主な事業】

- ・観光推進事業
- ・江東区観光協会運営補助事業
- ・観光イベント事業
- ・シャトルバス運行事業

## ●江東区文化プログラム基本指針

東京オリンピック・パラリンピック2020の開催に向けて、多彩な芸術文化を区の内外に発信するとともに、区民が芸術文化活動に親しめる様々な取り組みを行っていくことを目的に平成29年3月に「江東区文化プログラム基本指針」が策定された。当指針は以下の4つの取組を主な柱として実施され、令和4年3月31日に終了した。

(取組の柱)

- (1) 誰もが芸術文化活動に参加しやすい環境整備
- (2) 日本文化の再認識と継承・発展
- (3) 次世代育成と人材、団体育成の充実
- (4) 国際化対応を視野に入れた芸術文化の幅広い発信

### (3) スポーツ振興事業

スポーツはスポーツ基本法の趣旨において、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参

画することのできる機会が確保されなければならない。」とされており、人々の生活を豊かにするものの一つとして捉えられている。

生涯学習の観点からスポーツを見ると、いわゆる大会や試合での勝敗を争う競技スポーツのみでなく、散歩や軽度の体操など体を動かすことを意識して行う運動が大切である。また、年齢や性別、国籍、障害の有無に関わらず、健康増進や体力向上に関心を持ち、「する」、「みる」、「支える」スポーツに主体的に親しむことが期待される。江東区では江東区長期計画の中で「施策14 スポーツを楽しめる環境の充実」を掲げ、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる場所・機会の確保を目指している。

## 14 個性を尊重し、活かすあう地域社会づくり スポーツを楽しめる環境の充実

### 目指す姿

子どもから高齢者まで世代や障害の有無にかかわらず、身近にスポーツを楽しむ機会と環境が確保され、スポーツの持つ力により、誰もが生き生きと暮らせる地域社会が形成されています。

本施策における取組方針並びに具体的な事業は下記のとおりである。

#### 【取組方針】

##### ① 区民のスポーツ活動の促進

スポーツには、健康維持や体力増進だけでなく、心の健康や人間的な成長を促すことで相手を尊重し思いやる精神が育まれるなど、大きな効果が期待できることから、子どもから高齢者まで世代や障害の有無にかかわらず、区民が主体的にスポーツに取り組み、継続して活動できるよう、スポーツイベントの開催や教室事業を実施するなど、スポーツに親しむきっかけづくりやスポーツ団体の育成、相互交流等の支援を充実させます。また、ソフト面におけるオリンピック・パラリンピックのレガシーを活用し、区民のスポーツに対する意識向上を図るとともに、関係団体が蓄積した知識・技能・経験を活かし、区民のスポーツ活動の促進に取り組みます。

#### 【主な事業】

- ・区民スポーツ普及振興事業
- ・スポーツ推進委員活動事業
- ・江東シーサイドマラソン事業

##### ② スポーツのしやすい環境の整備

スポーツをすること、観ることを通じて、人と人との絆が深まり、地域コミュニティの活性化など地域活力の向上につながる効果が期待できることから、区立スポーツ施設や設備の充実、利便性の向上を図り、誰もがスポーツに取り組み楽しむことができる環境を整備します。また、都立や民間のスポーツ施設との役割分担を整理するとともに連携を図ります。さらに、オリンピック・パラリンピックの競技施設を活用し、スポーツのしやすい環境の整備に取り組みます。



**【主な事業】**

- ・区民体育館の改修
- ・屋外区民運動施設の改修
- ・スポーツ施設管理運営事業
- ・少年運動広場維持管理事業

**●江東区スポーツ推進計画**

江東区では区民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に「する」、「みる」、「支える」スポーツに親しめるよう環境整備に取り組んできた。こうしたスポーツ環境とともに東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーを活用しながら伝統的に受け継がれてきた下町人情や発展を続ける臨海部など区の魅力・強みを生かし、下記の基本理念並びに基本目標を掲げ、今後の江東区のスポーツ施策を推進するために「江東区スポーツ推進計画(令和2年度～令和6年度)」を策定している。

**【基本理念】**

**「スポーツが熱いまち 江東区」**

区民の誰もが、身近な場所で気軽にスポーツに親しみ、  
活気あふれる地域社会を実現します。

**【基本目標】**

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1. スポーツに親しむきっかけづくりの拡充           |
| 2. スポーツをより身近に感じられる環境の充実         |
| 3. スポーツに関わる人材・組織の育成と連携・協働の取組の推進 |
| 4. スポーツを通じた地域コミュニティの活性化         |

**【基本目標1 スポーツに親しむきっかけづくりの拡充】**

**施策展開1. スポーツを気軽に楽しめる機会の創出**

年齢や性別、障害の有無に関わらず、ライフステージや関心の度合いに応じて、区民の誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる機会を創出していきます。

主な取組	取組内容
こどものスポーツ推進	子どもたちがスポーツを好きになり、楽しむきっかけをつくる とともに体力・運動能力の向上に取り組めます。
働き盛り・子育て世代のスポーツ推進	働き盛り・子育て世代が気軽にスポーツを楽しめる機会を提供します。

高齢者のスポーツ推進	高齢者が気軽に体を動かせるスポーツの機会を提供します。
障害者のスポーツ推進	障害者が気軽にスポーツを楽しめる機会を提供します。

### 施策展開2. スポーツを通じた心身の健康づくり

区民の誰もが、スポーツを通して心身の健康を保持・増進するための取組を推進していきます。

主な取組	取組内容
気軽に取り組めるスポーツによる健康づくり	生活習慣病予防等にも効果的なウォーキング等、気軽に取り組めるスポーツによる健康づくりを促進します。
スポーツを通じたこどもの健全育成	スポーツを通じたこどもの心身の健全育成に向けて、スポーツ関係団体が実施する事業を支援していきます。
高齢者や障害者向けのスポーツによる健康づくり	健康づくりや介護予防の必要性の周知、スポーツ習慣の定着に向けた取組を進めます。

### 施策展開3. 東京2020オリンピック・パラリンピックレガシーの活用

江東区が会場の東京2020オリンピック・パラリンピックの競技施設を活用し、よりスポーツしやすい環境を整備していきます。

主な取組	取組内容
競技施設等との連携	オリンピック・パラリンピック競技施設と連携し、区民が多様なスポーツに取り組める環境を整えます。
障害者のスポーツ環境の充実	誰もが障害者スポーツを理解し、障害者がスポーツに取り組みやすい環境整備を進めます。
トップアスリートに触れる機会の充実	トップアスリートのパフォーマンスを身近に見られる機会を提供し、スポーツへの関心を高めます。

## 【基本目標2 スポーツをより身近に感じられる環境の充実】

### 施策展開1. 「する」スポーツ環境の充実

多様な区民ニーズに対応するとともに、区民がいつでも身近にスポーツに取り組めるよう、施設改修等を行っていきます。また、スポーツ施設以外でも、より生活に身近な場所でスポーツに親しめる環境を充実させていきます。

主な取組	取組内容
身近な場所でのスポ	近くの公園や学校の体育館など、生活に身近な場所で気

一ツ環境の整備	軽にスポーツに親しめるよう、環境整備を進めます。
ユニバーサルデザインを取り入れた施設 の整備	誰もがより一層スポーツに取り組みやすいユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を進めます。
計画的な施設改修	施設の老朽化や社会環境の変化を踏まえ、江東区長期計画に基づく計画的な施設改修を実施します。

### 施策展開2. 豊かな水辺を生かしたスポーツの推進

河川や運河など、“水彩都市・江東”として豊かな水辺環境を生かしたスポーツを推進していきます。また、オリンピック・パラリンピック競技施設をレガシーとして活用し、水辺のスポーツの普及振興に取り組んでいきます。

主な取組	取組内容
水辺のスポーツに親しめる環境の整備	江東区の内部河川等を活用し、誰もが水辺のスポーツに親しめる環境整備を進めます。
競技施設を生かしたイベントの実施	海の森水上競技場を活用したカヌー競技等を体験できるイベントの実施に取り組みます。
水辺のスポーツ大会等の実施	カヌー大会等を開催し、水辺のスポーツの普及振興を図ります。
水辺のスポーツ事業の展開	関係団体と協力・連携し、“水彩都市・江東”を象徴するような事業を展開します。

### 施策展開3. 効果的な情報発信

区民の誰もが生活に身近な場所でスポーツに親しむために、情報格差が極力生じることのないよう多様な媒体・手段を用いてスポーツに関する情報を提供していきます。

主な取組	取組内容
多様な媒体を活用した情報発信	区報やホームページ、CATV、SNS等の媒体を活用し、迅速かつ効果的にスポーツ情報を発信します。
身近な場所での情報発信	区立スポーツ施設内の情報コーナーをより充実させるなど、電子情報以外でも効果的に情報提供を行います。

## 【基本目標3 スポーツに関わる人材・組織の育成と連携・協働の取組の推進】

### 施策展開 1. スポーツを支える人材・組織の育成

イベントの運営や競技のサポートなどを行うスポーツボランティアだけでなく、監督、コーチ、インストラクターなどの指導者、競技団体や普及活動に携わる団体等もスポーツを支える重要な存在です。スポーツの様々な場面を支える人材を育成し、受け皿となる組織の体制強化に取り組んでいきます。

主な取組	取組内容
スポーツを支える人材の育成・確保	障がい者スポーツ指導員をはじめ各種スポーツ指導員の資格取得の支援などスポーツの現場を支える人材の育成・確保に取り組みます。また、研修等を通して指導者の資質向上にも取り組みます。
スポーツを支える団体等への支援	総合型地域スポーツクラブなど、スポーツの普及・振興に携わる団体の活動を支援します。
人材・団体等の表彰	スポーツの普及・振興に寄与した人材や団体に対し、功績を称える表彰を行います。

### **施策展開2. スポーツを支える人材・組織との連携・協働**

スポーツボランティアや競技団体等のほか、企業や大学、地域団体等もスポーツを支える役割を担っています。これらの人材・組織と連携・協働することにより、スポーツを支える活動や支援を促進し、スポーツの裾野の拡大を図っていきます。

主な取組	取組内容
スポーツを支える人材・団体間の連携・協働	大学や地域団体等のスポーツ関係者が連携・協働した事業の実施、企業の地域貢献活動と連携した取組を促進します。
地域貢献につながるスポーツ事業の実施	ふるさと納税や協賛金などを活用し、地域貢献につながるスポーツ事業を実施します。

### **施策展開3. トップスポーツチーム・トップアスリートとの連携強化**

トップスポーツチームやトップアスリートと連携・協働し、スポーツに関心を持つ区民を増やしていくとともに、競技力の向上につなげるための連携を強化していきます。

主な取組	取組内容
スポーツへの関心喚起	トップアスリートの招聘等、スポーツに関心のない層にも関心を持ってもらえる取組を進めます。
競技力向上の取組	トップアスリートから指導が受けられるスポーツイベントや教室事業を実施し、競技力の向上を図ります。
地域交流の促進	地元プロスポーツチームや企業チーム等と連携し、地域との交流活動を通して地域活力の向上につなげます。

**江東区のトップスポーツチーム**

江東区では、区内に本拠地を持つトップスポーツチームと、地域社会の発展を目的とした相互連携・支援協力に関する協定を締結しており、各チームは地域活性化に協力している。

・**清水建設江東ブルーシャークス(ラグビー)**

江東区在住者を対象としてホームゲーム(夢の島競技場)に無料招待を実施

・**江東フェニックス(バスケットボール(3×3))**

江東区内の公立中学校を対象とした冠大会「江東フェニックス CUP」を深川北スポーツセンターで開催

・**東京ユナイテッドバスケットボールクラブ(バスケットボール)**

江東区に在住、在学、在勤の方を対象として有明アリーナで行われる開幕戦に無料招待を実施

各チームはこの他にも、江東区民まつりやファミリースポーツチャレンジ等のイベントにも参加し地域交流を図っている。

**【基本目標4. スポーツを通じた地域コミュニティの活性化】**

**施策展開1. スポーツを通じた交流の促進**

スポーツをする・みる・支える視点から、年齢、性別、国籍、障害の有無に関わらず、スポーツを通じた交流から互いを理解し、尊重する共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

主な取組	取組内容
スポーツを通じた交流イベント等の開催	年齢や障害の有無に関わらず、誰もが一緒に楽しめるスポーツイベントを実施します。
障害者のスポーツ実施に対する理解促進	パラリンピック競技等、障害者スポーツの体験事業等を通して、障害への理解促進につなげます。

**施策展開2. 地域・学校・事業者間の連携強化**

活動目的がスポーツとは異なる団体等との連携を強化し、多様なアプローチからスポーツの可能性を引き出し、地域の活性化につなげていきます。

主な取組	取組内容
地域団体と連携したスポーツイベントの実	町会・自治会、学校等、地域に密着した団体と連携したスポーツイベントを開催します。

施	
区内事業者との連携強化	スポーツイベントや教室事業等で、地元企業やトッププロチーム等との連携を積極的に図ります。

### 施策展開3. 「みる」・「支える」スポーツ環境の充実

トップスポーツチームやトップアスリートと連携し、スポーツに関心をもつ区民を増やしていくとともに、まちの魅力向上や活性化といった地域づくりにつなげていきます。また、スポーツイベントにおけるボランティアの募集・活用など、スポーツを支える活動の場を提供していきます。

主な取組	取組内容
スポーツを通じた地域の活性化	トップスポーツチームやトップアスリートによる地域との触れ合いや観戦機会の提供等を通して、地域の魅力づくりなどスポーツによる地域の活性化を図ります。
ボランティア活動の促進	区が実施するスポーツイベント等で、ボランティアを募集し積極的な活用を図るなど、ボランティアのしやすい環境づくりを促進します。

#### (4) 青少年育成事業

次代の社会を担う青少年の健全な育成は、社会の発展の基礎であることから、子ども・若者育成支援推進法第2条において基本理念が定められている。

(子ども・若者育成支援推進法 抜粋)

##### (基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

また、同法第4条において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されている。江東区においては「江東区長期計画」の中で「施策9 次代を担う青少年の健全育成の推進」を掲げている。

9

こどもの未来を育む地域社会づくり

次代を担う青少年の健全育成の推進

目指す姿

家庭、学校、青少年関係団体及び行政等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、青少年の健全育成に向けて地域全体で取り組む社会が実現しています。

本施策における取組方針並びに具体的な事業は下記のとおりである。

【取組方針】

① 青少年が活躍できる場の提供

青少年交流プラザや他の公共施設を活用し、青少年の自主的な学習・活動の支援など多様な活動の場を提供することで、家庭や学校に続く第三の居場所としての役割を充実させます。

【主な事業】

- ・青少年交流プラザ管理運営事業

② 青少年健全育成の担い手の養成・確保

青少年の主体性や社会性を育むとともに、子ども会等、こどもの集団の中心となるリーダーを養成します。また、青少年が家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会の一員としての規範や社会性、自立性を身に付けることができるよう、青少年関係団体の支援に努めます。

【主な事業】

- ・青少年指導者講習会事業
- ・青少年指導者海外派遣事業
- ・少年の自然生活体験事業
- ・青少年団体育成事業

③ 関係機関・団体との連携強化による健全育成の推進

薬物・非行問題や有害環境への対応等、各関係機関・団体と相互の連携・協力を強化し、実効性のある青少年の健全育成の取組みを進めます。また、ひきこもりや不登校、人間関係の悩みなどをはじめ、社会的に困難を抱える青少年やその家族に対し、相談事業の充実や様々な機関が連携するネットワークを構築し、重層的な支援を推進します。

【主な事業】

- ・青少年相談事業
- ・青少年問題協議会運営事業
- ・青少年対策地区委員会活動事業
- ・青少年委員活動事業



### (5) 図書館事業

図書館は、人々の学習に必要な図書や様々な情報を収集・整理・提供する身近な社会教育施設である。生涯学習の観点からも重要な施設であることはいうまでもない。図書館には「地域の知の拠点」として、こどもや高齢者など多様な利用者や住民の学習活動を支え、地域が抱える様々な課題解決の支援や地域の実情に応じた情報サービスの提供など幅広い観点から社会貢献や地域発展のために寄与することが期待される。江東区の長期計画においても「施策13 生涯にわたり学習できる環境の充実」を掲げている。

## 13 個性を尊重し、活かす地域社会づくり 生涯にわたり学習できる環境の充実

### 目指す姿

区民が主体的に生涯学習に取り組み、習得した成果を地域に活かせる環境が整備されています。

本施策における取組方針並びに具体的な事業は下記のとおりである。

#### 【取組方針】

##### ① 生涯学習の促進

「生涯学習」は、学校教育や家庭教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、様々な場や機会において行う学習であり、区民ニーズ・利用者数を踏まえた、文化センター等の事業展開を図るとともに、区内大学、NPO、民間団体、学校等とも連携しながら推進していきます。また、リカレント教育に取り組むなど、生涯学習に関する普及啓発を充実させるとともに、区民の誰もが好きな時に学ぶことができる場を創出していきます。さらに、誰もが参加できる多様な学習の場・機会の提供や生涯学習団体等の継続的な活動に対する支援を充実させ、あわせて、区民が主体的に学習、習得した成果を地域に活かす仕組みづくりに取り組みます。

#### 【主な事業】

- ・文化学習施設の改修
- ・生涯学習情報提供事業
- ・地域文化施設管理運営事業

##### ② 図書館サービスの充実

中央館（江東・深川図書館）と各地域館との役割分担と連携により、開館日の増、開館時間の延長を定着させ、利用者の利用機会の拡大を図ります。また、利用者のニーズや地域特性を踏まえ、各館の特徴を活かした特色ある図書館サービスの提供に取り組むとともに、学校等教育施設や子育て・高齢者支援施設など地域資源と

の連携を深め、魅力的な図書館の実現と、人と情報が出会いイノベーションが生まれる地域情報拠点としての図書館機能の強化を図ります。なお、こども図書館の移転整備においては、子ども家庭支援センターとの連携による新たなサービス展開を進めるとともに、こどもたちが本の魅力や読書の楽しさに触れるきっかけづくりのため、こどもの成長段階に合わせた継続的な働きかけに取り組みます。

**【主な事業】**

- ・図書館の改修
- ・図書館管理運営事業
- ・図書館読書活動推進事業

●第三次江東区こども読書活動推進計画

江東区では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、江東区のこどもたちが読書に親しみ、学び、成長していくため、図書館や学校、子育て支援施設等による取り組みの方向性や具体的施策について定めるものとして、平成23年3月に「江東区こども読書活動推進計画」(平成23年度～平成27年度)、平成28年3月に「第二次江東区こども読書活動推進計画」(平成28年度～令和3年度)を策定した。令和4年3月には、これまでの取り組みを評価・検証するとともに、乳幼児の保護者・児童生徒・子育て支援施設等を対象とした意識調査を通して把握した現状と課題を踏まえ、「第三次江東区こども読書活動推進計画」(令和4年度～令和7年度)を策定している。当計画において、「江東区が目指すこどもの読書のかたち」が示されている。

**【全体目標】**

「こどもたちが本に親しみ、豊かな未来を生きる力を身に付ける」

### こどもたちと本が近い

読書活動を通してこどもたちが成長するためには、こどもたちに読書へ興味を持ってもらい、日頃から読書に親しんでもらうことが重要です。

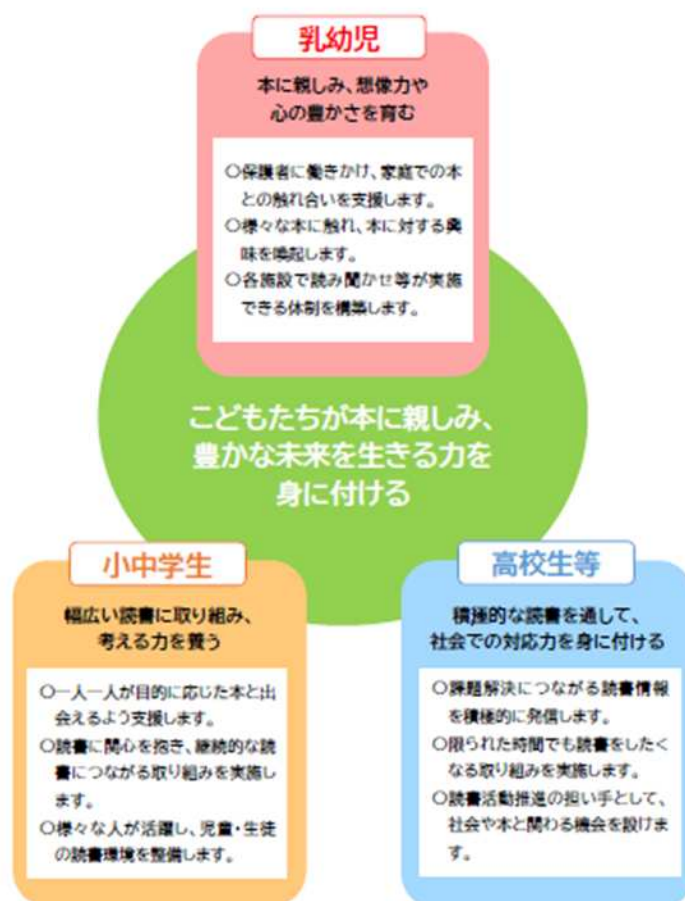
私たちは、そのために、様々な本との出会いや読書の楽しさに触れる機会の提供を推進していきます。

### 社会の変化に対応できる力を養う

生産年齢人口の減少やグローバル化の進展、絶え間ない技術革新により、社会は急速に変化し、将来の予測が困難なものとなっています。

私たちは江東区のこどもたちが、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多様な知識や文化を理解することで、どのように環境が変化しようとも、情報を精査して自分の考えを形成、表現できる「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことを目指していきます。

## 第三次江東区こども読書活動推進計画 全体像



●こども読書活動推進計画における施策体系

乳幼児・・・本に親しみ、想像力や心の豊かさを育む	
<b>【方針1】</b> 一人一人に寄り添った、読書の質を高める支援	1 ブックリストの作成
	2 健康診査におけるブックリストの配布
	3 保護者向け読み聞かせ講座の実施
	4 図書館資料団体貸出の利用促進
	5 図書館所蔵資料の充実(絵本)
	6 図書館情報の発信
	7 子育て応援メールの発信
	8 保護者への情報発信
	9 点訳図書の製作・貸出
	10 録音図書(DAISY)製作・貸出
<b>【方針2】</b> 読書意欲を高める環境の整備	11 読み聞かせの実施
	12 保護者と絵本の触れ合いの場の確保
	13 図書館訪問の受け入れ
	14 誰もが利用できる図書館環境の整備
	15 読書コーナーの設置
	16 電子図書館の検討
	17 こどもプラザ図書館の運営
<b>【方針3】</b> 読書活動推進体制の充実	18 リサイクルバザーの実施
	19 施設利用者から提供された絵本の再活用
	20 図書館除籍資料の再活用
	21 読み聞かせボランティアの養成
	22 意見交換会の実施
	23 研究会の実施
	24 図書館主催講習会への参加受け入れ
	25 研修への参加
	26 音訳ボランティアの養成
	27 宅配サービスの実施

小中学生・・・幅広い読書に取り組み、考える力を養う	
<b>【方針1】</b> 一人一人に寄り添った、読書の質を高める支援	1 図書館資料団体貸出の利用促進
	2 学校図書館の資料充実
	3 学校図書館の授業活用
	4 資料に関する相談対応
	5 ブックリストの作成
	6 図書館所蔵資料の充実(児童書・YA)

	7 図書館情報の発信
	8 点訳図書の製作・貸出
	9 録音図書(DAISY)製作・貸出
【方針2】 読書意欲を高める環境 の整備	10 読書時間の設定
	11 読書週間・月間の設定
	12 図書委員による読み聞かせ
	13 「図書だより」の作成
	14 親子読書の実施
	15 学校図書館の利用案内
	16 読書感想文コンクールの実施
	17 読書目標・読書記録の設定
	18 小学生向け図書館ガイド(事業概要)の作成
	19 読み聞かせ・ブックトークの実施
	20 小中学生向けのイベントの実施
	21 グループ学習室の実施
	22 同年代によるおすすめ本の紹介
	23 誰もが利用できる図書館環境の整備
24 読書コーナーの設置	
25 電子図書館の検討	
26 こどもプラザ図書館の運営	
【方針3】 読書活動推進体制の 充実	27 教員向け校内研修の実施
	28 学校図書館の環境整備
	29 学校訪問の実施
	30 図書館見学の受け入れ
	31 職場体験の実施
	32 学校図書委員会と図書館の交流
	33 学校図書館と図書館の連携
	34 図書館除籍資料の再活用
	35 家庭で不要になった本の受け入れ・再活用
	36 読み聞かせボランティアの養成
	37 意見交換会の実施
	38 研究会の実施
	39 研修への参加
	40 音訳ボランティアの養成
	41 宅配サービスの実施

高校生等・・・積極的な読書を通して、社会での対応力を身につける	
【方針1】 一人一人に寄り添った、読書の質を高める支援	1 図書館資料団体貸出の利用促進
	2 資料に関する相談対応
	3 ブックリストの作成
	4 図書館所蔵資料の充実(YA)
	5 図書館情報の発信
	6 点訳図書の製作・貸出
	7 録音図書(DAISY)製作・貸出
【方針2】 読書意欲を高める環境の整備	8 高校生等向けイベントの実施
	9 グループ学習室の実施
	10 同年代によるおすすめ本の紹介
	11 誰もが利用できる図書館環境の整備
	12 読書コーナーの設置
	13 電子図書館の検討
	14 こどもプラザ図書館の運営
【方針3】 読書活動推進体制の充実	15 職場体験・インターンシップの受け入れ
	16 図書館ボランティアの育成
	17 読み聞かせ体験の実施
	18 学校図書委員会と図書館の交流
	19 図書館除籍資料の再活用
	20 家庭で不要になった本の受け入れ・再活用
	21 研修への参加
	22 音訳ボランティアの養成
	23 宅配サービスの実施

### 第3章 監査意見の概要・要約

今年度の江東区における包括外部監査は「生涯学習支援事業における財務事務の執行について」をテーマとして監査を行った。監査の結果は下記のとおり、指摘事項4件、意見事項49件となった。指摘事項については、概ね内部統制の不備による事務ミス起因とするものが多くみられた。この点、対象部署のみならず他の部署においても再発防止に努められたい。意見事項については、改善を要する事項から今後の提案に関する事項、参考意見など広く意見を述べている。今後の取組に期待したい。

本年度の監査を通じて、江東区は「生涯学習支援」に関して環境が良好であること、各施設の職員も対応が丁寧であり、区民の頼りにされていると感じられた。一方で、これらの情報が区民に行き渡っていないのではないかと、との印象を受けたのも事実である。情報の発信はホームページや区報が中心であり、適宜情報が発信されているが、これらを見ない或いは見られない層も存在するものと思われる。これら支援が必要な人々に如何に情報を届けることにより参加を促すか、といったことが今後の課題となるのではないかと考える。

対象部局	意見の概要	分類	頁
文化観光課・スポーツ振興課	<b>登録団体のホームページアドレスの記載について</b> 江東区のホームページに掲載されている社会教育関係団体に登録している団体について、ホームページアドレスが掲載されているが、合計52件について、正しいホームページに到達しない状況であった。	指摘事項 1	P36
文化観光課	<b>受付名簿の記載について</b> 情報利用案内の受付名簿に記載漏れが発見された。正確な記録を残すよう改善を望む。	意見事項 1	P39
男女共同参画推進センター・スポーツ振興課	<b>キャッシュレス決済の推進について</b> 施設利用料の徴収について、キャッシュレス決済を導入し現金の取扱いにかかる事務負担を軽減することが望ましい。	意見事項 2	P40
男女共同参画推進センター・江東図書館	<b>図書の情報共有について</b> 男女共同参画センターが保有する図書について、図書館システムで情報共有することが望ましい。	意見事項 3	P40
男女共同参画推進センター	<b>定期的な資産の棚卸しについて</b> 現在、固定資産や備品類について、現物との照合が行われていない。年に一度の棚卸しを実施し、台帳と現物の整合性を継続的に図っていくべきである。	指摘事項 2	P45
男女共同参画推進センター	<b>固定資産台帳・備品台帳と現物の紐づけ管理について</b> 財産管理の観点から、台帳と現物の紐づけが円滑に実施できるよう、一対の作品であればその旨が分かるように	意見事項 4	P45

	記載するか、別個に価値がある作品であれば、台帳を分割するか検討するべきである。		
男女共同参画推進センター	<b>随意契約で業者を継続する際の評価について</b> 随意契約での業務委託について、契約を更新するにあたっては、仕様書の記載事項及びプロポーザルに記載された事項が実際に実施され、目的とした効果が発現されており、契約を再度締結するにふさわしいか、改めて評価することが望ましい。	意見事項 5	P46
男女共同参画推進センター	<b>施設の稼働状況について</b> 施設の利用状況について、施設ごとのバラツキが大きく、特に夜間の時間帯で顕著である。施設の利用時間について再検討することが望ましい。	意見事項 6	P46
男女共同参画推進センター	<b>出前講座のさらなる拡充について</b> 現在、中学生以上を対象とした出前講座について、対象をより拡充(特に低年齢層)することが望ましい。	意見事項 7	P47
男女共同参画推進センター	<b>男女共同参画施策による苦情申出制度の周知について</b> 苦情申出制度の利用実績が5年間で0件となっており、制度が活用されているとは言い難い。当制度について、広報誌、広報番組、ホームページ等を通じ、具体的な例を示して、さらに周知に努めることが望ましい	意見事項 8	P47
文化観光課	<b>文化財の登録日について</b> 令和5年度に告示された江東区指定無形文化財(生活技術)及び江東区登録有形民俗文化財について、令和4年度中の指定及び登録文化財として扱われている。	指摘事項 3	P57
文化観光課	<b>文化財保護審議会に関する情報公開について</b> 文化財保護審議会の会議録は、現在は常時公開されておらず、文化財に関する意思決定のプロセスは透明性と公平性を区民に示すためにもホームページなどでの議事録の公開について検討されたい。	意見事項 9	P59
文化観光課	<b>伝統芸能稽古場の使用状況の管理について</b> 伝統芸能稽古場について、利用計画がない時期についても鍵を特定の団体に預けたままになっており施設の管理状況が不透明となっている。利用計画がない期間における施設の管理方法について検討されたい。	意見事項 10	P59
文化観光課	<b>文化財保護推進協力員の安定的な委嘱について</b> 文化財保護推進協力員について人員が不足している状況にある。補充すべき人員の計画を立て、協力員の条件を満たす者を確保する事が必要である。	意見事項 11	P59
文化観光課	<b>文化財保護推進員講習会等の拡充について</b> 文化財保護推進協力員の人数を安定的に確保するために、推進員講習会の募集定員を増加させるなどの施策が必要である。	意見事項 12	P60
文化観光課	<b>文化財講演会の一般募集者について</b> 文化財講演会は、文化財公開事業の一部として実施している事業であり、より多くの区民が講演会に参加でき、文	意見事項 13	P64



	化財を広く周知し、地域の人々に文化財への理解と愛護心を広めるために、一般募集者の定員を拡大することが望ましい。		
文化観光課	<b>「江東区文化プログラム」ロゴマークの使用について</b> 令和5年3月4日・5日に実施された「受け継がれる匠の技～こうとうの伝統工芸～」のチラシに、令和4年3月31日に終了した「江東区文化プログラム」ロゴマークが誤って使用されていた。江東区文化プログラム事業事務取扱要綱では、ロゴマークの使用期限は令和4年3月31日までと規定されており、本来、使用できる期間でなかった。	指摘事項 4	P65
文化観光課	<b>工匠館の案内表示について</b> 掲示板に工匠館に関する情報を掲示(ロビー及び階段への案内表示板の設置の検討を含む)するなどし、工匠館の存在と位置をすぐに認識できるようにすべきである。	意見事項 14	P65
文化観光課	<b>工匠館の見学施策の見直しについて</b> 見学者の分散又は複数のクラスを同時に受け入れるためのスケジュールリング管理、地元の学校及び文化団体などと連携した実施方法の見直しが必要である。	意見事項 15	P66
文化観光課	<b>記録映画の貸出しについて</b> 工匠館や旧大石家住宅を含む区内施設並びに学校、地域団体と連携し、記録映画ビデオ貸出の存在を広く知らせる広報活動を強化するとともに、学校との協力を推進し、学校教育の一環として記録映画ビデオの利用を促進するなどして記録映画の活用を検討すべきである。	意見事項 16	P66
文化観光課	<b>未頒布書籍の管理について</b> 未頒布の書籍に対する適切な処分の規程などが存在しないため、これらの書籍の大部分は倉庫に保管された状態となっている。無駄な倉庫スペースの使用を軽減し、組織の効率性を向上させるためにも適切な処分基準を設け、効果的な管理が望まれる。	意見事項 17	P67
スポーツ振興課	<b>スポーツ施設におけるネーミングライツの活用について</b> ネーミングライツの活用により施設維持費の一助となり区の負担が軽減されること、また利用する企業においても知名度向上が図られることから、ネーミングライツの活用を検討されたい。	意見事項 18	P72
スポーツ振興課	<b>江東区シーサイドマラソンの参加料について</b> ランナーの参加料について、「ふるさと納税枠」や「チャリティ枠」の創設を望む。	意見事項 19	P73
スポーツ振興課	<b>辰巳少年野球場の利用時の駐輪について</b> 現地視察をした際、利用者の自転車が歩道脇に駐輪されている状況であったため、今後の対応を検討されたい。	意見事項 20	P76
青少年課	<b>特定業者への過度な発注頻度について</b> 安定的な事業の実施の観点及び価格の透明性を確保する観点から、特定業者への過度な依存は回避すべきであ	意見事項 21	P80

	るとともに、価格が適正かどうか等妥当性を十分に吟味する必要がある。		
青少年課	<b>請求遅延の防止について</b> 事業者からの請求については随時確認を行い、請求遅延が発生している場合には、繰り返し事業者に請求を促すとともに催促の履歴を残すことを検討されたい。	意見事項 22	P80
青少年課	<b>適切な備品管理について</b> 区の所有する備品について、その管理責任を十分に果たすため、実査担当者及び設置場所、照合結果を含む実査記録を適切に作成・保存しておくことが望ましい。	意見事項 23	P81
青少年課	<b>収支報告書のあり方について</b> 収支報告書は、委託費の妥当性を検証するとともに次年度以降の予算要求の際の参考資料となるものであるため、収支報告書への記載方法を整備するなど改善を図る必要がある。	意見事項 24	P81
青少年課	<b>青少年問題協議会の委員数について</b> 委員の人数について、青少年問題に係る情報共有や、より効果的な議論をするためにも委員が過不足なく選定されているかを定期的に検討することが望ましい。	意見事項 25	P82
青少年課	<b>青少年問題協議会における委員の出席状況について</b> 青少年問題協議会は2回開催されているが、2回とも8名の欠席が認められた。	意見事項 26	P82
江東図書館	<b>亀戸地域における図書館サービスの充実と地域間格差の縮小について</b> 区内の図書館空白地域の住民に対しても一定の図書貸出サービスの提供を検討し、図書館サービスの地域間格差を少なくする努力をされたい。	意見事項 27	P87
江東図書館	<b>スマートフォンによる図書館カードのバーコード表示やマイナンバーカードによる図書館カードの実用化について</b> 図書館カードについて、スマホ画面に表示させる方式、或いはマイナンバーカードを図書館カードとして利用することを検討されたい。	意見事項 28	P87
江東図書館	<b>開館時間の延長施策の再検討について</b> 開館時間を延長するだけでなく、前倒し(開館時間を朝9時から8時にする等)についても検討されたい。	意見事項 29	P88
江東図書館	<b>各図書館の特徴の明確化と特徴の区民への周知について</b> 各館の特徴についてホームページ等で明確にすることは急務であり、各館の特徴を明示することで、利用者の図書館の選択利用も促すことができるものとする。	意見事項 30	P89
江東図書館	<b>図書館におけるイベントの申込方法の改善を通じた住民サービス向上と職員の負担軽減について</b> 現在、図書館のイベントの申込みについては、電話或いは窓口で対応している。Web予約を導入し職員の負担軽減を図るとともに長期的なコスト削減を図るべきである。	意見事項 31	P90

江東図書館	ケイタイサイト(いわゆるガラケーサイト)の必要性について ケイタイサイト(ガラケーサイト)の必要性について検討することを望む。	意見事項 32	P91
江東図書館	電子図書館運営における入札の応募者確保と仕様書の改善について 電子図書館事業におけるプロポーザルの要件が事業目的に照らし過大なものとなっている。仕様書に求める要件は必要最小限のものとするべきである。	意見事項 33	P91
江東図書館	電子図書館等のシステム導入時におけるベンダーロックインを防ぐ方策について 電子図書館事業の競争性や適正性を確保するため、常に複数の業者の入札可能性を確保できるような具体的な手立てを講じる必要がある。	意見事項 34	P92
江東図書館	図書館間の蔵書・資料移動の車両運用の効率化と脱炭素政策の促進について 図書運搬用の車両(現在は2台、2ルート)について、利用状況に応じた対応を検討されたい。	意見事項 35	P93
江東図書館	オンラインデータベースのニーズに応じた契約本数の適正化と利用者への周知について オンラインデータベースのライセンス契約について周知を図るとともに、利用実績に応じたライセンス数を契約すべきである。	意見事項 36	P93
江東図書館	オンラインデータベースのプリントアウトサービスの全館における提供を通じた利用者サービス向上と生涯学習の促進について オンラインデータベースのプリントアウトにつき、データベース提供館全体で可能とし、各館のサービス水準の平準化と利用者サービスの向上を図ることが望ましいと考える。	意見事項 37	P94
江東図書館	区内図書館での同一図書の複数発注に関する対応について 書籍は図書館ごとに個別発注されるが、購入予定図書が重複した場合の調整等は、明文化されていない。限られた予算の中で多様な書籍を購入するためには、各館での個別発注を行うにしても、重複発注への一定の配慮が求められる。	意見事項 38	P95
江東図書館	館内OPAC専用PC端末の台数の適正化と図書館スペースの有効活用について 館内のOPAC専用端末の台数については利用状況に応じて見直すとともに、スペースを別の用途に転用するなどして、有効活用すべきである。	意見事項 39	P95
江東図書館	「生涯にわたり学習できる環境の充実」の指標に非来館の図書館サービス利用者を含める必要性について 「施策13 生涯にわたり学習できる環境の充実」の指標と	意見事項 40	P99

	して図書館来館者数(年間)があげられているが、非来館者図書館サービスを利用している人も指標に含めることが望ましい。		
江東図書館	<b>「取組」を評価するための定量的目標の設定について</b> 目指すべき図書館像を実現するための具体的な取組については、各図書館にて内容を毎年度設定し、それらを取りまとめサービス計画として策定することで、経営方針に基づく具体的な取組を推進することとしているが、「取組」を評価するための定量的目標を設定することが望ましい。	意見事項 41	P100
江東図書館	<b>レファレンスサービスの利用分析及び周知について</b> 各館のレファレンスサービスの利用件数について、各館ではばらつきがあるが、原因分析等は実施されていない。各図書館の数値の原因分析をすることで、サービスのあり方や改善に有用なヒントが得られることが期待できるため、タイムリーな分析を実施することが望ましい。	意見事項 42	P102
江東図書館	<b>SNSの積極的な活用について</b> 重点施策である「情報発信の強化」のために、公共施設のアカウトとしての適切性を保ちながら、よりアクティブな運用を工夫できる余地はまだあると考えられる。生涯学習事業に関連する他の施設と連携することで、これまで図書館を利用しなかった層へ図書館サービスを知ってもらう効果が期待できる。	意見事項 43	P103
江東図書館	<b>非利用者に対するアンケートの実施について</b> 利用者アンケートについて、利用者だけのアンケートに加え、非利用者へのアンケートについても検討されたい。	意見事項 44	P104
江東図書館	<b>館内の防犯対策について</b> 区内の複数の図書館で不審者情報が報告されている対策として、人感センサーの設置、音声アナウンスなど工夫の余地はあると思われる。	意見事項 45	P104
江東図書館	<b>委託先事業者の状況等のモニタリングについて</b> 窓口業務委託について、事業者の状況をモニタリングする手続きは明記されていない。委託業者について、定期的に重大な事故等がないかといった確認手続きなども検討されたい。	意見事項 46	P108
江東図書館	<b>リース機器等の定期的な棚卸の必要性について</b> IT資産の現況を定期的に把握することで、ハード・ソフトウェアの数や利用状況を可視化し、未稼働のパソコンやソフトウェアで無駄な保守・運用コスト、余剰ライセンスの発生を回避する効果が期待できる。また、システムの更改時期等を検討する場合にもリース物件台帳は有用と考えられるため、リース機器等の台帳整備及び定期的な棚卸の実施が望ましい。	意見事項 47	P109
江東図書館	<b>郵券等の受払簿について</b> 区が定期的実施する事務監査において、深川図書館	意見事項 48	P111

	は物品受払簿(ゴミ処理券)及び郵券受払簿の誤記入を指摘されている。作成者及びチェック者の注意に依拠するだけでなく、式の入っているセルを保護して変更ができないようにスプレッドシートを工夫するなどの対策も考えられる。		
江東図書館	<b>議事録作成の必要性について</b> 深川図書館での定例会における議事録の作成は、会議の報告事項や協議事項を参加者及び関係者と共有し業務に活かしていくためにもこれを継続されたい。	意見事項 49	P111

## 第4章 監査の結果及び意見

### 1. 生涯学習事業全般に関する事項

#### (1) 生涯学習情報提供事業について

江東区では、区民が主体的に生涯学習に取り組み、習得した成果を地域に活かせる環境を整備するため、生涯学習情報提供事業を実施している。生涯学習は、学校教育や家庭教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、様々な場や機会において行う学習であり、生涯学習に関する普及啓発を充実させるとともに、区民の誰もが好きな時に学び、誰もが参加できる多様な学習の場・機会の提供や生涯学習団体等の継続的な活動に対する支援を充実させ、区民が主体的に学習、習得した成果を地域に活かす仕組みづくりをしている。

#### ① 社会教育関係団体登録制度

区内で自主的に社会教育活動(教養、芸術・文化、職業技術、国際交流、健康・生活、青少年健全育成、ボランティア、伝統文化、スポーツ、レクリエーションなど)を実践している団体について、登録制度を通して育成と活動の支援を行っている。登録団体は、区立の学校施設及び区民館、総合区民センターなどの施設を利用する場合に使用料の減額又は免除を受けることができるとともに社会教育に関する資料及び情報の提供を受けることができる。なお、各年度における登録団体数は以下のとおりである。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規登録団体数	59 団体	44 団体	59 団体
社会教育関係団体登録数	971 団体	846 団体	907 団体

#### ② 団体情報利用案内

区民の文化、学習並びにスポーツなどの学習活動の支援や、学習の成果を活かすことを目的として、区内を中心に活動している団体の情報を提供し、区民の学習活動の促進を図っている。なお、各年度における登録団体数及び区民等からの問合せ件数は以下のとおりである。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
情報提供団体登録数	589 団体	570 団体	596 団体
問 合 団 体 数	152 団体	227 団体	348 団体
問 合 件 数	93 件	112 件	197 件

\* 登録団体数には、社会教育関係団体(団体情報登録承諾団体)のほか社会教育関係団体に準ずる団体を含む。

### ③ 人材情報利用案内

区民の文化、学習並びにスポーツなどの学習活動の支援や、学習の成果を活かすことを目的に、区や財団等で講師を依頼した者及び地域で活動する意思を保持する者の情報を提供することにより、区民の学習活動の促進を図っている。なお、各年度における登録人材数及び区民等からの問合せ件数は以下のとおりである。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規登録者数	2人	2人	7人
人材情報登録者数	134人	136人	106人
問合せ人材数	7人	10人	19人
問合せ件数	7件	9件	10件

### (2)実施した監査手続

- ① 生涯学習情報提供事業が適切に実施しているかを把握するために関係法令、関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ② 生涯学習情報提供事業を効果的、効率的に実施しているかを把握するために関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ③ 生涯学習情報提供事業に関連する関係帳簿、台帳等の管理及び運用状況の把握のため現地視察を行った。

### (3)監査の結果及び意見

#### ◀指摘事項1>登録団体のホームページアドレスの記載について(文化観光課・スポーツ振興課)

江東区は社会教育関係団体に登録している団体のうち希望する団体について、江東区のホームページ上で、団体名、加入条件、主な活動場所、主な活動日時の他、一言アピールや団体のホームページアドレス等を掲載している。このうち、団体のホームページアドレスが既に有効でなく、正しいホームページにアクセスできない状況になっている団体が52件あった。区が発信する情報は利用者が無条件で信頼する傾向が高いため、常に正確な情報を掲載するよう努めなければならないものとする。よって登録事項や掲載事項に変更が生じた場合には遅滞なく変更手続きを行うよう登録団体に促し、掲載情報の信頼性を確保すべきである。

#### (文化関係団体)

登録No.	団体名	掲載されている URL	状態
7-7	Chor Merrily(コールメリリー)	<a href="http://music.geocities.jp/chormerrily/home/">http://music.geocities.jp/chormerrily/home/</a>	HPに到達せず
8-9	Pride of "ESTEAM"	<a href="https://www.facebook.com/KaetuMarchingbandandEsteam/">https://www.facebook.com/KaetuMarchingbandandEsteam/</a>	HPに到達せず

	(プライドオブエスティーム)		
8-11	大正琴絃容会	<a href="http://www26.tok2.com/home/genyokai/">http://www26.tok2.com/home/genyokai/</a>	HP に到達せず
9-3	深川とつくり座	<a href="http://homepage3.nifty.com/tokkuriza/">http://homepage3.nifty.com/tokkuriza/</a>	HP に到達せず
17-9	家庭教育ファシリティ協会	<a href="https://katefaci.wixsite.com/koto">https://katefaci.wixsite.com/koto</a>	HP 到達するが HP として機能していないのではないか
17-10	のびるの会	<a href="http://nobirunokaijmdofree.com/">http://nobirunokaijmdofree.com/</a>	HP に到達せず
24-9	NPO 法人ネイチャーリーダー江東	<a href="http://nlkoto.sakura.ne.jp/">http://nlkoto.sakura.ne.jp/</a>	HP に到達せず

(スポーツ関係団体)

登録No.	団体名	掲載されている URL	状態
27-36	ともえクラブ	<a href="http://www6.ocn.ne.jp/~tomoevbc/index.htm">http://www6.ocn.ne.jp/~tomoevbc/index.htm</a>	HP に到達せず
27-38	七友クラブ	<a href="http://nanayu-clud.amebaownd.com">http://nanayu-clud.amebaownd.com</a>	HP に到達せず
27-46	深三クラブ (OB・OG会)	<a href="http://www22.tok2.com/home/fukasan/">http://www22.tok2.com/home/fukasan/</a>	HP に到達せず
28-1	ICHIDAI ミニバスケットボールクラブ	<a href="http://peraichi.com/landing__pages/view/ichidai">http://peraichi.com/landing__pages/view/ichidai</a>	URL 誤記載 __ は半角が正しい
28-4	五砂ウイングス MBC	<a href="http://www.team-web.jp/wings/l:te/index.php">www.team-web.jp/wings/l:te/index.php</a>	HP に到達せず
28-20	kenkenz	<a href="http://kenkenz.main.jp">http://kenkenz.main.jp</a>	HP に到達せず
28-21	CMB バスケットボールクラブ	<a href="http://club.ap.teacup.com/cmb_club/">http://club.ap.teacup.com/cmb_club/</a>	HP に到達せず
29-10	南央卓球クラブ	<a href="https://blog.goo.ne.jp/×1hp">https://blog.goo.ne.jp/×1hp</a>	HP に到達せず
30-5	北砂アイガー	<a href="http://www.geocities.jp/kitasuna_eiger/">http://www.geocities.jp/kitasuna_eiger/</a>	HP に到達せず
30-7	江東ジョーズ	<a href="https://kotojows.jp/">https://kotojows.jp/</a>	HP に到達せず
30-9	江東リトル・シニアリーグ野球協会	<a href="http://www9.plala.or.jp/kohto89/setstats1">http://www9.plala.or.jp/kohto89/setstats1</a>	HP に到達せず
30-10	サクラ野球クラブ	<a href="http://www.sakurabaseballclub.fc2web.com">www.sakurabaseballclub.fc2web.com</a>	HP に到達せず
30-12	東雲メッツ	<a href="http://momonga-net.com/baseball/welcome.do?team=s_mets">http://momonga-net.com/baseball/welcome.do?team=s_mets</a>	HP に到達せず



30-13	砂町ジャガーズ	<a href="https://www.sunamachi-jaguars.com/">https://www.sunamachi-jaguars.com/</a>	HP に到達せず
30-15	東京北砂リトルリーグ	<a href="http://tkll.com/indexs.html">http://tkll.com/indexs.html</a>	HP に到達せず
30-19	ビッグフォージュニア	<a href="http://sports.geocities.jp/big4_koto/information">http://sports.geocities.jp/big4_koto/information</a>	HP に到達せず
30-20	深川クラブ	<a href="http://sports.geocities.jp/koto_fukagawa_club/">http://sports.geocities.jp/koto_fukagawa_club/</a>	HP に到達せず
30-22	深川ライナーズ	<a href="http://www.fukagawa-liners.com/">http://www.fukagawa-liners.com/</a>	HP に到達せず
30-34	三亀いすソフトクラブ	<a href="https://www.facebook.com/kantowheelchairsoftboll/">https://www.facebook.com/kantowheelchairsoftboll/</a>	HP に到達せず
31-7	江東少年サッカークラブ東陽	<a href="http://kotofc.com/toyo/pc/">http://kotofc.com/toyo/pc/</a>	HP に到達せず
31-15	フットボールクラブ大島	<a href="http://fcoojimakoto.wixsite.com/">http://fcoojimakoto.wixsite.com/</a>	HP に到達せず
32-3	義櫻塾剣士会	<a href="http://www.geocities.jp/gioujuku/info.html">http://www.geocities.jp/gioujuku/info.html</a>	HP に到達せず
32-6	城東砂町剣友会	<a href="http://www.sumanatiginza.web.fc2.com">http://www.sumanatiginza.web.fc2.com</a>	HP に到達せず
32-7	真水剣友会	<a href="http://www.2.tbb.t-com.ne.jp./sinsui/index.html">http://www.2.tbb.t-com.ne.jp./sinsui/index.html</a>	HP は存在するが記載の URL では到達しない
32-12	南砂剣豪会	<a href="http://homepage3.nifty.com/nango/index.html">http://homepage3.nifty.com/nango/index.html</a>	HP に到達せず
32-16	辰巳剣友会	<a href="http://tatuken.wp.xdomain.jp">http://tatuken.wp.xdomain.jp</a>	URL 誤記載 (正) tatsuken
33-4	空手道一友会 城東クラブ	<a href="http://sports.geocities.jp/ryyjj348/">http://sports.geocities.jp/ryyjj348/</a>	HP に到達せず
33-8	住吉 空手クラブ	<a href="http://ryusinkan—karate.jimdofree.com">http://ryusinkan—karate.jimdofree.com</a>	URL 誤記載 (正) ryushinkan —は半角が正しい。
33-13	NPO・JYPES 拳心塾	<a href="http://homepage3.nifty.com/kenshinjuku/">http://homepage3.nifty.com/kenshinjuku/</a>	HP に到達せず
33-16	拳行館空手道	<a href="http://www.kenkokan-karate.com">www.kenkokan-karate.com</a>	HP は存在するが記載の URL では到達しない
34-22	日置當流一水会	<a href="http://sports.geocities.jp/sekine1009/">http://sports.geocities.jp/sekine1009/</a>	HP に到達せず
34-24	琉球古武道協会 江東支部	<a href="http://homepage3.nifty.com/kenshinjuku/">http://homepage3.nifty.com/kenshinjuku/</a>	HP に到達せず
34-27	日本拳法 波頭館	<a href="http://sites.google.com/view/hatokan">sites.google.com/view/hatokan</a>	HP に到達せず
37-31	城東スクエアダンスクラブ	<a href="http://www.geocities.jp/jotosquare">http://www.geocities.jp/jotosquare</a>	HP に到達せず

37-34	Asuka Hula Friends	<a href="http://www.Geocities.jp/asukahula">http://www.Geocities.jp/asukahula</a>	HP に到達せず
37-41	Little Wings	<a href="https://www.instagram.com/little-wings.1995/">https://www.instagram.com/little-wings.1995/</a>	HP に到達せず
37-44	Merienda	<a href="http://ameblo.jp/kor-htm/">http://ameblo.jp/kor-htm/</a>	HP に到達せず
38-4	ダンス・プリムローズ	<a href="http://www.geocities.jp/dance_primrose1999/index_koshi.htm">http://www.geocities.jp/dance_primrose1999/index_koshi.htm</a>	HP に到達せず
40-2	城東スポーツクラブ	<a href="https://www.facebook.com/城東スポーツクラブ/320737301302595">https://www.facebook.com/城東スポーツクラブ/320737301302595</a>	HP に到達せず
40-4	目白台海洋少年団	<a href="http://mejirodai.jsf-japan.tokyo/">http://mejirodai.jsf-japan.tokyo/</a>	URL 誤記載 (正) mejirodai
40-10	LILY バトンスタジオ	<a href="http://lilibatostudiotokyo.amebaownd.com">http://lilibatostudiotokyo.amebaownd.com</a>	URL 誤記載 (正) lilybatonstudio tokyo
40-13	三大ダブルダッチ	<a href="https://www.instagram.com/sandai_doubl edutch">https://www.instagram.com/sandai_doubl edutch</a>	HP に到達せず
40-15	江東区スケートボード愛好会	<a href="http://www.1dayskatepark.com">http://www.1dayskatepark.com</a>	HP に到達せず
40-23	江東区テニス連盟	<a href="http://www.koto—tennis.com/">http://www.koto—tennis.com/</a>	URL 誤記載 — は半角が正しい
40-24	江東区軟式野球連盟	<a href="http://www.kotobb1.com">http://www.kotobb1.com</a>	HP に到達せず

#### <意見事項1>受付名簿の記載について(文化観光課)

区が実施する情報利用案内では、電話問い合わせに対応するため、受付名簿に情報を記録して、案内内容を管理している。受付名簿には問い合わせ者の基本情報(住所、氏名、連絡先)だけでなく、利用目的や提供団体名・提供内容も記載している。

しかしながら、令和4年度には受付名簿への記載漏れがいくつか発生しており、利用目的、提供団体名、提供内容が記録されていない受付名簿が数件ある。また、日付が欠落している受付名簿も複数見受けられ、対応者の名前が記載されていない受付名簿も存在している。受付名簿は、情報利用案内の実施状況を記録する貴重な資料であり、施策の効果を評価するために欠くことができない。正確で包括的な情報が受付名簿に記載されることは、区のサービス品質の向上に貢献すると期待されるため、慎重に対処し、効果的な情報提供の実現が望まれる。

#### (4) 施設の利用料金等における現金の取扱いについて

今回の監査で監査対象となった施設のうち、男女共同参画推進センターの施設利用料とスポーツ施設の利用料について現金の取扱いがあった。このうち、男女共同参画推進センターの施設の利用申し込みは、施設予約抽選(申込用紙を提出)、先着順(窓口、電話、Web(パソコンまたは携帯電話))で、仮予約を行い、期日までに利用料

の支払いを実施すると、予約が確定となる。なお、Web予約は、事前に窓口で利用者の登録が必要であり、利用料はすべてセンター窓口での現金払いとなっている。

**<意見事項2>キャッシュレス決済の推進について(男女共同参画推進センター・スポーツ振興課)**

施設利用申し込みの利便性向上の観点から、予約抽選含めた一連の申し込みのWebないしアプリ化を検討する余地があり、利用料決済の利便性向上の観点から、決済手段の多様化(振込、カード)を検討する余地があると考え。特に利用料決済にあたっては、管理の煩雑性に鑑み、施設職員の事務負担の軽減の観点からも、キャッシュレス化を検討していくことが望ましい。

**(5) 図書の情報について**

男女共同参画推進センターは、男女共同参画社会の実現にかかわる啓発や問題等を解決するために女性学や男性学などに関する参考図書や国・都道府県・区市町村が発行する行政資料の閲覧などができる『情報資料室』を開設しており、約3,000冊の蔵書を有している。参考図書は、江東区男女共同参画行動計画に沿ってセンター独自で購入するユニークなものである。蔵書の台帳管理、貸出し管理はExcelにより実施されており、未返却時の督促など、適切に実施されている。

**<意見事項3>図書の情報共有について(男女共同参画推進センター・江東図書館)**

現在、男女共同参画推進センターの蔵書に関する情報は図書館等とは連携していない。男女共同参画は、生涯学習の上でも非常に重要な分野で、江東図書館等でも特集コーナーが作成されている。このような関心の深いテーマであるにもかかわらず、関連する図書の所蔵が図書館のシステムで確認できず、情報資料室における貸出冊数も限定されていることは、区民へのサービス提供、そして蔵書の有効活用の観点から疑問が残る。よって、オンラインでの図書の検索、図書館が貸出し中の場合の相互の融通等、利用者の利便をさらに図るために図書情報の連携が望まれる。

## 2. 男女共同参画推進センター

### (1) 施設の概要

男女共同参画推進センターは、江東区の男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に行い、本区の男女共同参画社会の実現を目標としている。

同センターの管理・運営は、平成23年4月1日より、従前の公益財団法人江東区文化コミュニティ財団への指定管理委託によらず、区の直営とした。

#### ① 施設の概要

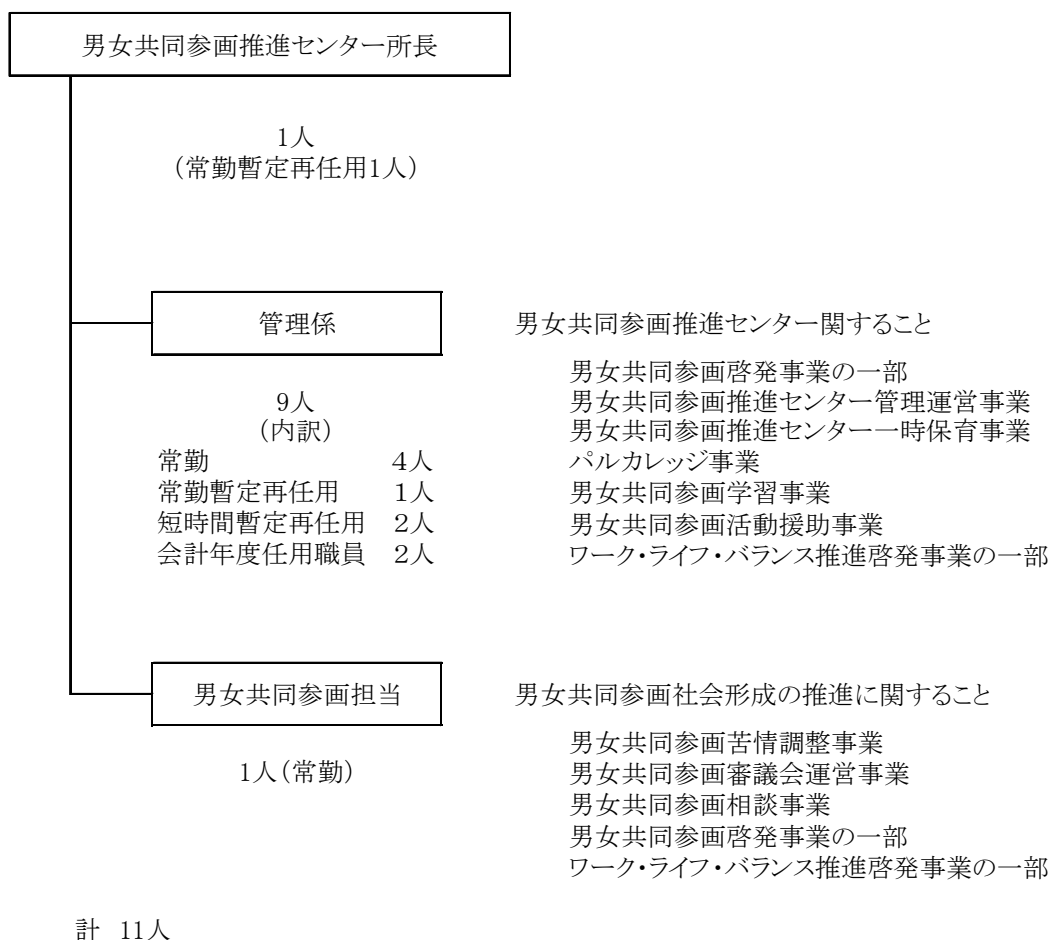
項目	内容
所在地	江東区扇橋三丁目22番2号
担当部・課	総務部・男女共同参画推進センター
根拠法令	江東区男女共同参画条例(平成16年3月江東区条例第1号)
施設の設置目的	誰もが性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮していく「江東区」を実現するための、区民の活動拠点となる。
開設年月日	平成3年4月3日
施設構造	敷地面積:1,462.32 m <sup>2</sup> 延床面積:3,421.16 m <sup>2</sup> 構造:鉄筋コンクリート造り、地上4階、地下1階 施設全体の名称は「パルシティ江東」であり、全体管理を男女共同参画推進センターが所管している。 ※消費者センターと軽食喫茶室を併設している。  施設の概要は次の通り(公開・貸出ししているもの) 地下1階:音楽スタジオ、創作室、作品室、登録団体ロッカー一室 1階:レクホール、エントランスホール(展示交流コーナー) 2階:情報資料室、さくらんぼ保育室、第2会議室、活動室 3階:第1会議室、第1/第2/第3研修室、和室、調理実習室 屋上: 炉室

#### ② 設置目的

平成3年3月、「江東区女性センター」として開館。女性の地位向上と社会参加を促進するとともに、区民の文化の高揚と福祉の増進を図る。

平成16年4月、「江東区男女共同参画推進センター」に改称。男女共同参画社会を実現するための諸施策を推進する区民の活動の拠点施設と位置付ける。

③ 運営体制



④ 会議室等貸出し(収入統計)

4,494 件 / 61,679 人(人数は炉室、展示・交流コーナーを除く)

(2) 事業の概要

① 男女共同参画行動計画の進捗状況報告

令和3年3月に策定した第7次行動計画(5ヵ年計画)「男女共同参画KOTOプラン2021」に基づき、令和3年度に各所管が実施した全施策の進捗状況を調査し、その実績をとりまとめた「令和3年度進捗状況調査報告書」を令和4年6月に作成した。

② 男女共同参画審議会及び男女共同参画推進行政会議

区の施策、方針決定過程に女性の参画を促進し、多様な視点を区政に反映するため、男女共同参画審議会と区内推進機関である男女共同参画推進行政会議を

開催している。令和4年度は審議会を4回、行政会議を2回開催した。

③ 広報誌「Pal Cato(パルカート)」の発行

号	発行日	発行部数	頁	
48	令和4年 11月11日	308,000部 (301,000部 を全戸配布)	4	①「無意識の思い込み」にとられない多様性を認め合う社会に ②江東区DV相談だより ③江東のひと（区内在住の方） 区内企業に見るワーク・ライフ・バランスの取組 ④ 江東区男女共同参画センターNEWS

④ 男女共同参画活動援助事業

男女共同参画推進センターでは以下のとおり「男女共同参画フォーラム」と「パルシティまつり」を年1回ずつ開催している。

【男女共同参画フォーラム】

男女共同参画にかかわる学習活動団体が自主企画する活動発表・情報交換の場として令和4年11月13日に開催した。

企画数：12企画 受講者数：延べ265人

【パルシティまつり】

男女共同参画活動登録団体の活動成果の発表・団体間交流・区民交流の場として令和5年3月12日に開催した。

来場者数：750人

予算額	1,501,000円	決算額	1,182,665円	執行率	78.8%
-----	------------	-----	------------	-----	-------

⑤ 男女共同参画学習事業

男女共同参画意識の向上及び女性の経済的自立と自己実現の推進を図るための学習講座を実施している。企画・運営は経験のある業者に委託、「男女共同参画KOTOプラン2021」に掲げる目標・課題に沿った講座展開を図っている。

講座数：32講座 受講生：延べ1,080人

このうち、区内中学校5校において出前講座を行い、延べ465人が受講した。

(出前講座)

テーマ	学校名	対象	受講者数
デートDV防止啓発	第二南砂中学校	中学2年生	141人

性の多様性を考える、LGBTの理解促進	辰巳中学校	中学1・2年生	117人
	辰巳中学校	中学3年生	45人
	辰巳中学校	教員	14人
	深川第八中学校	教員	23人
性別にとらわれない進路選択	有明西学園	中学3年生	64人
	南砂中学校	中学1～3年生	61人

予算額	18,654,000 円	決算額	18,266,332 円	執行率	97.9%
-----	--------------	-----	--------------	-----	-------

#### ⑥ パルカレッジ事業

男女共同参画社会について理解し、自己啓発のもと性別役割分業にとらわれない地域活動を自ら展開する人材を養成するため、講義とグループディスカッションを取り入れた連続講座を開催している。第30期江東区パルカレッジは令和4年5月から7月にかけて全8回の講座を実施し、13名が修了した。なお、令和4年度は新型コロナウイルスの感染症の拡大により定員を通常の半数程度に設定した。

予算額	1,572,000 円	決算額	1,057,381 円	執行率	67.3%
-----	-------------	-----	-------------	-----	-------

#### ⑦ 保育室運営

幼児を保育する保護者の活動領域の拡大と学習機会の確保を目的として実施しており、男女共同参画推進センターの利用者、審議会等の委員及び区主催事業の参加者の幼児を預かることにより参加を促進する。令和4年度中は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和5年1月まで保育定員は半数程度としつつも、延べ452人の幼児の保育を行った。

#### ⑧ 男女共同参画苦情調整事業

男女共同参画条例に基づき、区が実施する男女共同参画社会の形成等に関する施策による人権侵害等の苦情に対し調整を行う第三者機関を設置している。調査、是正勧告、意見の表明等苦情の調整を行う男女共同参画苦情調整委員(弁護士、人権擁護委員)2名を設置している。

予算額	139,000 円	決算額	0 円	執行率	0%
-----	-----------	-----	-----	-----	----

#### ⑨ 男女共同参画相談事業

家庭・地域における男女共同参画の阻害要因となるものを取り除き、男女共同参画社会の形成を推進する。特に女性に対するDVは重大な人権侵害と捉え、相談事業に力を入れている。また、令和3年7月より男性DV電話相談及びLGBT等電話相談の2事業を開始した。

予算額	33,489,000 円	決算額	30,237,641 円	執行率	90.3%
-----	--------------	-----	--------------	-----	-------

⑩ ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業

多様な働き方により、仕事と仕事以外の生活の調和を実現させることが個人にも企業にも好ましい相乗効果を高め、ひいては社会全体にも活力が生まれていくという取組で、区民向け及び企業向けにワーク・ライフ・バランスを啓発するための講座等を実施している。令和4年度は、区内中小企業の管理職や人事担当者を対象に下記の4講座を開催し延べ23人が受講した。

講座テーマ
「職場のメンタルヘルス対策とコミュニケーション研修」
「男性にも知ってほしい！ 女性の健康とキャリアの関係」
「男性育休のメリットと職場の風土づくり」
「相手目線で考える！ LGBT等研修」

予算額	374,000 円	決算額	373,120 円	執行率	99.8%
-----	-----------	-----	-----------	-----	-------

(3) 実施した監査手続

- ① 施設及び事業の管理及び運営状況の把握のため関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ② 施設の管理及び運用状況の把握のため現地視察を行った。

(4) 監査の結果及び意見

＜指摘事項2＞ 定期的な資産の棚卸しについて

現在、財務会計システムを介して、年に一度の棚卸資産の報告が実施され、増減については把握されているものの、すべての現物と照合することは実施されていない。固定資産・備品台帳と現物の紐づけを網羅的に行い、所在の確認や状況の把握を実施するために、財産の実地棚卸しを行い、台帳と現物を整合させることが必要である。年に一度の棚卸しを実施し、台帳と現物の整合性を継続的に図っていくべきである。

<p>(江東区物品管理規則 抜粋)</p> <p>第24条第3項 物品管理者は、毎年度3月末現在における財務会計システムの記録事項と供用備品とを照合し、数値その他の内容に誤りがないことを確認のうえ、供用備品現在高調書により会計管理者に報告しなければならない。</p>
---

＜意見事項4＞ 固定資産台帳・備品台帳と現物の紐づけ管理について

固定資産台帳・備品台帳と資産現物を照合した結果、絵画について、備品のシールが壁に固定する留め具に隠れて全く見えないものがあり、現物と台帳の照合が直



ちに実施できない状況であった。また、留め具を外して資産番号を確認した結果、別の場所に飾られている絵画と同一の番号が記載されていた。2つの絵画には、同一のサインがあり、同様の画風であることから、一対の作品であった可能性もあるが、台帳の記載からは判明しない。

財産管理の観点から、台帳と現物の紐づけが円滑に実施できるよう、一対の作品であればその旨が分かるように記載するか、別個に価値がある作品であれば、台帳を分割するか検討するべきである。

#### <意見事項5> 随意契約で業者を継続する際の評価について

男女共同参画学習事業運営業務委託、窓口等業務委託、男女共同参画相談室運営業務委託は、いずれも令和3年度を対象にプロポーザルにより業者選定が実施された。各業務委託の実施要領には、委託期間(もしくは契約期間)の項目に、「業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を回まで更新することができる。」と規定があり、令和4年度においては、本項目を基に随意契約で契約が締結されている。この際、「業務実績が良好」の判断については、所管課による判断とされており、特に判断基準が示されていないため、業者推薦書にその旨のみ記載され、随意契約が実施されている。

手続的に問題はないが、一方で、年度の業者のパフォーマンス評価について、より詳細な評価は実施されていない。契約を更新するにあたっては、仕様書の記載事項及びプロポーザルに記載された事項が実際に実施され、目的とした効果が発現されており、契約を再度締結するにふさわしいか、改めて評価することが望ましいと考える。

#### <意見事項6> 施設の稼働状況について

男女共同参画推進センターは、階段式電動イス205席を有するレクホール、107㎡の音楽スタジオ、茶室を有する68㎡の和室、109㎡の調理実習室等の施設を有している。江東区男女共同参画推進センター条例施行規則(平成3年3月1日 規則第4号、令和4年4月1日施行)第2条第1項で、開館時間は午前9時から午後10時までと規定されている。現在、同センターでは、利用者を制限せず(ただし営利利用はできない)、午前(9時から12時)、午後(13時から17時)、夜間(18時から22時)に分けて広く貸出している(音楽スタジオは2時間制)。下表に示した令和4年度の設備別の利用状況を見ると、レクホールは全時間帯合計で79.2%と高い稼働率となっているが、その他の設備の稼働率はすべて全時間帯合計では50%を下回っており、特に夜間の稼働率が低い。最も低いところでは、調理実習室(全時間帯合計17.4%、同夜間6.5%)、和室(全時間帯合計31.7%、同夜間3.9%)となっている。

施設の維持管理コストに鑑みると、更に広く周知を図る等、施設の稼働率を高める方策を検討する、あるいは設備によっては公開の時間帯を再検討してコストを圧縮する等の方策を検討することが望ましいと考える。

【参考】施設毎の稼働率（江東区男女共同参画推進センター施設別利用率報告書より抜粋、平日・土曜・日曜祝日の合計値による）

施設	令和4年4月1日～令和5年3月31日 稼働率						合計
	午前 (9～12時)		午後 (13～17時)		夜間 (18～22時)		
レクホール	85.7%		71.9%		79.8%		79.2%
第1会議室	45.1%		53.9%		11.6%		36.8%
第2会議室	52.8%		46.3%		10.7%		36.6%
第1研修室	52.2%		50.4%		17.8%		40.2%
第2研修室	46.9%		46.6%		17.2%		36.9%
第3研修室	48.7%		51.3%		22.0%		40.7%
和室	49.6%		41.5%		3.9%		31.7%
創作室	45.7%		78.3%		11.9%		45.3%
調理実習室	22.8%		22.8%		6.5%		17.4%
陶芸炉室	40.8%		40.7%		40.7%		40.7%
展示・交流コーナー	24.3%		24.3%		24.3%		24.3%
音楽スタジオ	① 28.0%	② 39.5%	③ 57.9%	④ 56.8%	⑤ 51.3%	⑥ 60.1%	48.9%

#### ＜意見事項7＞出前講座のさらなる拡充について

男女共同参画推進センターでは、男女共同参画KOTOプラン2021の目標・課題の、保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進(施策3)、セクシュアリティについての理解の促進(施策4)、企業におけるワーク・ライフ・バランス推進(施策12)に沿った施策として、出前講座を実施している。令和4年度は、中学校生徒、教職員向けの出前講座7講座を実施した。令和5年度は学校向け出前講座を8講座、企業向け出前講座を4講座予定している。

特に、学校向けの出前講座は、固定的な意識が形成される以前の若年層向けの教育の重要性に鑑み、男女平等・様々な性の尊重というテーマを取り出して、生徒・教職員が直接考える機会を与える貴重な場であると考え。従って、中学校向けの講座を、より多くの学校を対象に実施することが望まれる。また、将来的には出前講座の対象範囲を小学校まで拡充することも検討して頂きたいと考える。さらに、出前講座に限らず、低年齢層から男女平等・様々な性の尊重を直接的に扱う機会を探ることも検討する価値があると考え。

#### ＜意見事項8＞男女共同参画施策による苦情申出制度の周知について

江東区は、男女共同参画条例(平成16年3月17日 条例第1号(平成16年10月1日施行)第13条第2項の規定に基づき、区が実施する男女共同参画社会の形成等に関する施策による、人権侵害等の苦情に対し調整を行う第三者機関として男女共同参画苦情調整委員を設置している。委員は、施策を実施する関係部署等に関し、資料・説明要求、是正勧告、意見表明、措置報告の要求などを行う。委員は弁護士(人

権擁護委員)、人権擁護委員の2人で、任期は2年である。

苦情申出制度の実績をみると、平成31年度から令和4年度までの5年間で、苦情の申出件数は0件であり、制度が活用されているとは言い難い。問題・課題に直面している人々から、施策の修正のみならず、新しい施策への示唆も得られる貴重な制度だが、申し出の対象やその範囲が周知されているとは言い難く、具体例を示すなどして、さらに周知に努めることが望ましいと考える。例えば、江東区では、過去に、区立中学校の制服の問題が、申出されたことがあり、最近、他自治体においては、公立高校の男女別学についての申出があった。広報誌、広報番組、ホームページ等を通じ、具体的な例を示して、さらに周知に努めることが望ましいと考える。

(江東区男女共同参画条例 抜粋)

**(苦情の申出)**

第13条 区民及び事業者は、区が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策による人権侵害に対する苦情がある場合は、区長に申し出ることができる。

2 区長は、前項の規定による苦情の申出に適切に対応するために第三者の機関を設置するものとする。

3 前項の第三者の機関は、第1項の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、江東区男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

### 3. 文化観光課

文化観光課は、観光推進係、文化財係からなり、文化及び観光の振興に関する事務を行っている。また、文化センター8館(総合区民センター含む)、江東公会堂、芭蕉記念館、深川江戸資料館、中川船番所資料館を所管している。各館の管理及び運営については、平成18年4月1日から指定管理者として、公益財団法人江東区コミュニティ財団が行っている。

主な分掌事務は、次のとおりである。

- ① 観光推進係は、観光振興に関する事務、芸術・文化に関する事務、公益財団法人江東区文化コミュニティ財団に関する事務、社会教育関係団体等に関する事務を行っている。
- ② 文化財係は、文化財の保存保護及び普及、文化財及び郷土資料の収集等に関する事務を行っている。

#### 3-1. 文化財保護事業

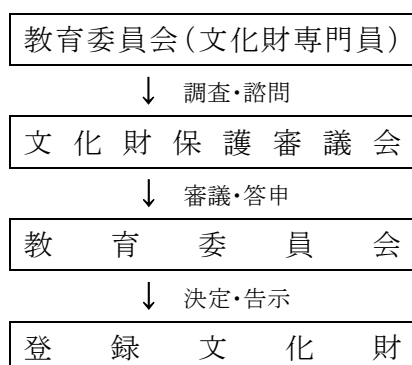
##### (1)文化財保護事業について

江東区では、文化財が郷土の歴史、文化等の正しい理解に欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものとして、文化財の保存及び活用が適切に行われるよう次のような施策を実施している。

##### ① 文化財の登録及び指定

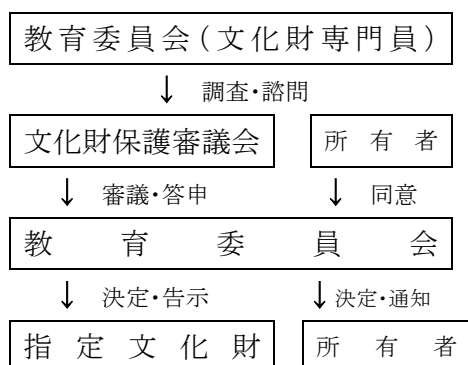
江東区では、区の域内に存する文化財について、その保存及び活用のため江東区文化財保護条例(昭和55年10月11日)を制定し、文化財を調査し、必要と認められたものを区登録文化財として、江東区文化財登録台帳に登録している。また、区登録文化財のうち重要なものを区指定文化財として指定している。

文化財が登録されるまでのフローは以下のとおりである。



教育委員会が行う調査は、専門的な技術や知識を有する文化財専門員(学芸員)が行う。  
次に、その調査結果を文化財保護審議会に諮問する。  
文化財保護審議会は諮問事項を審議し、登録文化財として適当と認めるものを答申する。  
答申を受け、教育委員会が登録文化財として決定し、告示することによって効力が生ずる。

登録文化財が指定されるまでのフローは以下のとおりである。



登録文化財の指定は、文化財の登録フローと概ね同様であるが、指定文化財になると、その保護に強い規制が加えられるため、所有者にあらかじめ同意を必要とすることが異なる。

文化財保護審議会の答申を受け、教育委員会が指定文化財として決定し、告示することによって効力が生ずる。

なお、令和5年4月1日現在の区登文化財は1,057件(国指定・登録及び都指定文化財を含む)、区指定文化財は49件である。

令和4年度文化財集計表

(令和5年4月1日現在)

種 別	登録件数	国指定	国登録	都指定	区指定
有形文化財(建造物)	126	4	1		7
有形文化財(絵画・彫刻・工芸品)	199			2	12
有形文化財(書跡・典籍)	3				
有形文化財(古文書)	16				3
有形文化財(考古・歴史資料)	170			1	5
無形文化財(工芸技術)	28				6
無形文化財(生活技術)	1				2
有形民俗文化財	250				11
無形民俗文化財(風俗慣習)	2				
無形民俗文化財(民俗芸能)	5			3	1
史 跡	256	1		6	2
名 勝	1			1	
合 計	1057	5	1	13	49

文化財の指定・登録・解除の状況(令和4年度)

項目	文化財	種別	告示日	江東区公報	教育委員会	文化財保護審議会	
①	新規指定	園女歌 仙桜碑	指定文 化財(歴 史資料)	令和4 年8月1 日指定	(第894 号)令和4 年8月15 日号	令和4年第6 回定例会(審 議事項)	第317回議 事録案(答 申)
②		園女歌 仙桜之 碑	指定文 化財(歴 史資料)	令和4 年8月1 日指定	(第894 号)令和4 年8月15 日号	令和4年第6 回定例会(審 議事項)	第317回議 事録案(答 申)
③		船大工	指定無 形文化 財(生活 技術)	令和5 年5月 10日指 定	(第904 号)令和5 年6月15 日号	令和5年第4 回定例会(審 議事項)	第322回議 事録案(答 申)
④	新規登録	貝漁及 び鰻漁 関連資 料9点	登録有 形民俗 文化財	令和5 年5月 18日登 録	(第904 号)令和5 年6月15 日号	令和5年第4 回定例会(審 議事項)	第322回議 事録案(答 申)
⑤	指定・登録解除	相撲呼 出し裁着 袴製作	指定無 形文化 財(工芸 技術)	令和5 年1月 10日登 録の解 除	(第900 号)令和5 年2月15 日号	令和4年第 12回定例会 (審議事項)	第319回議 事録案(答 申)
⑥	登録解除	提灯製 作	登録無 形文化 財(工芸 技術)	令和4 年11月 1日登録 の解除	(第897 号)令和4 年11月15 日号	令和4年第 10回定例会 (報告事項)	第319回議 事録案(答 申)

(区より提出を受けた資料をもとに監査人が作成)

② 文化財保護審議会

文化財の登録・指定及び認定(無形文化財)並びに登録・指定及び認定(無形文化財)の解除にあたっては、文化財保護審議会に諮問し、審議会は文化財の保護及び活用に関する事項を調査審議し、公平公正で適切な登録等手続きが実施できる体制を整備している。

委員の員数は、6人以内(臨時委員を除く)とし、任期は2年(再任を妨げない)、会長及び副会長を各1人置き委員の互選により定めることとしている。審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができず、議事は、委員の過半数をもって決する。

文化財保護審議会委員

	役職	専門分野	再任又は新任
A	会 長	美術・工芸	再任
B	副 会 長	日本近代史	再任
C	委 員	近代建築史・近代住宅史	再任
D	委 員	美術史	再任
E	委 員	近世史	再任
F	委 員	民俗学	新任(令和4年9月1日就任)
G	臨 時 委 員	建築(旧渋沢家住宅対応)	再任

(区より提出を受けた資料をもとに監査人が作成)

文化財保護審議会の開催状況

回	開催日	主な議事の要約	
317	令和4年5月19日	答 申	江東区指定有形文化財の指定の答申
		協議事項	江東区無形文化財の指定候補の選定について
		現場視察	旧渋沢家住宅(区指定有形文化財)
318	令和4年7月25日	協議事項	江東区無形文化財の指定候補の選定について
319	令和4年9月29日	諮 問	江東区登録無形文化財ならびに保持者認定の解除について
		諮 問	江東区登録有形文化財の登録内容の変更について
		答 申	江東区登録無形文化財ならびに保持者認定の解除の答申
320	令和4年11月24日	諮 問	有形文化財の登録について
		諮 問	江東区登録無形文化財の指定ならびに保持者の認定について
		諮 問	江東区指定無形文化財ならびに保持者認定の解除について
		答 申	江東区指定無形文化財ならびに保持者認定の解除の答申
		答 申	江東区登録有形文化財の登録内容の変更の答申
321	令和5年2月2日	現場視察	江東区無形文化財の指定候補者(船大工)
		現場視察	園女歌仙桜碑(区指定有形文化財)
		現場視察	園女歌仙桜之碑昭和6年在銘(区指定有形文化財)
		現場視察	新大橋橋名板3点他(区指定有形文化財)
322	令和5年3月9日	答 申	有形文化財の登録の答申
		答 申	江東区登録無形文化財の指定ならびに保持者の認定の答申

(区より提出を受けた資料をもとに監査人が作成)

文化財保護審議会の委員出席状況

	第317回	第318回	第319回	第320回	第321回	第322回	出席率/ 人
	令和4年5月19日	令和4年7月25日	令和4年9月29日	令和4年11月24日	令和5年2月2日	令和5年3月9日	
A	○	○	○	○	○	○	100%
B	○	○	×	○	○	○	83%
C	○	○	○	○	×	○	83%
D	○	○	○	○	○	○	100%
E	○	○	○	○	○	○	100%
F	/	/	×	○	○	○	75%
G	○	○	○	○	/	○	100%
出席率/ 回	100%	100%	71%	100%	83%	100%	

(区より提出を受けた資料をもとに監査人が作成)

③ 文化財の維持・管理

江東区では指定・登録文化財の適正な維持管理ができるよう、登録文化財については、奨励金の交付並びに管理・修理に関する助言・勧告等の施策を実施し、指定文化財については、管理・修理のための補助金の交付並びに勧告に基づく管理・修理の費用負担等の施策を実施している。

また、登録文化財の現況調査は、文化財保護推進協力員の活動により、定期的に現況調査を実施しているほか、年1回の奨励金など、文書による確認を行っている。

なお、令和4年度における奨励金の交付状況は以下のとおりである(補助金などの交付実績はない)。

奨励金の交付状況

文化財の種類別		金額(円)	件数	金額(円)	備考
登録文化財	有形文化財・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物	下記以外のもの	5,000	120	600,000
		町会又は自治会が所有するもの	10,000	7	70,000
	無形文化財・無形民俗文化財	個人	10,000	21	210,000
		団体	30,000	4	120,000
指定文化財	有形文化財(建造物)		50,000	3	150,000
	有形文化財(建造物を除く)・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物		10,000	20	200,000
	無形文化財	個人	20,000	7	140,000
	無形民俗文化財	団体	50,000	1	50,000
合計				183	1,540,000



④ 埋蔵文化財

区内での建築・土木・開発行為の実施に際し、当該計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するか若しくは埋蔵文化財が存在する可能性があるかを調査・確認し、文化財の滅失・損壊を防止する措置を講じている。また、国・都・区指定文化財所在地内及びその周辺地で建築・土木・開発行為を計画し、その現状変更をする際の許認可事務を行っている。なお、令和4年度に埋蔵文化財包蔵地に関連する調査及び指定文化財の現状変更の許認可事務の実績はない。

⑤ 伝統芸能稽古場

江東区では、伝統芸能稽古場を設置し、区登録無形民俗文化財が円滑に継承できるよう、かつ、後継者の育成を容易にするための施策を実施している。伝統芸能稽古場の使用者は、区登録無形民俗文化財の保持団体及び保持者(準ずる者を含)のみであり、その使用にあたっては文化観光課長の承認を必要とする。

施設の概要

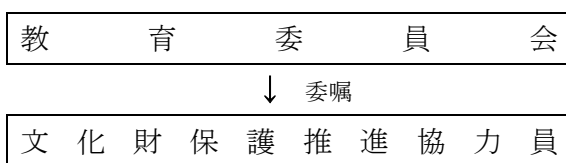
施設名称	江東区伝統芸能稽古場
所在地	江東区木場三丁目2番8号
構造	鉄骨造・2階建
敷地面積	72.92 m <sup>2</sup> (伝統稽古場台帳)
延床面積	85.60 m <sup>2</sup>
利用区画	1階:倉庫 2階:会議室
使用対象者	区登録無形民俗文化財の保持団体及び保持者並びにそれらに準ずる者

(2)文化財保護推進員活動事業について

江東区では、官民が連携して文化財保護の活動に取り組めるよう、また、文化財保護に関する意識の啓発を推進するよう江東区文化財保護推進協力員を設置することとしている。文化財保護推進協力員は、文化財保護について、文化財保護に関する調査及び文化財の紹介並びに教育委員会の事業に協力し、かつ、地域における文化財保護に関する啓発活動を推進するものである。

なお、文化財保護推進協力員は教育委員会からの委嘱によって協力員となるが、文化財保護に関する学識経験者を除き、以下のフローにより委嘱される。





文化財保護推進協力員の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
文化財保護推進協力員	48人	48人	45人
募 集 人 員	4人	6人	8人
申 込 人 員	11人	7人	5人

文化財保護推進協力員の主な活動内容

活動名	内 容	件数
現 況 確 認 調 査	屋外にある登録有形文化財の現況を調査し、過去の調査からの変化を記録する調査活動	毎年概ね40件
定 点 観 測 調 査	区の街並みの移り変わりを一定地点における写真によって継続的に記録する調査活動	1年間約200か所の定点、3年サイクルで600か所の定点
文化財めぐりガイド 文化財公開事業の協力	文化財講習会などの文化財めぐりのガイド及び民俗芸能大会・伝統工芸展などの会場警備など	—

(3)文化財講習会事業について

① 文化財保護推進員講習会

文化財保護推進員講習会は、区内の歴史や文化財並びに博物館・資料館の利用、文化財調査の方法及び技術、文化財愛護活動の現状と課題、文化財保護行政のしくみなどについての講習を通して、区内各地域における歴史の理解、伝統的文化活動を周知し、文化財愛護活動の地域リーダーを養成する目的の講習会である。

文化財保護推進員講習会の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定 員	30名	15名	15名
申 込 者 数	63人	45人	49人
修 了 者 数	中止	15人	15人

講習内容の状況(令和4年度)

回	講習内容	出席者	
		人	率
1	開講式・オリエンテーション/江東区の歴史 1.(中世)	15	100%
2	江東区の歴史 2.(近世)	14	93%
3	文化財の種類と保護	15	100%
4	江東区の歴史 3.(近代)/江東区の歴史 4.(文化財めぐり地区の特徴)	15	100%
5	江東区の歴史 5.(文化財めぐり)	14	93%
6	江東区の文化財 1.(有形文化財・深川東京モダン館)	15	100%
7	博物館・資料館の利用 1.(区外博物館研修)	13	87%
8	江東区の文化財 2.(埋蔵文化財)	15	100%
9	有形文化財の調査 1.(文化財の調査方法)	15	100%
10	有形文化財の調査 2.(調査実習)	14	93%
11	有形文化財の調査 3.(調査実習のまとめ)	15	100%
12	博物館・資料館の利用 2.(中川船番所資料館の見学)	15	100%
13	江東区の文化財 3.(無形文化財(工芸)森下文化センター)	15	100%
14	江東区の文化財 4.(無形民俗文化財)	15	100%
15	江東区の文化財 5.(伝統工芸展・深川江戸資料館の見学)	15	100%
16	文化財講演会	15	100%
17	資料の読み方(地誌・絵図・古文書)	14	93%
18	修了式	15	100%

② 文化財保護推進員中級研修会

文化財保護推進員講習会が文化財愛護活動の地域リーダーを養成する目的の講習会であるのに対し、文化財保護推進員中級研修会は、江東区の歴史、文化、民俗に関する研究を文献調査並びに地域史研究の方法、技術によって、自ら地域学習・研究を継続していくための基礎とするためのものである。また、文化財保護推進協力員として文化財保護に関し、江東区教育委員会の施策に協力し、地域のリーダーとして啓発活動をすすめる民間協力員となる条件を満たすための研修会でもある。

中級研修会は、江東区の歴史、文化、民俗に関するものを研究テーマとし、ゼミ方式によるグループ研究によって学習し、報告書を作成する。

文化財保護推進員中級研修会の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受講者数	中止	7人	10人
修了者数	中止	3人	9人

報告書の作成状況(令和4年度)

回	報告書名	参加者	
		人	率
1	「水彩都市・江東」の醸成～開発・産業・文化の歴史からその源流を探る～	9	100%
2		9	100%
3		8	89%
4		9	100%
5		6	67%
6		8	89%
7		8	89%
8		7	78%
9		6	67%
10		7	78%
11		8	89%
12		6	67%
13		9	100%
14		9	100%

(4)実施した監査手続

- ① 文化財の保護に関連する事業が適切に実施しているかを把握するために関係法令、関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ② 文化財の保護に関連する事業を効果的、効率的に実施しているかを把握するために関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ③ 登録文化財等が適正に管理保管されていることを把握するため現場視察を行った。
- ④ 文化財の保護に関連する関係帳簿、台帳等の管理及び運用状況の把握のため現地視察を行った。

(5)監査の結果及び意見

《指摘事項3》文化財の登録日について

江東区文化財保護条例には、文化財の登録・指定・認定(無形文化財)に関する手続きについて明確な規定が存在し、告示後に効力が発生することが定められている(江東区文化財保護条例第4条第5項、第10条第5項)。

しかしながら、令和5年度に告示された江東区指定無形文化財(生活技術)及び江東区登録有形民俗文化財について、令和4年度中の指定及び登録文化財として扱われている。

項目	文化財	種別	告示日	江東区公報	教育委員会	文化財保護審議会
③	船大工	指定無形文化財(生活技術)	令和5年5月10日指定	(第904号)令和5年6月15日号	令和5年第4回定例会(審議事項)	第322回議事録案(答申)

文化財の登録において、効力の発生年度に関する誤りは文化財保護制度の信頼性に影響を及ぼす重要な問題であり、条例の規定に従い、公平で公正かつ適切な手続きを経て、文化財を登録・指定・認定することが文化財登録プロセスの信頼性を高めるものとする。

〈江東区文化財保護条例 抜粋〉

第10条 教育委員会は、区登録文化財(法及び東京都文化財保護条例(昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。))の規定による指定を受けた文化財を除く。)のうち区にとって重要なものを次の各号の江東区指定文化財(以下「区指定文化財」という。)に指定することができる。

- (1) 江東区指定有形文化財(以下「区指定有形文化財」という。)
  - (2) 江東区指定無形文化財(以下「区指定無形文化財」という。)
  - (3) 江東区指定有形民俗文化財(以下「区指定有形民俗文化財」という。)
  - (4) 江東区指定無形民俗文化財(以下「区指定無形民俗文化財」という。)
  - (5) 江東区指定史跡、江東区指定名勝又は江東区指定天然記念物(以下「区指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)
  - (6) 江東区指定文化的景観(以下「区指定文化的景観」という。)
- 2 区指定有形文化財、区指定有形民俗文化財、区指定史跡名勝天然記念物及び区指定文化的景観(以下「区指定有形文化財等」という。)を指定するに当たっては、教育委員会は、あらかじめ当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。
- 3 区指定無形文化財を指定するに当たっては、教育委員会は、当該文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、教育委員会がその旨を告示するとともに、区指定有形文化財等にあつては当該区指定有形文化財等の所有者及び権原に基づく占有者に、区指定無形文化財にあつては当該区指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に、区指定無形民俗文化財にあつては当該区指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体(代表者の定めのあるものに限る。)があるときは、その者又はその団体の代表者に通知して行う。ただし、所有者及び権原に基づく占有者の判明しないときは、告示をもって足りるものとする。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の告示があつた日からその効力を生ずる。
- (以下省略)

＜意見事項9＞文化財保護審議会に関する情報公開について

江東区の情報公開制度は、情報開示制度、情報提供施策、情報公開施策の3つの施策からなり、区民に対して透明で公正な情報提供を行うために設けられている。文化財保護審議会の会議録は、文化財の登録・指定及び保持者の認定並びにその解除などに関する重要な諮問の場であり、その内容は区民にとっても関心が高いと考えられる。

しかしながら、現在は常時、公開されておらず、内容や議論についての情報が区民に提供されていない。文化財に関する意思決定のプロセスは透明性と公平性が不可欠であり、会議録の公開を通じて、区民に対して文化財に関する意思決定プロセスを理解し、信頼性のある手続きが行われていることを示すことが重要であることから議事録の公開について検討されたい。

＜意見事項10＞伝統芸能稽古場の使用状況の管理について

江東区伝統芸能稽古場は、伝統芸能の継承及び後継者育成を支援する重要な施設であり、区登録無形民俗文化財の保存と活用に寄与することを目的としている。

したがって、この稽古場を借受けて利用する者は、その目的に従った利用が求められる。

伝統芸能稽古場の令和4年度の利用状況によれば、特定の団体が年度全体を通じて稽古場を利用する申請があり、承認されている。しかしながら、利用計画書を閲覧すると、4月から10月までの期間に限り、毎週日曜日及び祝日、国民の休日を稽古日として申請があり、11月から翌年3月までの利用計画はない。この状況下で、伝統稽古場の鍵は特定の団体に引き渡され、管理が稽古日以外の日において不透明となっている。利用計画がない期間における施設の管理方法について検討されたい。



＜意見事項11＞文化財保護推進協力員の安定的な委嘱について

令和4年度の文化財保護推進協力員の募集において、募集人員8名に対し、申込者は5名と3名が不足している状況が発生した。協力員の人員不足に対処するためには、減少人員を予測し、有効な協力員を募集することが必要である。

協力員の更新期間は5期10年を限度とし、委嘱時の年齢制限が75歳以下であるため、協力員の数は任期ごとに減少するものと思われる。有効な募集協力員の予測は、現在の協力員の任期、年齢構成、過去の辞任実績などから、将来の減少人員を予測し、補充すべき人員の計画を立て、協力員の条件を満たす者を確保する必要がある。

**<意見事項12>文化財保護推進員講習会等の拡充について**

文化財保護推進員講習会は、地域の歴史の理解、文化財愛護活動のリーダー育成などを目的としているが、中級研修会への進級のためのステップともなっており、受講者数や申込倍率においてもその効果は十分に達成していると考えられる。中級研修会への受講者も高い割合でステップアップしており、受講者の熱意が感じられる(ただし、令和3年度における修了者数の減少はコロナ禍の影響と考えられる)。

一方で、文化財保護推進協力員は、中級研修会を終了することを条件としており、協力員の数を安定的に確保するために、推進員講習会の募集定員を増加(例えば、コロナ禍前の基準である30名)させるなどの施策が必要であるとともに、中級研修会へのステップアップを奨励し、魅力を強調して、文化財保護推進協力員の条件を満たす者を増やすことが望ましい。

文化財保護推進員講習会受講者の申込倍率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定 員	30名	15名	15名
申 込 者	63名	45名	49名
申 込 倍 率	2.1倍	3.0倍	3.3倍

文化財保護推進員中級研修会の受講率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
文化財保護講習会修了者数	中止	15人	15人
中級研修会受講者数	中止	7人	10人
中級研修会受講率	—	46.7%	66.7%

- ・受講率(文化財保護講習会修了者数/中級研修会受講者数)
- ・中級研修会受講者が必ずしも前年度の文化財保護講習会の修了者でないが、過年度の修了者であるため受講率計算の中級研修会受講者数に含めた。

### 3-2. 文化財の普及事業

江東区では、調査・記録された文化財を次世代の人々に引き継ぐために文化財を保護し、保存しているが、当該文化財は現代を生きる人々が活用してこそ本来の役割を果たすものとして、文化財を広く地域の人々に周知してもらうために次のような施策を実施している。

#### (1) 文化財公開事業について

江東区では、昭和57年より毎年10月から11月にかけて「江東区文化財保護強調月間」を設け、「歴史と文化を考えよう」をテーマに掲げている。期間中は、公開講演会、民俗芸能大会、伝統工芸展などの事業を開催し、区の文化財を知る機会としている。

その他新春民俗芸能の集い及び区無形文化財の保持者の作品展示、旧大石家住宅の公開などを行っている。

また、民俗芸能、伝統工芸技術、旧大石家住宅を記録した記録映画の貸出しを実施している。

##### ① 文化財講演会

江東区では、毎年、文化財の保護・保存・公開を目的とした地域の歴史や文化についての講演会を行っている。

令和4年度文化財講演会

開催日	テーマ	会場	参加者	
			定員数	参加者
令和4年 11月9日	吉宗・静山・庶民も見た 西洋絵画 ～五百羅漢寺の油絵～	江東区教育センター 1階大研修室 (会場定員 150名)	100名	93人

##### ② 民俗芸能大会

「民俗芸能大会」は第40回江東区民まつり中央まつりの一環として行われている。

令和4年度民俗芸能大会

開催日	内容	会場	参加者
令和4年 10月16日	木場の角乗 富岡八幡の手古舞 砂村囃子・獅子舞 木場の木遣・木場の 木遣念仏 深川の力持	都立木場公園 (入口広場イベント池 特設会場、ふれあい広 場特設会場)	延 5,000人

##### ③ 伝統工芸展

「伝統工芸展」では江東区に伝わった江戸時代以来の伝統的な技術を公開している。伝統工芸の技を受け継ぐ区無形文化財保持者の実演を通して、受け継がれる技を見ることができる。



令和4年度伝統工芸展

開催日	内容	会場	参加者
令和4年 10月29日 から 令和4年 11月3日	刀剣研磨・べっ甲細工・ 相撲呼出し裁着袴製作・ 表具・建具・襖櫓・襖椽・ 帯製作・茶の湯指物・更 紗染・江戸切子・無地染・ 染色補正・木彫刻・すだ れ製作等の実演	江東区深川江戸資料館 地階レクホール	1,522人

④ 新春民俗芸能の集い

「新春民俗芸能の集い」は会場を室内に替えて開催(一部ビデオ上映)される。

令和4年度新春民俗芸能の集い

開催日	内容	会場	参加者
令和5年 1月15 日	木場の角乗(ビデオ 上映) 木場の木遣 砂村囃子 富岡八幡の手古舞 獅子舞 深川の力持	江東区深川江戸資料館 小劇場	200人 (会場200席が先着自由席)

⑤ 受け継がれる匠の技～こうどうの伝統工芸～

「受け継がれる匠の技」では区無形文化財保持者及びその弟子の実演を通して、受け継がれた伝統工芸の技並びに弟子たちに受け継がれる様子を見ることができる。

令和4年度受け継がれる匠の技～こうどうの伝統工芸～

開催日	内容	会場	参加者
令和5年 3月4日 3月5日	べっ甲細工・刀剣研 磨・鍛金・茶の湯指 物・表具・江戸切子・ 相撲呼出し裁着袴製 作・染色補正等の実 演	亀戸梅屋敷 多目的ホール	511人

⑥ 工匠館(たくみのやかた)

工匠館は、江東区森下文化センター2階に、区の無形文化財(工芸技術・生活技術)保持者の作品及び伝統技術を支える歴史や技・道具などを常設展示する伝統工芸展示室である。

事前申請をすれば、学校教育活動の一環として、文化財専門員の解説を必要とするクラス・学年単位で工匠館の見学をすることができる。

見学依頼の実施状況

令和2年度	令和3年度	令和4年度
0件	0件	0件

⑦ 旧大石家住宅

旧大石家住宅は、江戸時代の民家建築を伝える区内では唯一の建築物であり、建築当初の姿を現在に伝え、文化的・歴史的価値を守るため、平成6年3月に区の指定有形文化財(建造物)となり、解体調査を経て、平成8年、仙台堀川公園内ふれあいの森に移築復元された。

旧大石家住宅は、原則として毎週土・日曜日・祝日を一般の公開日としている。

また、日常的な管理は、旧大石家住宅友の会(旧大石家住宅の保存活動を行うボランティアグループ)が行っており、囲炉裏への火入れ、家屋内外の清掃、年中行事の飾りつけなどを行っている。

旧大石家住宅の概要

施設名称	旧大石家住宅
所在地	江東区南砂五丁目24地先 仙台堀川公園内
構造	木造茅葺平屋建
敷地面積	—
延床面積	79.50 m <sup>2</sup>
公開日	毎週土曜日・日曜日・祝日 午前10時～午後4時

旧大石家住宅友の会 会員数の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度
35人	36人	38人

⑧ 記録映画の貸出し

区内に残る木場の角乗・深川の力持などの民俗芸能、区無形文化財保持者の伝統工芸技術、古民家(旧大石家住宅)の解体・移築復元を記録保存するために、記録映画ビデオ(DVD・VHS)を作成し、区民に貸出している。

記録映画の貸出状況

番号	区分	種類数	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1～4	民俗芸能	4種類	1件	1件	2件
1～61	伝統工芸技術	61種類	1件	0件	2件
201・0	旧大石家住宅	2種類	1件	0件	0件
計		67種類	3件	1件	4件

(2) 郷土資料刊行事業について

江東区では、文化財保護のための記録・普及活動として以下の出版物を頒布している。出版活動にあたっては、郷土の歴史及び文化財に関する資料の計画性及び効

率性を図るために郷土資料出版委員会を設置し、郷土資料の出版計画、出版形態、出版内容などについて調査研究している。

郷土資料出版委員会の開催状況

回	開催日	主な議事の要約
1	令和4年7月25日	令和4年度郷土資料の出版予定について
		令和5年度郷土資料の出版計画について

(区より提出を受けた資料をもとに監査人が作成)

無償文化財情報誌「下町文化」の発行部数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
16,000部	16,000部	14,000部

(3)実施した監査手続

- ① 文化財の普及に関連する事業が適切に実施しているかを把握するために関係法令、関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ② 文化財の普及に関連する事業を効果的、効率的に実施しているかを把握するために関連資料等を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ③ 文化財の普及に関連する関係帳簿、台帳等の管理及び運用状況の把握のため現地視察を行った。
- ④ 記録映画並びに出版頒布物が適正に管理保管されていることを把握するため現場視察を行った。

(4)監査の結果及び意見

<意見事項13>文化財講演会の一般募集者について

文化財講演会は江東区文化財保護強調月間の一事業として開催され、文化財に関する広報と愛護心の育成を目的としている。また、この講演会は文化財保護推進員講習会の一環として実施され、文化財保護の知識向上及び推進員の育成等に貢献している。

しかしながら、文化財講演会は、文化財公開事業の一部として実施している事業であり、より多くの区民が講演会に参加でき、文化財を広く周知し、地域の人々に文化財への理解と愛護心を広めるために、一般募集者の定員を拡大することが望ましい。

令和4年度文化財講演会参加者内訳

参加者			
区	分	定員	参加者
一般募集者		30名	35人
文化財保護推進員(初級)講習会		15名	15人
文化財保護推進員中級研修会		10名	6人
文化財保護推進協力員		45名	37人
合計		100名	93人

〈指摘事項4〉「江東区文化プログラム」ロゴマークの使用について

令和5年3月4日・5日に実施された「受け継がれる匠の技～こうどうの伝統工芸～」のチラシに、令和4年3月31日に終了した「江東区文化プログラム」ロゴマークが誤って使用されていた。江東区文化プログラム事業事務取扱要綱では、ロゴマークの使用期限は令和4年3月31日までと規定されており、本来、使用できる期間でなかった。

ロゴマークの使用における情報管理と共有の改善を検討し、今後のチラシやプログラムにおいて誤使用を防ぐ体制を整えることが必要である。



〈江東区文化プログラム事業事務取扱要綱 抜粋〉

第8条 ロゴマークの使用期間は、第3条第2項による承認があった日から令和4年3月31日までとする。

〈意見事項14〉工匠館の案内表示について

工匠館は区登録無形文化財保持者の作品や道具を展示する無料の常設展示室であり、訪問者に対し地域の文化と伝統技術に触れる機会を提供している。しかし、現在の状況では、訪問者が館内の展示室を見つける際の誘導が不足しており、工匠館の所在の把握に苦慮する状況である。

したがって、掲示板に工匠館に関する情報を掲示(ロビー及び階段への案内表示板の設置の検討を含む)するなどし、工匠館の存在と位置をすぐに認識できるようにすべきである。

工匠館の訪問者体験を向上させ、より多くの区民が文化財を楽しむことができ、容易に目的地に到達できるようにする案内表示が望ましい。



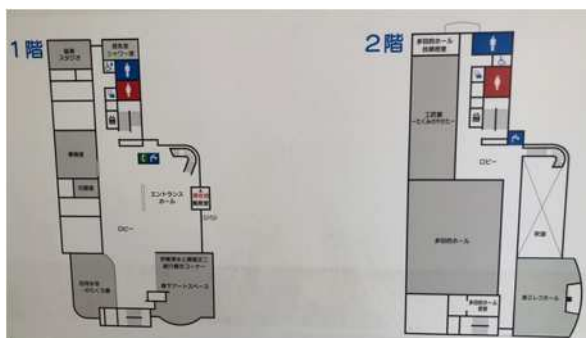
エントランスホール正面



エントランスホール右(工匠館への階段)



他の常設展示案内表示



入り口フロアガイド

**<意見事項15> 工匠館の見学施策の見直しについて**

工匠館は、伝統工芸展示室として、地域の文化財と歴史を紹介し、学校教育にも貢献できる機会と考えられ、文化財専門員の解説を必要とするクラス・学年単位での見学が可能である。

しかしながら、ここ数年、学校教育機関への見学が実施されておらず、その要望があるものの、学年単位(80人以上)での見学を実現するための収容人数の制約などが課題となっている。

したがって、見学者の分散又は複数のクラスを同時に受け入れるためのスケジューリング管理、地域の学校及び文化団体などと連携した実施方法の見直しが必要である。

地域の伝統工芸と文化を保護し、次世代に伝える貴重な機会を提供し、学校教育と地域文化の統合が進むことが望まれる。

**<意見事項16> 記録映画の貸出しについて**

江東区は多くの貴重な文化財や民俗芸能を抱える地域であり、これらの文化要素

を記録保存し、広く区民に提供するために記録映画ビデオの貸出施策を実施している。記録映画ビデオの貸出しは江東区役所窓口のほか、深川図書館に配架している。

しかしながら、貸出実績が低く、地域の文化財や伝統技術に関心を持つ区民に対し効果的な提供ができていないと考えられる。

したがって、工匠館や旧大石家住宅を含む区内施設並びに学校、地域団体と連携し、記録映画ビデオ貸出の存在を広く知らせる広報活動を強化するとともに、学校との協力を推進し、学校教育の一環として記録映画ビデオの利用を促進するなどして記録映画の活用を検討すべきである。

記録映画ビデオ貸出施策は、地域文化の保存と発展を支える重要なツールであると考えられ、記録映画ビデオの貸出数が増加し、地域文化の保存と広く区民への提供が促進されることが望まれる。

### <意見事項17>未頒布書籍の管理について

令和4年度中の未頒布書籍は下記の表の通りであるが、未頒布の書籍に対する適切な処分の規程などが存在しないため、これらの書籍の大部分は倉庫に保管された状態となっている。将来的に頒布の見込みのない書籍を無駄に倉庫スペースに保管し続けることは資源の無駄遣いとなるとともに、破損や劣化の恐れが生ずる。

したがって、無駄な倉庫スペースの使用を軽減し、組織の効率性を向上させるためにも適切な処分基準を設け、効果的な管理が望まれる。また、書籍のデータ化などの施策も検討されたい。

令和4年度の未頒布書籍

書籍名	巻数	販売価格	冊数
『牧野家文書』	一	1,000円	163
	二	1,000円	141
	三	1,000円	159
	四	1,000円	168
	五	1,000円	156
『江東区文化財研究紀要』	一	700円	213
	二	700円	422
	三	700円	220
	四	700円	191
	五	700円	294
	六	700円	221
	七	700円	193
	八	700円	199
	九	700円	213
	十	700円	203
	十一	700円	197
	十二	700円	269
	十三	700円	131
	十四	700円	179

第4章 監査の結果及び意見

		15	700 円	177
		16	700 円	133
		17	700 円	173
		18	700 円	65
		19	700 円	100
		20	400 円	144
		21	700 円	95
		22	700 円	300
『江東ふるさと歴史研究』	全七号	1	650 円	294
		2	350 円	327
		4	100 円	426
		5	300 円	449
		6	350 円	135
		7	100 円	434
『寛永録』(2～7 巻)』	全六巻	2	2,000 円	122
		3	2,000 円	180
		4	2,000 円	186
		5	2,000 円	207
		7	2,000 円	183
『東都三十三間堂旧記(1～6)』	全六巻	1	1,000 円	176
		2	1,000 円	526
		3	1,000 円	443
		4	1,000 円	372
		5	1,000 円	110
		6	1,000 円	250



有明倉庫の保管の状況



若干変色した未頒布書籍

## 4. スポーツ振興課

スポーツ振興課では、区民の健康づくり、体力づくりに役立つ活動を行うとともに、スポーツの活躍を通して全国に江東区の魅力を発信することを目的としている。

スポーツ振興課はスポーツ振興係とスポーツ事業担当で構成されており、上記目的を達成するためにスポーツ振興に関する事務を行っている。

### (1) スポーツ振興係

#### ① 都民体育大会選手派遣

都民体育大会は、54地区の区市町村対抗で行われており、江東区からは25種目について、計349人の監督・選手を派遣した。男子はダンススポーツ、女子はなぎなたで優勝した。総合成績は男子が総合3位であった。

#### ② 学校体育館開放

区民の身近なスポーツの場として、毎週金曜日の夜間、以下の区内6中学校の体育館を卓球・バドミントンなどの種目で一般開放している。なお令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止されたため決算額は無かった。

- ・深川三中(バドミントン)
- ・深川七中(バドミントン・卓球)
- ・亀戸中(バドミントン)
- ・大島中(ソフトバレーボール(令和5年度からはバドミントン))
- ・砂町中(バドミントン)
- ・第二南砂中(バドミントン・卓球)

#### ③ 江東区スポーツ推進委員

江東区では48人のスポーツ推進委員を委嘱しており(定員は52名)、スポーツ推進委員は区民まつりや子どもまつりにおけるスポーツイベントの実施、区内各スポーツセンターで行われる事業への協力、障害者スポーツ事業の実施など、区民へのスポーツの普及・振興を図るため様々な活動を行っている。任期は2年で令和4年度に改選している(報酬月額8,000円)。江東区スポーツ推進委員の活動を紹介する「スポーツだより」を発行し、地域におけるスポーツ大会やスポーツ教室等の情報を発信している。

予算額	7,458,000 円	決算額	5,925,249 円	執行率	79.4%
-----	-------------	-----	-------------	-----	-------

#### ④ 少年運動広場の管理運営

青少年のスポーツ振興を図るため、下記の運動広場を提供している。当該施設については指定管理者に委託せずに利用料金は無料で貸出している。施設の管理業務については、シルバー人材センターに委託している。



施設名	所在地	開設年度	敷地面積	備考
亀戸運動場	亀戸 9-37-23	昭和53年	9,650.1 m <sup>2</sup>	2面(公園内)
南砂少年野球場	南砂 3-14-21	昭和47年	7,700.0 m <sup>2</sup>	2面(公園内)
辰巳少年野球場	辰巳 1-10	昭和47年	9,303.0 m <sup>2</sup>	2面
千石運動場	千石 1-5-28	昭和59年	4,498.4 m <sup>2</sup>	1面

予算額	8,491,000 円	決算額	7,845,955 円	執行率	92.4%
-----	-------------	-----	-------------	-----	-------

⑤ ファミリースポーツチャレンジ

幼児から大人までを対象に、スポーツに親しむきっかけづくりを目的として様々なスポーツ体験やトップアスリートとの交流ができるイベントを、夢の島総合運動場にて開催している。令和4年度は10月30日に開催し、延べ9,415人の参加があった。

予算額	14,929,874 円	決算額	13,637,933 円	執行率	91.3%
-----	--------------	-----	--------------	-----	-------

⑥ カヌー普及振興

東京2020パラリンピックでは江東区内で実施されたカヌースプリント競技において、パラカヌーの江東区出身選手を区と地域の連携により輩出した(瀬立モニカ選手(東京2020大会第7位入賞))。

(パラリンピックカヌー選手輩出事業)

予算額	8,090,000 円	決算額	7,040,224 円	執行率	87.0%
-----	-------------	-----	-------------	-----	-------

令和4年度の「こうとうこどもカヌー大会」は、東京オリンピック・パラリンピック1周年記念事業として、大会会場である海の森水上競技場で開催し、小学4～6年生89人が参加した。

(こうとうこどもカヌー大会)

予算額	5,231,202 円	決算額	2,974,329 円	執行率	56.9%
-----	-------------	-----	-------------	-----	-------

中学校カヌー部の卒業後に、国体・インターハイを目指す生徒への指導委託を実施している。令和4年度は海外派遣選手選考会の1000mシングル(U-18)で沼田蒼太郎選手が第1位、500mペア(U-18)で沼田・畠中選手が第1位、500mフォア(U-18)で沼田・畠中・石井・安廣選手が第1位となり、カヌースプリントジュニア世界選手権大会に出場するなど成果を上げた。

(江東ジュニアカヌー選手指導委託)

予算額	2,640,000 円	決算額	2,464,000 円	執行率	93.3%
-----	-------------	-----	-------------	-----	-------

⑦ 障害者スポーツ普及振興

障害者のスポーツ参加のきっかけづくりを支援する「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」を令和5年1月28日から2月5日までの計4日間開催し、スポーツ推進委員や体育協会会員、地域スポーツクラブ関係者等、18人が新たに資格を取得した。

令和5年3月21日には江東区健康スポーツ公社との共催で「ボッチャ交流大会」を初開催し、小学生や高齢者、障害者等がチームを組み、計132人が参加した。また、日本代表選手として世界選手権大会に出場する区内在住選手の負担軽減や、選手が安心して競技に取り組める環境整備のため交通費や宿泊費など大会遠征費用の一部を補助する支援制度を設けている。

さらに、NPO法人マリンプレイス東京等と連携し「障害者セーリングチャレンジ若洲」を実施している(令和4年度は6回開催)。令和5年度から「インクルーシブ・セーリング体験会 若洲」に名称を変更し、対象を健常者まで拡大し、障害者とともにセーリングを体験できるイベントとして開催している。

⑧ 屋外スポーツ施設

下記の屋外スポーツ施設の管理運営は、指定管理者である江東スポーツ施設運営パートナーズが行っている。

施設名	所在地	施設内容
夢の島総合運動場	夢の島1丁目	競技場1面 軟式野球場8面 少年野球場4面 スケートボードパーク 園路・多目的広場
夢の島東少年野球場	夢の島3丁目	少年野球場2面
新砂運動場	新砂3丁目	サッカー場1面 第一運動場・第二運動場2面 庭球場4面 ターゲットバードゴルフ場 9ホール 多目的運動広場1面
潮見野球場	潮見1丁目	軟式野球場2面 ソフトボール場2面
亀戸野球場	亀戸2丁目	軟式野球場2面
深川庭球場	富岡1丁目	庭球場2面
潮見庭球場	潮見1丁目	庭球場1面
豊住庭球場	東陽6丁目	庭球場6面
亀戸庭球場	亀戸2丁目	庭球場2面
東砂庭球場	東砂1丁目	庭球場2面

荒川・砂町庭球場	東砂3丁目	庭球場5面
豊住ゲートボール場	東陽6丁目	ゲートボール場3面
越中島プール	越中島1丁目	50m×17m・17m×7m

⑨ 屋内スポーツ施設

下記の屋内スポーツ施設の管理運営は、指定管理者である公益財団法人江東区健康スポーツ公社が行っている。

施設名	所在地	施設内容
スポーツ会館	北砂1丁目	プール、柔道場、剣道場、トレーニング室、弓道場、大体育室、小体育室
深川スポーツセンター	越中島1丁目	トレーニング室、クライミングウォール、武道場、多目的室、大体育室、多目的ホール
亀戸スポーツセンター	亀戸8丁目	プール、大体育室、小体育室、トレーニング室
有明スポーツセンター	有明2丁目	プール、大体育室、多目的室、トレーニング室、レクリエーションホール
東砂スポーツセンター	東砂4丁目	プール、大体育室、トレーニング室
深川北スポーツセンター	平野3丁目	大体育室、プール、トレーニング室、多目的室

<意見事項18>スポーツ施設におけるネーミングライツの活用について

近年、必ずしも大規模でないスポーツ施設や公共施設においてもネーミングライツが活用されている事案が見受けられる。ネーミングライツの活用により施設維持費の一助となり区の負担が軽減されること、また利用する企業においても知名度向上が図られることから、ネーミングライツの活用を検討されたい。

施設	名称	金額(年間)
江戸川区陸上競技場	スピアーズえどりくフィールド	3,000,000円
墨田区総合運動場	フクシ・エンタープライズ墨田フィールド	1,400,000円

(監査人調べ)

(2) スポーツ事業担当

江東区シーサイドマラソン大会

スポーツの振興を図り、明るいまちづくりを目指すとともに、区内で行うマラソン大会を通じて古い伝統の街並みと、新しく発展変容する臨海地域の姿を内外に周知するため、「潮風に乗って走ろう」をスローガンに昭和56年より開催している。

第40回大会は、江東区南部臨海地域を中心に10km・ハーフの部を設け、日本陸連の公認大会として11月27日に実施した。10kmの部1,415人、ハーフの部2,311人の市民ランナーがエントリーし、夢の島競技場をスタート・フィニッシュとして3,262人が出走、3,043人が完走した。

予算額	12,350,000 円	決算額	12,350,000 円	執行率	100%
-----	--------------	-----	--------------	-----	------

参加料はハーフの部7,000円、10kmの部6,500円である。近隣のマラソン大会の参加料との比較は下表のとおりである。市民マラソン大会の参加料は、都心に向かうほど高くなる傾向にある。

大会名	距離	参加料	備考
江戸川マラソン大会(江戸川区)	10km	4,000 円	陸連非公認
足立フレンドリーマラソン(足立区)	ハーフ	6,500 円	陸連公認
足立フレンドリーマラソン(足立区)	10km	5,500 円	陸連公認
MINATO シティハーフマラソン(港区)	ハーフ	10,000 円	陸連公認
新宿シティハーフマラソン(新宿区)	ハーフ	11,000 円	陸連公認
新宿シティハーフマラソン(新宿区)	10km	6,000 円	陸連公認

(監査人調べ)

<意見事項19>江東区シーサイドマラソンの参加料について

江東シーサイドマラソンの参加料は40回大会(令和4年度)より改定(ハーフの部:5,000円⇒7,000円、10kmの部:4,500円⇒6,500円)されている。新型コロナウイルス感染症の影響による参加者の減少や、昨今の物価高騰の影響を受け開催に係る費用も増加しており、全国的にマラソン大会の参加料は高騰する傾向にある。そこで「ふるさと納税枠」或いは「チャリティ枠」を設定してみても如何だろうか。近隣のマラソン大会においても「ふるさと納税枠」や「チャリティ枠」を利用することが増えている傾向にある。

大会名	距離	寄付額	備考
MINATO シティハーフマラソン(港区)	ハーフ	40,000 円	チャリティ枠
新宿シティハーフマラソン(新宿区)	ハーフ	50,000 円	ふるさと納税枠
板橋 City マラソン(板橋区)	フル	40,000 円	ふるさと納税枠

(監査人調べ)

ふるさと納税枠或いはチャリティ枠の設定により江東区への寄付額が増加すること

に加え、参加者本人も税務メリットを通して参加料の負担軽減が図られることから検討して頂きたい事項である。

### (3) 実施した監査手続

- ① スポーツ振興課においてどのような事業が行われているかを把握するために関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者へ質問を実施した。
- ② 財務事務の運用状況の把握のため、財務事務に関する一般的な流れに関して担当者に質問を実施し、必要に応じて関連資料の閲覧を行った。
- ③ 個々の財務事務に関してリスクが高いと思われる事項に関しては担当者への質問を行うとともに関連資料の閲覧を実施した。
- ④ 個別施設の管理及び状況の把握のために視察を行った。
- ⑤ 指定管理者との年度協定書を閲覧し、財務事務に関する検証確認状況を確認した。

### (4) 監査の結果及び意見

現金の取扱いについて<意見事項2>に記載のとおり。

### (5) 視察を行った個別施設

管理運用状況把握のため、入手した資料を閲覧するとともに実態を把握するために視察を行った。

#### ① 夢の島総合運動場

##### 施設内容

##### (ア) 夢の島競技場

##### (施設概要)

トラック(全天候型)400m 8レーン

フィールド(高麗芝、ティフトン)105m×68m

観客席メインスタンド 2,350 席

芝生スタンド 2,700 人

##### (利用数)

団体利用 112,696 人(令和4年度。以下同様)

個人利用 46,932 人

自主事業 3,982 人

会議室利用 336 人

##### (イ) 野球場

##### (施設概要)

軟式野球場(ナイター設備、ソフトボール場兼用 4 面)8 面

##### (利用数)

55,155 人

(ウ) 少年野球場

(施設概要)

少年野球場 4 面

(利用数)

40,668 人

(エ) 夢の島スケートボードパーク

(施設概要)

スケートボードパーク1か所

(利用数)

団体利用 45 人

個人利用 6,481 人

自主事業 40 人

② 有明スポーツセンター

施設内容

(ア) 体育館等

(施設概要)

大体育室、多目的室、トレーニング室、レクリエーションホール、会議室

(利用数)

96,183 人

(イ) プール

(施設概要)

25m×13m 6 コース(水深 1.2～1.3m)

小プール(水深 0.3m、0.9m、1.0m)

ジャグジー2 カ所

(利用数)

58,994 人

③ 辰巳少年野球場

(施設概要)

少年野球場 2 面

(利用件数)

234 件(同チームが A、B 両面使用する場合は 1 件とする)

④ 南砂少年野球場

(施設概要)

少年野球場 2 面

(利用件数)

942 件(同チームが A、B 両面、午前と午後使用する場合は 2 件とする)

⑤ 千石運動場

(施設概要)

少年運動場 1 面

(利用件数)

406 件

<意見事項20>辰巳少年野球場の利用時の駐輪について

辰巳少年野球場について、グラウンド使用時に視察したところ、利用者の自転車が歩道脇に縦列にて駐輪している状況であった。当グラウンドには駐輪場は設置されておらず、また歩道を塞ぐような状況ではなかったため仕方のないものと思われるが、盗難の危険等も考えられることから、今後の対応を検討されたい。因みに、亀戸運動場も同様に駐輪場が設置されていないが、利用時にはグラウンド内に駐輪している様子であった。但し、グラウンドの構造上の違いもあるため同様の扱いは難しいのではないかとと思われる。



(監査人撮影 令和5年11月12日)

## 5. 青少年課

青少年課は、青少年係、地域連携係及び青少年交流プラザ(指定管理者運営)で構成され、主として青少年の健全育成に関する活動を行うとともに、社会教育法に基づき、学校教育課程で行う教育活動を除き、青少年に対して組織的な青少年教育事業を実施している。

主な分掌事務は次のとおりである。

- ① 青少年係は、江東区青少年問題協議会の運営、青少年健全育成に関する事業、東京都薬物乱用防止推進江東地区協議会、保護司会、更生保護女性会等関係団体の活動支援、青少年交流プラザの管理運営、こうとうゆーすてっぷ(青少年相談事業)に関する事務を行っている。また、各種啓発雑誌等を発行している。
- ② 地域連携係は、青少年指導者養成講習会(ジュニアリーダー養成)、少年キャンプ、こども110番の家事業、青少年対策地区委員会・青少年委員会・少年団体連絡協議会の運営支援、江東ジュニアリーダーズクラブの運営指導、二十歳のつどいの運営に関する事務を行っている。
- ③ 青少年交流プラザは、部屋の貸出業務を通じた青少年団体への支援や、中・高校生の居場所づくり、若者の自立・社会参加支援、青少年ボランティアの養成などの事業を実施している。

### (1) 青少年課における生涯学習支援事業の概要

令和4年度において、青少年課が実施した生涯学習支援事業は次のとおりである。

なお、青少年交流プラザ管理運営事業については、指定管理者制度に係る事業であるため、本項では対象としていない。

(単位:千円)

No	事業名	令和4年度 予算額	令和4年度 実績額
青少年健全育成の担い手の養成・確保			
1-1	青少年育成啓発事業	7,335	6,597
1-2	青少年団体育成事業	5,971	3,909
1-3	青少年指導者講習会事業	19,945	12,410
1-4	少年の自然生活体験事業	9,505	8,804
関係機関・団体との連携強化による健全育成の推進			
2-1	青少年対策地区委員会活動事業	8,795	8,700
2-2	青少年相談事業	8,542	8,203
2-3	青少年委員活動事業	6,089	5,379
2-4	青少年問題協議会運営事業	1,910	1,515

(出典: 青少年課提出資料に基づき監査人作成)

それぞれの事業の取組内容・状況は以下の通りである。

- ・1-1: 青少年育成啓発事業



青少年を健全に育成するため、広報・啓発資料を作成配布し、区民の理解と協力を求めるとともに、関係機関と各地区委員会相互の連絡調整及び実践活動の援助を行う。

実施月	事業名	発行部数	説明
4月	「江東区の青少年健全育成概要」の発行(令和4・5年度版)	800部	青少年健全育成関係者に配布
7月	「きずなNo.103」の発行(令和4年度江東区青少年夏季育成プラン等を掲載)	46,421部	区立小・中・義務教育学校、高等学校全校 児童・生徒の保護者、青少年健全育成関係者、区民に配布
	青少年の非行・被害防止全国強調月間啓発活動	—	区報で周知
	社会を明るくする運動強調月間啓発活動	—	保護司会、東京都薬物乱用防止推進江東地区協議会等の啓発活動 ※令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため街頭活動及び啓発物品の配布は中止
11月	子ども、若者育成支援強調月間啓発活動	—	区報で周知
12月	薬物乱用防止ポケットティッシュの作成	20,000個	東京都薬物乱用防止推進江東地区協議会等の啓発活動
	青少年健全育成卓上カレンダーの作成	37,000部	区立小・中学校、義務教育学校全校 児童・生徒に配布
3月	「江東区青少年健全育成事業要覧」の発行	1,000部	青少年健全育成関係者に配布

・1-2: 青少年団体育成事業

江東ジュニアリーダーズクラブ、江東区少年団体連絡協議会への支援を行う。江東ジュニアリーダーズクラブは、若者の視点に立って子ども会の活動の企画・運営に協力する団体である。少年キャンプにおいてもこどもたちの成長を手助けしている。

・1-3: 青少年指導者講習会事業

地域子ども会等のリーダーとなるこどもを養成するための講習会を開催する。

・1-4: 少年の自然生活体験事業

キャンプ生活を体験し団体行動の楽しさ、こどもの健全な生活指導を図る。区内9つの地区ごとに実施する。

令和4年度事業実績
8地区実施、1地区中止(コロナウイルス感染症拡大防止のため)

・2-1: 青少年対策地区委員会活動事業

これまで地域のつながりに大きな役割を担ってきた町会・自治会、青少年対策地区委員会、商店街等の各団体への支援により活動の活性化を図るとともに、団体間のネットワークづくりを推進する。区内に9つある青少年対策地区委員会の情報交換や共通課題への対応などを協議検討することを目的として、委員の学習会を年に一度開催している。

取組例	実施事業数(件)	
	令和3年度実績	令和4年度実績
青少年対策地区委員会活動支援	45	116

・2-2: 青少年相談事業 (こうとうゆうすてっぷ)

ひきこもりや不登校、仕事、人間関係、家庭内の問題など、概ね15～40歳未満の方の幅広い悩みに対し、公認心理師や臨床心理士、精神保健福祉士など専門知識と経験を有する相談員が個別相談による面談などで次の一步を踏み出す手助けを行う。

令和4年度 青少年相談事業 実施状況

<相談取扱状況>

相談区分		件数
延べ相談件数		725
内訳	来所相談件数	385
	電話相談件数	255
	web 相談件数	47
	訪問・同行相談件数	38

(出典: 青少年課提出資料に基づき監査人作成)

<居場所運営取扱状況>

延べ参加数	
238 件	
登録者数	
21 件	

<訪問相談・同行支援>

延べ訪問回数	
38 件	
登録者数	
12 件	

<講演会・交流会>

開催日	講演テーマ	参加数(人)	
		会場	オンライン
令和4年8月7日	精神障害とは? 精神障害から回復できるか?	30	20
令和4年11月5日	ひきこもりの生きづらさとは? 人としての生きづらさについて考える	10	9

令和5年3月11日	将来が心配なみなさんへ 不登校・ひきこもりを考える	22	15
-----------	------------------------------	----	----

・2-3: 青少年委員活動事業

青少年委員は、「江東区青少年委員設置に関する規則」に基づき、青少年の余暇指導及び団体育成、青少年指導者に対する援助、関係団体との相互連絡を職務としている。区立小学校通学区域から各1名、さらに区立小中学校の学校長代表として各1名、現在46名を委嘱しており、推薦母体となる地域での活動のほか、委員会を結成し専門部を置いて、自主事業・広報・研修等を行っている。任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までである。

・2-4: 青少年問題協議会運営事業

江東区青少年問題協議会は、青少年の指導、育成、保護及び矯正のため「地方青少年問題協議会法」に基づき、区長の附属機関として設置されている。協議会は、区長が委嘱する委員(50名以内)によって構成され、本区の青少年問題の総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議し、関係機関との相互の連絡調整を図るため定例会を年2回開催している。また、協議会は基本方針に盛り込まれた理念や重点目標を基本に、青少年問題の意識の高揚と解決のための施策を推進している。

(2) 実施した監査手続

事業の管理運営状況の把握のため、関連資料を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 監査の結果及び意見

<意見事項21> 特定業者への過度な発注頻度について

令和4年度契約台帳(青少年課青少年係所管分)を閲覧したところ、青少年係が所管している38本の契約(令和4年度)のうち、特定業者との契約が17本を占めており、当該業者との契約が多い理由を所管課に質問したところ、「出入りの頻度が高い業者であり、見積書の作成を依頼する頻度が高かったことが原因と考えられる。相見積もりについては適宜取得したが、比較の結果、当該業者と契約することが多かったものと思われる。」旨の回答を得た。たしかに効率的な発注業務の観点からは手続きに慣れている業者への発注が好ましいケースもあるが、安定的な事業の実施の観点及び価格の透明性を確保する観点から、特定業者への過度な依存は回避すべきであるとともに、価格が適正かどうか等妥当性を十分に吟味する必要がある。

<意見事項22> 請求遅延の防止について

令和4年度契約台帳(青少年課地域連携係所管分)を閲覧したところ、次の通り、契約期間の終了日の翌々月初以降に支出命令が行われている契約が検出された。請求遅延の原因を所管課に質問したところ、「事業者からの請求書の提出が翌々月に

降となったため支出が遅れた」旨の回答を得たが、履行終了後、請求書の速やかな提出を促し、請求遅延が発生しないように留意する必要がある。また、事業者からの請求について、随時確認を行い、請求遅延が発生している場合には、繰り返し事業者に請求を促すとともに催促の履歴を残すことを検討されたい。

件名	業者名	契約金額	契約期間	支出命令日
バス借上(上級研修会)	太平観光株式会社	157,360円	令和4年6月5日～ 令和4年6月5日	令和4年9月7日
		265,200円	令和4年7月3日～ 令和4年7月10日	令和4年9月7日

### <意見事項23>適切な備品管理について

「備品台帳一覧表(所属別)」に掲載されている下記5点の備品の実査状況を確認したところ、青少年課内の備品実査については物品数が少ないため、目視による点検を年2回行っているのみで、実査記録も残していないとのことであった。しかしながら、区の所有する備品について、その管理責任を十分に果たすため、実査担当者及び設置場所、照合結果を含む実査記録を適切に作成・保存しておくことが望ましい。また、備品の管理ルール・マニュアルが整備されておらず、属人性のある実査業務となっていることから、備品の管理ルールについて明文化しておくことが望ましい。

備品番号	品名	取得年月日 異動年月日	価格	設置場所
20030178	両肘付回転椅子	平成20年5月15日 平成29年5月11日	57,800円	未記載
20016126	シュレッダー	平成18年12月12日 平成29年7月25日	540,000円	未記載
20089896	コンピューター	平成27年4月9日 平成29年4月1日	72,000円	未記載
20128302	コンピューター	令和4年4月13日	128,700円	未記載
1590855	掲示板	平成15年10月10日 平成31年3月12日	70,000円	未記載

(出典:青少年課提出資料に基づき監査人作成)

### <意見事項24>収支報告書のあり方について

委託業者の収支報告書を確認したところ、人件費項目の単価については、委託法人が設定した単価が記載されており、所管課では当初の見積りとの比較や、実績値に異常性が無いことについての確認は行っていたものの、詳細な検証・査定は行っていないとのことであった。当該収支報告書は、委託費の妥当性を検証するとともに次年度以降の予算要求の際の参考資料となるものであるため、収支報告書への記載方法を整備するなど改善を図る必要がある。収支報告書の記載については、可能な限り各法人で使用している財務諸表を基礎として収支報告を行うことができる仕組みを構築

することが望ましい。

件名	契約方法	業者名	契約金額	契約期間
江東区青少年相談事業運営委託	随意契約2号に該当	労働者協同組合ワーカーズユープ・センター事業団	7,975,000円	令和4年4月1日～令和5年3月31日

#### ＜意見事項25＞青少年問題協議会の委員数について

青少年問題協議会は、区長が任命又は委嘱する委員(50名以内)によって組織され、本区の青少年の指導、育成、保護及び矯正のため「地方青少年問題協議会法」(昭和28年法律第83号第1号)に基づき、区長の附属機関として設置され随時開催している。青少年問題協議会の委員数に関して、江東区青少年問題協議会条例上「50人以内」としているが、現在は48人となっている。運営協議会の目的は、青少年の指導・相談等の具体的な実施計画について協議することであることから、青少年に係る情報を多人数に共有することが、青少年の健全育成並びに非行防止の実効を挙げるために役立つと考える。一方で、委員数が多くなるほど、委員の当事者意識の低下や、活発な議論が交わされにくくなる等のデメリットがあると想定される。本協議会の委員数に関して、委員数が適切であり、有用な議論ができているかどうかを検討しないまま、委員を選定し運営することは、協議会の効果を最大限に引き出すことができないおそれがある。そのため、青少年問題協議会について、青少年問題に係る情報共有や、より効果的な議論をするためにも委員が過不足なく選定されているかを定期的に検討することが望ましい。

#### ＜意見事項26＞青少年問題協議会における委員の出席状況について

令和4年度において、青少年問題協議会は2回開催されている。各会の議事録を閲覧したところ、第1回、第2回ともに8名の委員の欠席が認められた。欠席理由を所管課に質問したところ、「基本的に欠席の際は事前連絡を依頼しているものの、理由については特段確認していない」旨の回答を得た。いずれも定足数は充足するものの、委員数に比して欠席者が多い状況にある。委員の選任にあたっては、候補者が業務や健康上の理由などにより協議会への出席が困難となる可能性がないか十分に検討されたい。

## 6. 江東図書館

### 6-1 図書館事業全般について

#### (1) 施設の概要

図書館は、江東図書館(管理係、サービス推進係、事業調整担当)、深川図書館ほか地域館9館、枝川図書サービスコーナーからなり、各施設については以下の通りである。

#### ① 区立図書館一覧

(令和5年3月31日現在)

施設名	所在地	運営方式
江東図書館	南砂 6-7-52	区直営
深川図書館 <sup>※1</sup>	清澄 3-3-39	区直営
東陽図書館	東陽 2-3-6 教育センター1階	指定管理
豊洲図書館	豊洲 2-2-18 豊洲シビックセンター9・10・11階の一部	指定管理
東雲図書館	東雲 2-7-5-201トミンタワー東雲 2階	指定管理
古石場図書館	古石場 2-13-2 古石場文化センター4階	指定管理
城東図書館	大島 4-5-1 総合区民センター4階	指定管理
亀戸図書館	亀戸 7-39-9	指定管理
砂町図書館	北砂 5-1-7 砂町文化センター1階	指定管理
東大島図書館	大島 9-4-2-101 東大島ファミールハイツ1階	指定管理
こどもプラザ図書館 <sup>※2</sup>	住吉 1-9-8 こどもプラザ1・2・3階の一部	指定管理
枝川図書サービスコーナー	枝川 3-6-16 枝川区民館1階	指定管理

※1 深川図書館は改修工事のため令和3年12月より休館し区立亀堀公園内に臨時窓口を開設、令和5年2月に再開館。

※2 こどもプラザ図書館は令和4年5月に開館。

#### ○開館時間

月～土曜日:午前9時～午後8時

(東陽・豊洲・城東は午後9時、枝川図書サービスコーナーは午後5時)まで

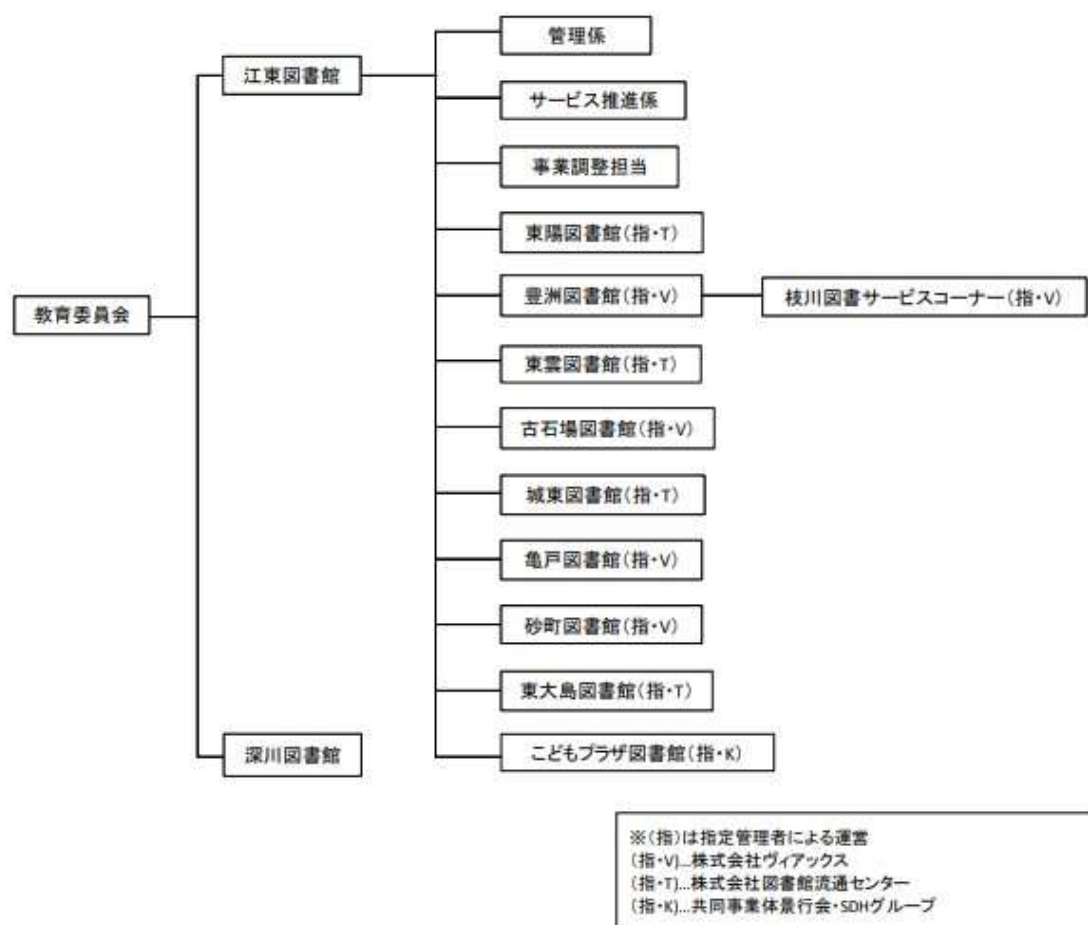
日曜日・祝日(休日)・12月28日:午前9時～午後7時

○休館日 毎月第3金曜日・年末年始・特別整理期間

(枝川図書サービスコーナーは上記に加え、月曜日・祝日・枝川区民館の休館日が、古石場・砂町は上記に加え第1・3月曜日が休館。但し、月曜日と祝日・休日重なった場合は開館)

② 江東区立図書館組織図

(令和5年3月31日現在)



(2) 利用の概要

① 所蔵資料数及び貸出資料数

図書館の令和4年度末の所蔵資料数及び令和4年度の貸出資料数は以下の通りである。

図書館名	所蔵資料数(冊・点)			来館者数(人)	利用登録者数(人)	貸出資料数(冊・点)
	図書蔵書	雑誌蔵書	視聴覚資料			
江東	339,830	113,054	9,297	401,846	9,324	584,437
深川	214,868	3,264	4,264	129,185	7,714	246,489
東陽	130,088	3,670	4,820	451,312	10,943	613,000
豊洲	161,988	4,347	5,766	516,673	18,682	862,504
東雲	99,831	3,076	3,349	128,244	4,740	259,123
古石場	108,502	3,157	3,040	223,015	5,864	418,375

第4章 監査の結果及び意見

城東	128,328	2,210	4,226	296,950	7,390	372,792
亀戸	104,102	2,764	3,849	250,602	6,563	324,857
砂町	127,730	2,909	2,791	287,771	7,503	363,654
東大島	103,942	2,917	2,934	254,676	5,788	366,719
こどもプラザ	64,043	550	0	233,040	4,367	372,568
枝川					178	40,381
OPAC						573,450

(「江東区のとしょかん－事業概要－」より)

② 図書館に関する数値の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口	単位(人)/各年度の翌年4月1日現在	525,062	526,621	527,085	535,305
資料数	単位(点)/視聴覚資料・雑誌含む	1,720,304	1,722,724	1,742,942	1,768,506
内図書数	単位(冊)/図書のみ	1,534,543	1,537,334	1,556,236	1,582,252
区民一人当たり資料数	単位(点)/資料数÷人口	3.28	3.27	3.31	3.30
貸出点数(個人)	単位(点)/視聴覚資料・雑誌含む	5,107,871	4,389,888	5,511,887	5,398,349
内図書貸出冊数	単位(冊)/図書のみ	4,696,663	4,463,761	5,127,106	5,032,437
区民一人当たり貸出数	単位(点)/貸出点数÷人口	9.73	9.19	10.46	10.08
年度間利用登録者数(個人)	単位(人)	96,949	82,346	87,926	89,056
登録率	単位(%) /年間登録利用者数÷人口	18.5	15.6	16.7	16.6
図書館費		1,195,507	1,386,611	1,377,568	1,462,079
内資料費	(決算)単位千円 建設費、初度調弁、人件費、執行委任は含まず	174,864	180,475	178,643	171,879
内図書費		133,934	140,134	138,505	137,141

(「江東区のとしょかん－事業概要－」より)

(3) 管理運営に要する経費(予算)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
謝礼金	6,685	5,483	5,368
図書等消耗品	191,858	192,557	192,586
印刷製本費	4,835	4,106	3,948
光熱水費	45,391	41,905	37,128
修繕料	9,996	3,308	3,244



通信費・郵便料	10,870	11,144	11,165
清掃・剪定・除草	30,320	29,993	27,884
保険料・手数料	8,371	8,484	8,190
委託料(窓口業務・指定管理料を除く)	68,361	67,932	63,731
図書館窓口業務委託	213,654	208,922	174,820
指定管理料	686,028	684,571	750,982
使用料・賃借料	122,067	136,443	161,465
工事請負費	0	0	0
備品購入費	402	357	88
負担金・公課費	4,388	4,427	4,427
計	1,403,226	1,399,632	1,445,026

(「江東区のとしょかん－事業概要－」より)

#### (4)実施した監査手続

- ① 業務の概要を把握した上で、以下の資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者へ質問等を行った。
  - ・江東区立図書館ホームページ
  - ・江東区立図書館資料選定基準
  - ・江東区立図書館資料除籍基準
  - ・江東区立図書館ありかた検討について(平成29年)
  - ・江東区立図書館サービス計画(令和3・4年度)
  - ・江東区のとしょかん(事業計画)(令和4年度)
  - ・電子図書館事業の入札の仕様書等
  - ・江東区公共施設等総合管理計画
  - ・都内他自治体の公共施設等総合管理計画
  - ・他自治体の図書館のあり方検討に関する各種文書
- ② 関連する契約書等の支出決裁書類を入手して内容の検討を行った。
  - ・書籍及び機器備品の調達契約書
  - ・書籍及び機器備品の入札の仕様書
  - ・電子図書館事業の仕様書
- ③ 図書館(東陽図書館・亀戸図書館・深川図書館)へ実際に出向き、利用者の立場から次のような点を確認した。
  - ・貸出券の更新
  - ・貸出券忘れの際の貸出フロー
  - ・オンラインデータベースの利用及び印刷・利用方法の問い合わせ・プリントアウト代金の支払い

- ・ブックポスト(カメラプラザ)の利用
- ・蔵書検索(OPAC)の利用
- ・こうとう電子図書館の利用
- ・各図書館における特集展示物の確認
- ・Webサイトにおける各種情報の確認
- ・東京都内の他の区立図書館(墨田区・千代田区・中央区・渋谷区)へ出向き、サービス内容等の比較を行った。

### (5) 監査の結果及び意見

#### <意見事項27> 亀戸地域における図書館サービスの充実と地域間格差の縮小について

亀戸地域は、東端に亀戸図書館しかなく、区内の図書館空白地域となっている。特に、亀戸北側(亀戸3丁目)においては、城東・亀戸両図書館に2キロメートル近く、徒歩で20分以上かかる地域も多い(例えば、亀戸天神～城東図書館はGoogleMapの検索によれば徒歩26分、亀戸図書館へは徒歩27分かかる)。区内には、亀戸地区以外では、このように図書館まで距離がある地域はほとんど存在していない。このような状況を鑑み、カメラプラザ(江東区亀戸2丁目19-1亀戸駅北口より徒歩約3分)1階入口脇に、図書の返却が可能なブックポストが設置されている。しかし、貸出・返却双方ができる枝川図書サービスコーナー等とは違い、あくまでも返却のみで、隣接する江東区の出張所においても貸出等図書館に関するサービスは行われていない。

また、当返却ポストについてはホームページ等での周知もほとんど行われておらず、図書の返却案内に「カメラプラザのブックポストでお返しいただけます」とあるだけで、その所在地(カメラプラザの1階入口左脇にあること)についても確認できず、積極的な周知は行われていないように見受けられる。

この点、空白地域に新たに図書館を整備するのは、住民サービスの向上としては歓迎されるものであるが、その財源を考えれば、現実的ではない。利用者の1人として、駅近くで図書の返却が行えるようになったことに感謝したい。しかしながら、カメラプラザ1階のブックポストの横には、江東区の出張所も存在しており、部署を超えた連携があればオンライン予約を通じた図書の貸出や利用者登録を実施することも可能となる。駅周辺での返却貸出を行うコーナーは、他区でも設置されているところである(例えば、JR 中央・総武線高円寺駅前の杉並区立図書館のサービスセンター <https://www.library.city.suginami.tokyo.jp/facilities/ekimae.html>)。

財政支出を可能な限り抑え、現存の施設の蔵書を活用する形でもサービスの充実が可能であり、区内の図書館空白地域の住民に対しても一定の図書貸出サービスの提供を検討し、図書館サービスの地域間格差を是正する努力を検討されたい。なお、亀戸地域における図書館の利用として、隣接区のサービス(墨田区の横川コミュニティ会館; 亀戸3丁目より徒歩5～15分程度)の利用は可能であることについては、付記しておきたい。

#### <意見事項28> スマートフォンによる図書館カードのバーコード表示やマイナンバーカードによる図書館カードの実用化について

現在の江東区立図書館の図書館カードは、カードにバーコードと8桁の貸出券番号が印字されたものであり、スマホ画面等での提示には対応していない。しかし、隣接の墨田区では近年スマートフォンにおいて図書館カードの番号とバーコードを表示することができ、スマートフォンの画面提示を通じて図書の貸出が可能となっている。また、一部自治体ではマイナンバーカードを図書館カードとして利用することが可能となっている。

現在、江東区立図書館で利用されているカード形式には2つの問題があるものと考えられる。第1は、カードの発行コストである。第2は、カード忘れ・紛失・劣化への対応である。特に最近では多くの利用券やポイントカードがスマートフォン上でも表示できることとなり、カードを持ち運ぶ必要がないサービスが増えてきている。このため、特に若年層を中心に多くのカード類を持ち運ぶ習慣が薄れており、カード忘れや紛失も多くなる。カードを忘れた場合には、身分証明書の提示などの手続が必要となり、利用者・窓口担当者双方にとって負担となる。またカードはラミネート加工のため経年劣化や水分により剥がれ落ちやすく、再発行も頻繁に起こりうる。再発行では、利用者カードの番号が変更となってしまうことも不便な点である。このような利用者や職員の負担を軽減するためにも、スマートフォンでのバーコード表示を可能とし、カードの発行は希望者のみに限定するといった方策を検討されたい。江東区においても、スマートフォン用の図書館ホームページにおいて利用者カードのバーコード表示機能を追加することで実装が可能となる。これらについての導入の可能性について、区からは「次のシステム更新時に検討する」との回答をいただいている。しかしながら、スマートフォンの利用率の急速な拡大やスマートフォンによるバーコードの提示が一般化していることに鑑みれば、スマートフォンでのカード提示を標準的手続とし、従来の図書館カードの発行による負担を軽減されることが望ましいと考える。

また、図書館カードについてはマイナンバーカードを利用できる自治体も出てきている(デジタル庁による事例の案内 <https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/localgovernment/mynumbercard-user-list>)。

これらは直ちに住民にとってメリットを感じさせるものではなく、導入当初には初期コストも生じるが、中長期的な区民サービスのデジタル対応やコスト削減にとっては不可欠であることから、江東区においても具体的な対応を示すことが望まれる。

#### <意見事項29> 開館時間の延長施策の再検討について

これまで多くの自治体図書館において、開館時間の延長が進められてきている。江東区においても、従来の開館時間が延長され休館日が減少し、より利便性が向上している。しかしながらコロナ禍を経て、開館時間を延長するだけでなく、開館時間を前倒しする(例えば朝9時から8時にする)といった取り組みへの要望も増えている状況にある。

この点、開館時間を長くすることは職員の配置や運営コストにも大いに影響するので、住民サービスの向上につながるにしてもその実現には障害が多く、コストとベネフィットの見合いからの判断が必要となる。そこで、一部の図書館限定、或いは夏休み期間限定で朝の開館を前倒しするといった方策について検討し、限られた資源や予算の範囲内でのより多くの利用者ニーズに応えられるような図書館運営が望ましいと考

える。

### ＜意見事項30＞各図書館の特徴の明確化と特徴の区民への周知について

「令和4年度江東区立図書館サービス計画」においては、取組11に、「各館に特色を持たせる特徴的な資料収集を行います」と記載されている。なお、江東区では令和3年3月に「江東区立図書館経営方針」を公表しており、第2章「目指すべき図書館像」において「各館の特性や状況に応じたサービス内容の特色化」をあげている。

また、平成29年1月公表「江東区立図書館ありかた検討について」Ⅱ 目指すべき図書館像でも「各館の特性や環境に応じたサービス内容の特色化」があげられている。

令和2年度に行われた「江東区立図書館経営方針(素案)への意見募集の結果について」においても、「大学生や若い社会人が、より専門性の高い知識を得ることができる図書館にしてほしい。そのために、各図書館で得意とする専門分野を決めて、その図書館にその専門分野の書籍を集中させてほしい。」との意見が紹介され、それに対して区では「図書館全体としての蔵書構成に留意しつつ、各館の地域性等を活かした特徴ある蔵書を目指します。」と回答している。このことから、各館の特色を区民に伝えていくことの必要性はすでに十分に認識されているものと考えられる。

このような方向性の中で、「令和4年度江東区立図書館サービス計画」取組11には、各館の特徴的な収集が記載されている。取組11の例をあげれば、たとえば東陽図書館では「ビジネス街に位置する特色を生かし、ビジネス支援につながる専門的な資料を積極的に収集します。特に企業のSDGsへの取り組みに関する資料を重点的に収集します。」とある。現在ビジネス支援については都内の多くの図書館(例えば、千代田区日比谷図書資料館、近隣では墨田区立ひきふね図書館が代表的である)が力を入れており、SDGsへの取り組みに関する資料の特集コーナーなども多く設けられているところである。しかしながら、江東区立図書館ホームページの東陽図書館の案内を見ると、「東陽図書館は、昭和60年5月18日設立されました。区内でも利用者の多い図書館です。平成17年4月1日にリニューアルオープンしました。」との記載しかない状況である。特にビジネス支援サービスなどについては、Webでの情報が非常に重要である。例えば墨田区では、ひきふね図書館において次のようにビジネス支援に関してホームページにて開示されている(<https://www.library.sumida.tokyo.jp/contents?6&pid=3375>)。

現在、江東区立図書館では、各館の特徴等の重要な情報が、各館案内のトップページに記載されていない。この点、各図書館の特徴をどう設定していくかは今後の課題でもあるが、少なくとも現時点で利用者に伝えることができる各館の特徴について、各図書館の掲示や図書館ホームページ等で明確にすることは急務であると考え。そして、このような重要な取り組みは、それが区民に理解されて効果が生じるものである。江東区の場合、徒歩圏内に複数の図書館が存在することも多いので、各館の特徴を明示することで、利用者の図書館の選択利用も促すことができる。資源の効率的活用という観点からも、限られた予算の中で資料を収集していく中で、必要に応じて各館で資料を融通して重複を排除し、各館ごとの特徴を持たせていくことは重要な取り組みである。またそれぞれの図書館で実施できるイベント等も有限であるため、各館の特徴を明確にして特徴に合わせたイベントを行っていくことは重要である。

## 【令和5年度図書館サービス計画 取組11 資料の充実】

図書館	取組内容
江東	共同書庫・閉架書庫を活用し、江東区立図書館として1冊は残すべき図書及び雑誌のバックナンバーの保存・提供を行います。
東陽	江東区立図書館の収集方針に基づき資料を収集するほか、ビジネス街に位置する特色を生かし、ビジネス支援につながる専門的な資料を積極的に収集します。
豊洲	人気のある多言語の学習講座に連携した多言語資料を積極的に収集します。
東雲	自館の収集分担である「外国文学」、「外国語資料」、「臨海部・東京湾関連」に加え、子育て支援につながる資料を積極的に収集します。
城東	自館の収集分担である「日本文学」に加え、館の特色テーマ「多文化」に関する資料を積極的に収集します。
亀戸	多言語に触れるきっかけになる多国語資料を多く取り入れ、充実させます。
砂町	蔵書構成に力を入れ、特色である「商業・マーケティング」や「社会科学」の資料収集を積極的に行います。利用者層を鑑み、健康・介護・趣味等の資料を収集し、関連イベントを企画します。
東大島	自館の収集分担「環境」「公害」に加え、高齢者の利用が多いことを踏まえ「健康」「介護」「相続・遺言を中心とする法律問題」に関わる最新の情報資料を積極的に収集します。
こどもプラザ	対象年齢や時代に合わせた幅の広いジャンルの資料を収集し、事業にも絡めて、充実を図ります。

### <意見事項31> 図書館におけるイベントの申込方法の改善を通じた住民サービス向上と職員の負担軽減について

現在、江東区立図書館における多くのイベントは、各館への電話または窓口での申し込みとなっている。イベント参加にあたっては図書館開館時間中に、イベントの行われる図書館の窓口に来館または電話しなければならない、利用者にとって不便である。あわせて、個別対応となるために当該業務に対して職員が窓口対応や電話対応の労力・時間を割く必要がある。イベントについては一元的な予約システムにより一括管理とし、Web申込ができない事情がある参加者のみ、窓口または電話対応とすべきである。

システム導入当初は職員・利用者双方も不慣れなことから、これまで通りの窓口や電話対応を求める区民も予想され、サービス低下との批判を受ける可能性もあるが、中長期的には利便性向上や予約にかかるコスト削減に寄与するものである。生涯学習の上で図書館での各種イベントは大変重要なものであり、また今後はPCやスマート

フォンを使いこなす高齢者もますます増加することが予想され、窓口や電話以外での申込が可能となることは、(一部から批判を受けることがあるとしても)より多くの区民の希望にかなうものである。

あわせて、イベントの案内や申込については、案内にQRコードを明示することで、申込だけではなく周知についてもWebへの誘導を図るべきである。また、イベントの申込がオンラインシステムで一括化することにより、区民にとって過去の参加履歴等を参照でき生涯学習の観点から有効であり、区にとっても区民のイベント参加の傾向が見える化することは、データを用いたより効果的な生涯学習施策の立案にも有用であることを付記しておきたい。

### <意見事項32>ケイタイサイト(いわゆるガラケーサイト)の必要性について

図書館サイトには、PCサイト、スマートフォンサイトのほかに、ケイタイサイト(ガラケーサイト)が存在している。図書館サイトは、不正アクセスや個人情報の漏洩、データ改ざん等を防ぐための暗号化通信方式の最新バージョンである「TLS1.2」を採用している。しかし、ほとんどのいわゆるガラケーは「TLS1.2」に対応していないため、ケイタイサイトにおいても図書館の多くのページにアクセスできない。また、最近始まった電子図書館においては当初よりスマホでの閲覧が可能な仕様となっていない。このような状況の下で、システム業者に対しては、ケイタイサイト運用のための追加費用が毎年支払われている。PC向けサイト・スマホ向けサイト・ケイタイサイトを並行して運用していくことでシステム運用コストが増加(契約書を参照したところ、ケイタイサイトの保守費用として年間4万円が計上されている)するが、ケイタイサイトへの訪問者数はあまり期待できない。さらに、いわゆるガラケーのほとんどからは「TLS1.2」を採用する図書館の多くのページにアクセスできないため、本ケイタイサイトがスマホを保有しない高齢者等にとっても使い勝手の良いものとはなっていない。ケイタイサイトの運用を続けていることについて、区からは「スマホを持たない高齢者等への利便性確保」との回答をいただいたが、そもそも図書館サイトに限定的にしかアクセスできないので、スマホを保有しない区民にとっても利便性の確保は図られていない。

多くのホームページや電子図書館にアクセスできないにもかかわらず、運用コストを追加的に支出しているケイタイサイトの運用の必要性について検討されることが望ましい。

### <意見事項33>電子図書館運営における入札の応募者確保と仕様書の改善について

令和5年7月より開始された電子図書館事業のプロポーザル形式による入札において、応募が1事業者であり、当該業者に落札された。提供期間は、令和5年5月1日より令和6年3月31日であった。なお、電子図書館は、令和5年7月1日現在、日本の全自治体のうち28.4%が導入し、電子図書館が利用可能な基礎自治体の人口比率は60.7%となっている(出典:一般社団法人電子出版制作・流通協議会 [https://aeps.or.jp/pdf/Electronic\\_Library\\_20230701.pdf](https://aeps.or.jp/pdf/Electronic_Library_20230701.pdf))。なお、入札要件として契約時点で「洋書が提供可能であること。提供可能なコンテンツ数は100万点以上、

言語数は50言語以上あること。」という要件を満たすことが記載されている。電子図書館は原則24時間運用であり、職員等が利用できるヘルプデスク(サポート窓口)を開設することも求められているが、ヘルプデスクの対応時間は入札仕様書には明記されていなかった。

現在、電子図書館業界は寡占状況であることから、特定業者による落札の可能性が高く、多くの事業者の応募は必ずしも期待できない事情はあるものの、競争性を確保しつつ適正な価格での契約を可能とするために、複数業者の入札可能性を確保する取り組みが必要である。

競争性の確保に当たっては、入札の仕様書の工夫が必要である。仕様書における電子図書館事業の事業目的を見ると、「江東区立図書館への来館が困難な利用者及び中高生や小学校高学年の児童・生徒の読書活動の推進のため」とされている。電子図書館の事業目的に照らして、事業開始時点で洋書のコンテンツ数100万や言語数50という要件を満たすことは、要件として適切かどうかの再検討が必要である。現に、令和5年9月現在では江東区立図書館における区民への電子図書館の貸出は1人当たり2冊までとなっており、「江東区立図書館への来館が困難な利用者及び中高生や小学校高学年の児童・生徒の読書活動の推進のため」という事業目的と照らし合わせると、仕様書において洋書に関連してこのようなコンテンツ数や言語数の要件を掲げることは疑問に残る。特に、仕様書において多くの要件を求めることは、特定業者のみの応募となり他業者の応募を排除する要因となりかねないので、仕様書における要件は最低限にすることが求められる。

また、仕様書においては洋書について要件として明記されているものの、プロポーザルにおける評価基準で洋書に関する項目はない。このことから、仕様書に設定された要件は不当に要求水準が高いものであり、入札を希望する業者を限定することにならないよう仕様書において求める要件は必要最小限の項目とすべきことを付言したい。

一方で、仕様書においてはヘルプデスクを開設することは求められているが、対応時間については明記されていない。仮に電子図書館運用と同じく24時間対応を求められる場合と、図書館開館時のみでの対応とするかにより、応札業者に生じるコストは大きく異なってくる可能性がある。住民サービスとコスト双方の観点から、区として業者に求めるサポート体制をより透明化したうえで、適正な価格での入札が促されるべきである。

#### <意見事項34> 電子図書館等のシステム導入時におけるベンダーロックインを防ぐ方策について

電子図書館では、(書籍購入で毎年納入業者を選定するのとは異なり)一度採用した電子図書館システムを長期間にわたって継続して利用する傾向が生じやすい。電子図書館の場合、業者により操作性などが異なり、利用者や職員の習熟度を考えると、一度採用したシステムを他のシステムへと転換するのが難しくなりがちなためである(いわゆる「ベンダーロックイン」)。

次年度以降の契約における留意点としては、(通常の本の発注とは異なる電子図書館の次年度以降の契約変更が難しくなりがちな特性を十分に理解したうえで)他業者

の入札が可能になり電子図書館業務の競争性が確保できるような仕組みづくりが必要である。

図書館の指定管理業者と電子図書館の納入業者は同一であることがあるが(同一であることを批判する意図はないことを付記しておく)、そのような場合であっても、指定管理業者が有利になることがないように注意し、他業者の入札可能性を確保する試みはより重要となる。また、単年度の契約であるにもかかわらず長期にわたり同一の業者により業務が行われ、他の業者の入札可能性が損なわれた場合には、電子図書館事業における競争性や適正性が確保できない。しかしながら、現状では中長期的に見た電子図書館事業の競争性を確保する手立てが十分に考慮されていない。そこで、次年度以降において、常に複数の業者の入札可能性を確保できるような具体的な手立てを講じる必要がある。

#### <意見事項35> 図書館間の蔵書・資料移動の車両運用の効率化と脱炭素政策の促進について

現在、図書運搬用の車両2台が休館日を除くほぼ毎日2ルートで午前・午後で図書館間を行き来して蔵書や資料の移動を行っている。また、配本用車両1台が区内施設・区外施設(国会図書館・都立中央図書館・区外公立図書館等)へ主に図書館開館日の平日や館内整理日に運行している。

各車両での運搬冊数等のデータについて区に問い合わせたところ、そのようなデータはないとのことであった。区内の図書運搬用の車両が2台で1日2回の運搬により多くの車両コスト・人件費が生じ、CO2を排出している。

蔵書等が図書館間を頻繁に移動することは、区民の観点からすれば必要な図書や各種資料をより迅速に入手できることとなり、ありがたいことである。しかしながら、運用コスト(車両代・ガソリン代・人件費等)の低減や脱炭素政策の促進といった観点からは、蔵書や資料の移動については、午前・午後で別ルートを巡回するなどの工夫を進め、可能な限り車両台数を減らす(例えば、現行の図書運搬用の車両2台を1台にする等)方策を検討すべきである。

現在、他業界を見ると、コンビニや外食産業など各社でも、各店舗への配送回数の削減を進めている。図書館においても、コスト節減はもちろんであるが、環境対策や運転士不足といった問題にも先手を打った施策を導入すべきである。あわせて、日曜日の配送中止なども検討されたい。普通郵便の配達も現在土曜日・日曜日には行われなくなっているなど、周辺の状態も従来とは変化しており、また環境対策への理解も得られやすくなっていることから日曜日の配送や配送頻度について利用状況に応じた対応を検討されたい。

#### <意見事項36> オンラインデータベースのニーズに応じた契約本数の適正化と利用者への周知について

オンラインデータベースの契約があるが、アクセス数は限定されている。また、複数ライセンス契約が行われている事例があるが、その根拠は明確ではない。複数契約しているオンラインデータベースについてその理由を区に問い合わせたところ、「江東区



立図書館全館で一つの契約を締結しており、複数館で同時アクセスを可能とするため」のことであったが、現在図書館が契約しているデータベースは1つのライセンスとなっている場合、複数ライセンスを有する場合双方があるのが実態であり、各データベースの契約ライセンス数の根拠に関する具体的な回答は得られなかった。

ちなみに、「令和4年度江東区のとしょかん」35頁にはオンラインデータベースの使用件数が記載されており、ヨミダス歴史館(読売新聞)はライセンス数が1で年間アクセス数が444、日経テレコン21(日本経済新聞)は、ライセンス数が2で年間アクセス数が315であった。また、次年度も同じデータベースとライセンス数で予算申請しているとのことであった。このように利用数の少ないデータベースが複数ライセンス契約になっていたり、利用数が多いが1ライセンス契約になっていたりする事例がある。現在のアクセス数からすると、1日平均アクセス数は区内図書館全体で多くても2件を上回らない状況で、複数ライセンスが必要なだけのアクセス実績を有するオンラインデータベースは見られなかった。しかしながら、複数ライセンスについては、それだけ多くの費用が生じることとなる。

この点、オンラインデータベースはライセンス数により契約金額が変化することを前提に、中長期的には利用実績を鑑みた適切な契約本数での契約とすべきである。現在2以上のライセンスとしている契約については、今後の周知度の向上により大幅に利用は増加することも考えられるので、直ちにライセンス数を減らすのではなく、データベースの周知度の向上を第一とし、その後も利用が伸び悩むようであればライセンス数の削減を検討すべきである。

#### <意見事項37>オンラインデータベースのプリントアウトサービスの全館における提供を通じた利用者サービス向上と生涯学習の促進について

オンラインデータベースについては、江東・深川・東陽・豊洲の4館ではプリントアウト(有料)ができるが、他館ではデータベースの利用はできても、プリントアウトすることができない(参考 <https://www.koto-lib.tokyo.jp/Portals/0/20220401online.pdf>)。

また、プリントアウトすることができる図書館に関する情報は、図書館のオンラインデータベースのトップページ(<https://www.koto-lib.tokyo.jp/tabid183.html>)からでは確認できず、さらにPDFの案内をダウンロードしてPDFファイルの右上の小さな文字で確認できるのみである。また、プリントアウトができない城東図書館を視察したが、PCコーナーにおいて、オンラインデータベースを利用できることを示す情報の掲示が見当たらなかった。

オンラインデータベースの利用により過去の新聞記事などの検索は、利用者の立場からは新聞の縮刷版から探すよりも大幅な時間短縮や関連する記事の一括検索も容易になる。また、図書館におけるレファレンスサービスもオンラインデータベースの活用でより高度かつ迅速な情報提供が可能となる。

オンラインデータベースは非常に有用であり、生涯学習の観点からもデジタル化の観点からも今後より積極的な利用が期待される場所であるが、亀戸・城東・砂町・東大島図書館ではデータベースは利用できてもプリントアウトができない。このことは利用者にとって不便であるばかりでなく、高額なデータベースという資源の有効活用が図られていない点も問題である。区立図書館が契約するオンラインデータベースは、過去

の新聞検索(日経・朝日・読売・毎日)ができるデータベースが中心であるが、過去の新聞記事をプリントアウトするニーズは高いものと思われるが、新聞記事を探し出してもそれをプリントアウトすることができない。また、(プリントアウトできる図書館でも)データをUSBメモリ等に保存することもできない。このように、データベースを導入しながら、そのデータベースを利用者が効果的に活用できない状況である。また、プリントアウトできる図書館とそうでない図書館間で、サービス水準に差が生じている状況である。

オンラインデータベースのプリントアウトにつき、データベース提供館全体で可能とし、各館のサービス水準の平準化と利用者サービスの向上を図ることが望ましいと考える。なお、プリントアウトについてはすでに可能な館(例えば、東陽図書館)で行っているように、利用者に提供しているコピー機から出力を可能にすればよく、追加的なスペースや機器は不要であると考えられるため、早急な導入を検討されたい。また、オンラインデータベースが利用可能であることについて、より積極的な周知を図るべきである。生涯学習や図書館のデジタル化対応の観点からも、図書館におけるオンラインデータベースの利用促進は不可欠であると考えられる。

#### <意見事項38> 区内図書館での同一図書の複数発注に関する対応について

図書館は区内に複数あり、書籍は図書館ごとに個別発注している。一括発注では、重複発注の排除や選書にかかるコストが低減できるというメリットがある一方、個別発注においては、選書という図書館における重要機能を向上させることができ各館の特徴を確立できるとともに、選書にかかわる職員の主体性や士気の向上といったメリットもある。一括発注と個別発注のいずれが望ましいかについては、コスト以外の側面も考慮されるべきであり、一概に決定できるものではない。しかし、個別発注を採用する際には、同一の書籍を区内の図書館で複数発注する可能性が高くなり、各館の発注調整をどのように行うかが課題となる。特に高価な書籍や利用の少ない分野での重複発注は、限られた予算の効率的な執行に反することとなる。重複発注に関する方針について区に質問したところ、「高価な書籍や、利用の少ない分野の書籍は二次選定を行う江東図書館で購入しているケースが多い。」との回答であった。現行の江東区立図書館の選書基準では、「一般書の複本購入については原則として各館3冊を上限」とあるだけで、各館で購入予定図書が重複した場合の調整等は、明文化されていない。限られた予算の中で多様な書籍を購入するためには、各館での個別発注を行うにしても、重複発注への一定の配慮が求められる。もちろん、区民からの貸出・閲覧ニーズが高い書籍が各館で発注され、区立図書館全体で複数冊の蔵書となることを否定するものではない。限られた予算の中で、区立図書館全体で多様な蔵書構成を確保することを望むものである。

#### <意見事項39> 館内OPAC専用PC端末の台数の適正化と図書館スペースの有効活用について

区内各図書館で、OPAC(蔵書検索・貸出予約)専用端末が複数台設置されている。OPACは館外のPCで可能であるほか、館内でもスマホや各自が所有するPCで利用が可能である。このような状況の下で、各図書館館内で蔵書検索や予約のため

のOPAC専用端末を利用する必然性は従前と比較して少なくなっており、利用頻度も少ないように見受けられる。例えば城東図書館の場合、PCコーナー後方に3台のOPAC専用端末(大人用)が設置されているが、訪問時には誰も利用していないか1台のみ使われているといった状況であった。また、館内のOPAC専用端末には、大部分に椅子が備え付けられていない。利用頻度の少ないPCであっても、リース費用等は固定的に生じる。また、館内の限られたスペースが利用頻度の少ない機器により占有されることは、スペースの有効利用の観点からも望ましくない。蔵書検索・貸出予約での短時間利用を前提としているために椅子等を備え付けていないものと思われるが、高齢者や障害者にとって使い勝手の良い仕様とは言い難い状況である。

館内のOPAC専用端末の台数については利用状況に応じて見直すとともに、スペースを別の用途に転用するなどして、有効活用すべきである。ほとんどの利用者がスマートフォンを保有している現状から、蔵書検索・予約は各自のPCやスマートフォン等での検索を推奨することが望まれる。利用者にとっては各自のPCやスマートフォンでOPACの機能を利用した方が、予約等の際に求められる貸出券番号やパスワードの毎回の入力も不要となるため、館内OPAC専用端末を利用するのと比較して利便性に勝る点がある。また、共用PCに貸出券番号や暗証番号を入力することでしばしば問題となる個人情報の漏洩等を考えても、利用者が個人で保有するPCやスマートフォン等の利用を推奨・周知することが望ましい。

## 6-2. 個別検討項目について

### (1) 実施した監査手続

- ① 生涯学習の推進に関する図書館事業の事務の執行について検討するため、関連する法令、区の規程、長期計画等を確認した。
- ② 関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 個別施設における管理及び運営状況の把握のため任意の施設について現地視察を行った。

### (2) 生涯学習支援事業における図書館の位置づけについて

区は、「江東区長期計画」として、区の基本構想に掲げるまちづくりと区政運営の具体的指標を策定しており、その中の「施策13 生涯にわたり学習できる環境の充実」の取組方針2に「図書館サービスの充実」が、主要事業として「図書館の改修」があげられている。

## ⑬ 生涯にわたり学習できる環境の充実

**目指す姿** 区民が主体的に生涯学習に取り組み、習得した成果を地域に活かせる環境が整備されています。

#### 取組方針

1. 生涯学習の促進
2. 図書館サービスの充実

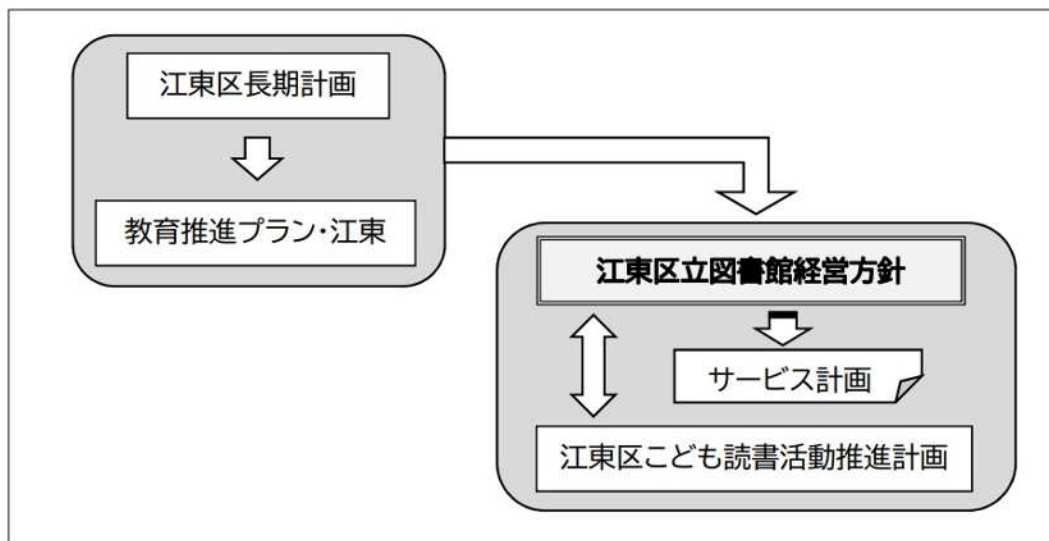
#### 主要事業

- 文化学習施設の改修
- 図書館の改修

指標名	現状値（元年度）	目標値（6年度）
趣味や学習などに取り組んでいる区民の割合	9.8%	20%
学習や講座から得られた学びを地域活動や仕事に活かしている区民の数	285人（30年度）	370人
図書館来館者数（年間）	3,289千人（30年度）	3,750千人
図書館が学びの場として役立っていると感じている区民の割合	70.6%	75%

（「江東区長期計画（令和2年度～令和11年度）」より）

図書館は、江東区長期計画をはじめとするその他区関係計画等との整合を図り「江東区立図書館経営方針」を令和3年3月に策定しており、各計画等と図書館経営方針との連携は以下のように示されている。



経営方針において、図書館は目指すべき図書館像の3つの柱と、それぞれの柱を支える重点項目を骨格として26の取組の方針を示している。具体的な取組については、各図書館にて取組内容を毎年度設定し、それらを取りまとめサービス計画として策定することで、経営方針に基づく具体的な取組を推進している。

経営方針の骨格と取組

柱1 利用しやすい図書館
①利便性の向上・快適な読書環境の整備 取組1 図書館環境の整備 取組2 図書館システムの充実 取組3 人材育成の推進 ②多様な利用者へのサービス 取組4 乳幼児への取組 取組5 小中学生への取組 取組6 高校生等への取組 取組7 特別な支援を必要とする児童・生徒への取組 取組8 高齢者サービスの充実 取組9 障害者サービスの充実 取組10 多文化サービスの充実
柱2 生涯学習を支援する図書館
③蔵書やレファレンス機能の充実 取組11 資料の充実 取組12 レファレンスサービスの充実 取組13 オンラインデータベースの利用促進

取組14 電子書籍サービス導入の検討 ④生涯学習としての学び・活躍の場の提供 取組15 ボランティアの活動の推進 取組16 大学連携の充実 取組17 多様な学習機会と本を通じた交流の形成 取組18 展示の充実
柱3 地域に根差した図書館 ⑤地域を知る 取組19 郷土資料の収集・活用の推進 取組20 貴重資料の保存・活用の推進 取組21 学童集団疎開資料の収集・企画の充実 ⑥地域との連携強化 取組22 特色ある図書館サービスの展開 取組23 区民や地域、区内公共施設等との連携強化
3つの柱を支える重点項目 重点項目 情報発信の強化 取組24 ホームページ等の充実 取組25 ICTの活用 取組26 多様な情報の提供

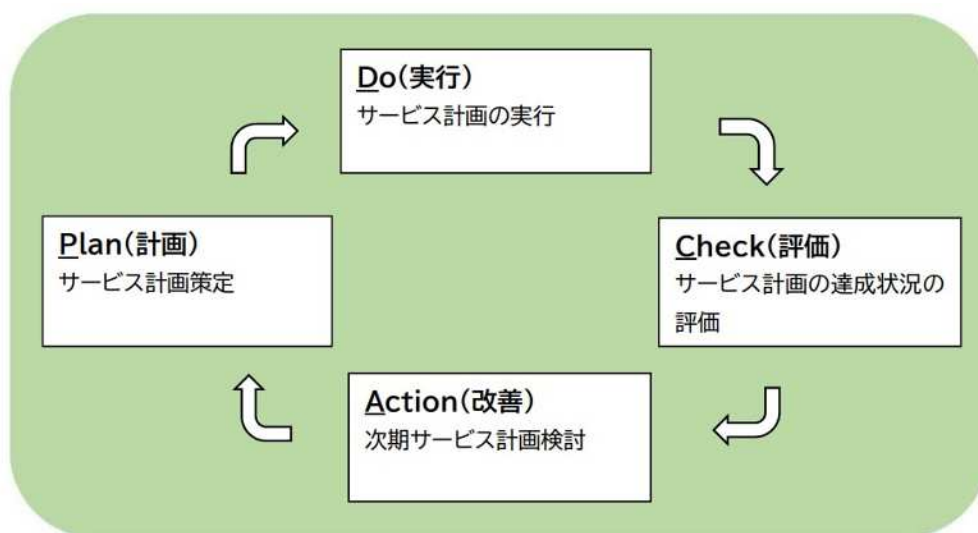
<意見事項40>「生涯にわたり学習できる環境の充実」の指標に非来館の図書館サービス利用者を含める必要性について

「江東区長期計画」では「施策13 生涯にわたり学習できる環境の充実」の指標として図書館来館者数(年間)があげられているが、令和4年度にWebレファレンスサービスの開始、令和5年度に電子図書館の導入など図書館サービスの多様化に伴い、来館者以外にも図書館サービスの利用者は増えていくことが予想される。非来館者向けサービスの充実は図書館利用層の拡大にもつながることから、図書館来館者数だけではなく、非来館で図書館サービスを利用している人も指標に含めることが望ましい。

＜意見事項41＞「取組」を評価するための定量的目標の設定について

図書館は、経営方針において、目指すべき図書館像を実現するための具体的な取組については、各図書館にて内容を毎年度設定し、それらを取りまとめサービス計画として策定することで、経営方針に基づく具体的な取組を推進することとしている。

また、サービス計画の推進にはPDCAサイクルを取り入れ、取組結果を評価し、次年度のサービス計画の内容に反映させることでサービス改善を図っていくとしている。



PDCAサイクルのCheck(評価)として、図書館は「江東区立図書館サービス計画」及び「江東区子ども読書活動推進計画」で掲げられた取組に対しての評価を実施し、それぞれ「江東区立図書館サービス計画取組実績」、「江東区子ども読書活動推進計画評価票」として公開している。

目指すべき図書館像を実現するため方策を具体的な行動にまで落とし込み、取り組んでいる点は、区の生涯学習事業にも大きく貢献していると考えられる。

但し、具体的な取組内容によって達成されるべき目標が必ずしも数値として定量的に設定されていないため、「取組の結果、目標が達成されたか」が客観視できない。

例えば、令和3年度計画において「柱2 生涯学習を支援する図書館」「③蔵書やレファレンス機能の充実」のための「取組11 資料の充実」に対する具体的な取組は以下のように示されている。

取組11	資料の充実
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○図書館全体としての体系的な蔵書構成に留意しつつ、各館の地域性等を活かした特徴ある蔵書を目指します。</li> <li>○計画的に除籍を行いながら、一般的資料から専門的な資料まで全分野にわたる資料の収集と需要の多い資料の複本数の確保との両立を図ります。</li> <li>○公共図書館として「多様な資料を持ち続ける場」としての機能を果たします。</li> </ul>

図書館	取組内容	時期
全館	区立図書館全体として幅広く資料を収集するとともに、各館に特色を持たせる特徴的な資料収集を行います。	通年

東陽	収集方針に基づく収集のほか、企業が多い立地を活かしビジネス支援につながる専門的な資料を積極的に収集します。	通年
東雲	自館の収集分担である「外国文学」、「外国語資料」、「臨海部・東京湾関連」に加え、子育て支援につながる資料を積極的に収集していきます。	通年
亀戸	オリンピック・浮世絵・外国語資料を充実させます。	随時
東大島	自館の収集分担「環境」「公害」に加え、高齢者の利用が多いことを踏まえ「健康」「介護」に関わる最新の情報資料を積極的に収集します。	通年

(「令和3年度江東区立図書館サービス計画」)

上記に対する評価(※)は以下の通りとなっている。

取組11	資料の充実	
取組概要		評価
○図書館全体としての体系的な蔵書構成に留意しつつ、各館の地域性等を活かした特徴ある蔵書を目指します。		2
○計画的に除籍を行いながら、一般的資料から専門的な資料まで全分野にわたる資料の収集と需要の多い資料の複本数の確保との両立を図ります。		2
○公共図書館として「多様な資料を持ち続ける場」としての機能を果たします。		2
総括		
【全体的な評価】 2.0		
各地域館が一次選書をし、中央館が二次選書で確認や調整を行うことで、中央館が各館の選書傾向を把握するとともに、選書の偏りや漏れをなくした。		
【主な取組実績】		
江東	各地域館で一次選書、中央館で二次選書を行うことで、地域の実情に応じた特色ある選書とともに、全体の調整による幅広い資料収集に努めた。	
東陽 東雲 東大島	地域特性を踏まえた資料収集に努めた。 ビジネス支援(東陽) 子育て支援(東雲) 健康、介護(東大島)	

(「令和3年度江東区立図書館サービス計画取組実績」)

(※)【評価基準】

4	優良	サービス計画で求められる水準を超えて良好であり、かつ、〇〇の点で特に評価できる。
3	良	サービス計画で求められる水準を超えて良好である。
2	適当	サービス計画で求められる水準を満たしている。
1	課題あり	サービス計画で求められる水準を満たしておらず、改善を要する。

(「令和3年度江東区立図書館サービス計画取組実績」)

その他、ほとんどの取組に対して評価は「2 適当」になっているが、「サービス計画で求められる水準」や尺度が定量的に示されていないため、評価の根拠が曖昧になり、チェックの形骸化につながる懸念がある。



		評価
柱2 生涯学習を支援する図書館		2.1
取組11	資料の充実	2.0
取組12	レファレンスサービスの充実	2.0
取組13	オンラインデータベースの利用促進	2.0
取組14	電子書籍サービス導入の検討	2.0
取組15	ボランティアの活動の推進	2.0
取組16	大学連携の充実	2.0
取組17	多様な学習機会と本を通じた交流の形成	2.7
取組18	展示の充実	2.0
重点項目 情報発信の強化		2.0
取組24	ホームページ等の充実	2.0
取組25	ICTの活用	2.0
取組26	多様な情報の提供	2.0

(「令和3年度図書館サービス計画取組実績」より抜粋)

例えば「取組11 資料の充実」の具体的取組としてあげている「計画的に除籍を行いながら、一般的資料から専門的な資料まで全分野にわたる資料の収集と需要の多い資料の複本数の確保との両立を図ります。」という行動に対し、「区民一人当たり資料数を〇点にする」「予約を入れてから貸出ができるまでの利用者の待機期間を〇〇日以下にする」といった数値を達成目標に盛り込むことができれば、評価作業は容易になり、かつ客観性を確保することができる。「取組」を適切に評価するためには、できる限り定量的な指標を設定することが望ましい。

#### <意見事項42>レファレンスサービスの利用分析及び周知について

図書館は、「柱2 生涯学習を支援する図書館」の中の「取組12 レファレンスサービスの充実」取組概要として以下をあげている。

- ・レファレンスサービスの認知度を高めるとともに、メール等を活用したサービスの検討など利用しやすい環境整備に取り組みます。
- ・職員のレファレンス対応力の向上を図るとともに、レファレンス事例の蓄積・共有化や、関係機関との連携によるレファレンスなど、区民の課題解決に役立つ情報提供機能を強化します。

各館のレファレンスサービスの利用件数は以下の通りであり、年度や館によってかなりばらつきがあるが、図書館としてその原因の分析等は実施していなかった。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
江東	2,165	1,983	1,864
深川	1,038	808	—
白河	1,197	1,204	
東陽	4,032	1,923	4,013

豊洲	1,023	2,455	1,479
枝川 SC	898	886	702
東雲	2,575	1,285	1,540
古石場	663	741	1,704
城東	263	305	93
亀戸	982	512	697
砂町	707	739	549
東大島	3,791	1,096	947
こどもプラザ			1,407
Web			2
合計	19,334	13,937	14,997

(区提供資料)

近年は各種データベースの導入やOPAC(オンライン蔵書目録検索システム)の提供等により、利用者自身が文献検索を行う環境が整ってきており、レファレンスサービスの利用件数をもってしてレファレンスサービスの充実の指数とすることは必ずしも適切ではない。しかし年度ごとに各図書館の数値の原因分析をすることで、サービスのあり方や改善に有用なヒントが得られることが期待できるため、タイムリーな分析を実施することが望ましい。また、令和4年2月に開始されたWebレファレンスの利用が、令和4年3月末までの2か月で2件のみであったということは、利用者に対するレファレンスサービスの周知が課題であることを示唆していると考えられる。

#### <意見事項43> SNSの積極的な活用について

図書館は、3つの柱を支える重点項目「情報発信の強化」を掲げており、その一環として区立図書館11館及び図書サービスコーナー1拠点がそれぞれX(旧Twitter)アカウントを有し、タイムリーな情報提供に努めている。図書館の公式Xは誤情報の発信を防止するためにアカウント適用者や掲載内容を定める「江東区立図書館ツイッター運用要領」(以下「ツイッター運用要領」)に従って運用している。

令和5年9月末現在、各図書館がフォローするアカウントは、11館ある区立図書館及び「江東区」、「江東区防災関連情報」の13アカウントであり、各図書館のフォロワー数は約50～480である。

「ツイッター運用要領」第7条で「区立図書館ツイッターでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー、リプライ及びリツイートは原則行わないものとする。ただし、政府機関、東京都・地方公共団体等の発信する公共性の高いツイートであり、かつ、江東図書館長が必要と定めるものはこの限りではない。」とあり、誤情報や不適切なポストを発信するリスクを極力、回避している点は公共の施設として適切と認められる。

一方で、重点施策である「情報発信の強化」のために、公共施設のアカウントとしての適切性を保ちながら、よりアクティブな運用を工夫できる余地はまだあると考えられる。

例えば江東区で管理するX(旧Twitter)アカウント(図書館を含め令和5年9月末現在、38の公式アカウントがある)や江東区の外郭団体が運営する公共性高い文化施設やスポーツ施設との相互フォローや、お互いのイベントのリポストなど、生涯学習事業に関連する他の施設と連携することで、これまで図書館を利用しなかった層へ図書館サービスを知ってもらう効果が期待できる。

### <意見事項44>非利用者に対するアンケートの実施について

図書館は、利用者の利用状況や意見を把握し、図書館運営に活かすために、毎年各館で利用者アンケートを実施している。令和4年度の利用者アンケートの結果によると、約8割の利用者が、図書館サービスに満足している(「満足」と「おおむね満足」)と回答しており、図書館のサービス向上のための種々の取組が利用者から一定の評価を得ていることがうかがえる。また、Webレファレンスや電子図書館サービスが導入されたことを受け、令和5年10月に図書館ホームページでWebアンケートを実施し非来館者の利用状況や意見も把握するよう努めている。

しかしアンケートは、紙の場合は利用者が館内に備置されたアンケート用紙に回答し、回収箱へ投函する形式で実施されているため、アンケート回答者は来館者かつ自主的にアンケートに回答した利用者で構成されている。また、Webアンケートの回答者も、図書館のホームページを訪問し自らアンケートに答えた利用者であるため、アンケート回答者は、ある程度は図書館に満足していて継続的に利用をしている人であり、そもそも図書館サービスに好意的な意見を持つ利用者である可能性が高い。

さらに図書館の非利用者の意見を分析し、潜在的な利用者のニーズを把握するためには住民アンケートが有用である。必要に応じて区との調整を検討されたい。

### <意見事項45>館内の防犯対策について

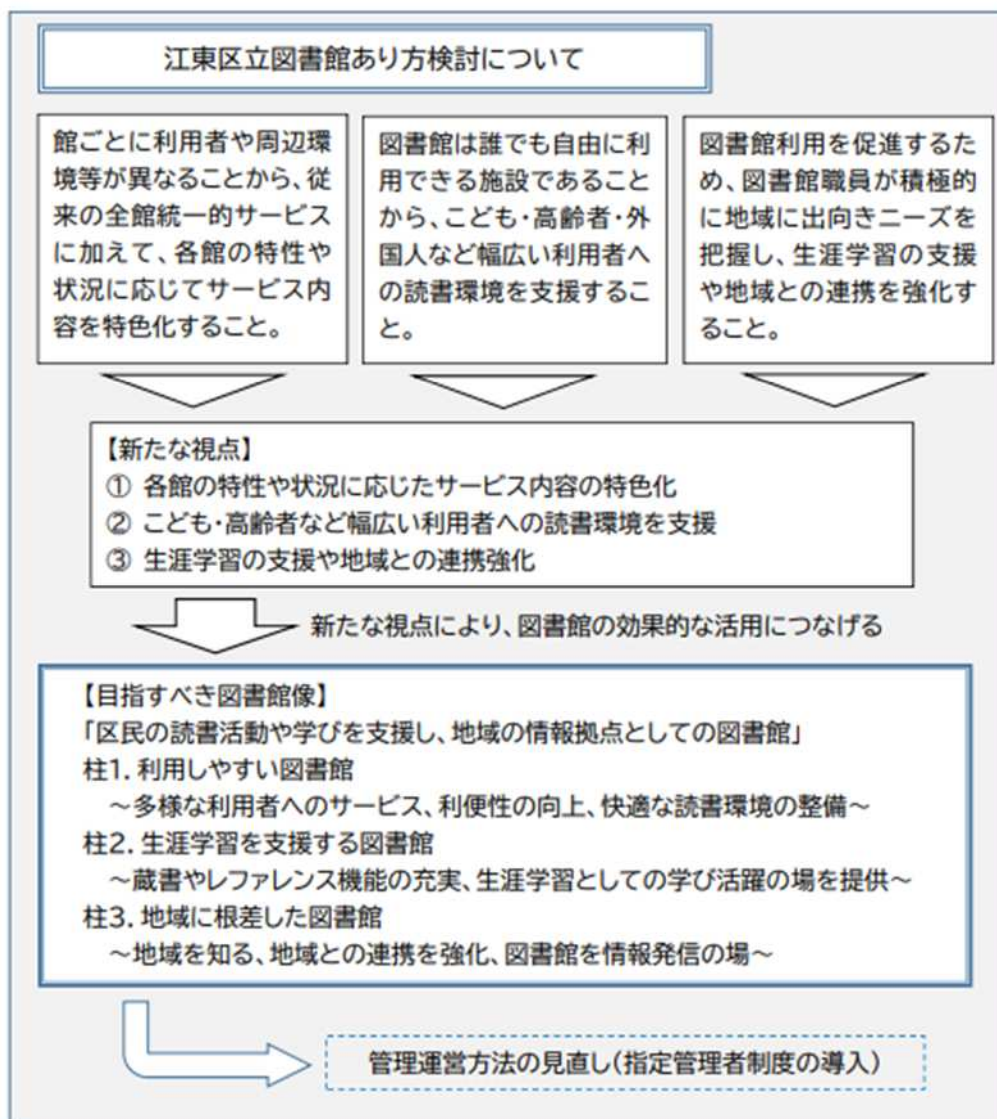
区内の複数の図書館で、女子手洗いへの不審者侵入が報告されている。図書館では、警察署から受けたアドバイスを区立図書館館長会等の会議体で共有し、各館で対応を実施しているが、監査人が深川図書館を往査時、盗撮等の被害に関して質問をしたところ、深川図書館では令和3年から4年にかけて実施した大規模改修後、そのような事案は発生していないとの回答であった。理由として、深川図書館の至近距離に清澄庭園前交番があること、職員が常駐するカウンターと手洗いの出入口が近いこと、施設リニューアルにより最新の多機能トイレ設備が設置され、人が近づくとセンサーが反応し音声アナウンスが流れることが、副次的に不審者に対する牽制にもつながっているのではないかとの見解であった。

館の立地や設備等を大きく変えることは困難であるが、手洗い出入口付近に簡易的な人感センサーを設置し音声アナウンスを流すなど、他館においても利用者が安心して図書館を利用できるよう、工夫できることはあると思われる。

(3) 指定管理者制度について

① 指定管理者制度導入の経緯

図書館では平成28年度に教育委員会事務局内に「江東区立図書館あり方検討委員会」を設置し、図書館の運営管理について検討を行った。その内容をまとめた「江東区立図書館あり方検討について」(平成29年1月)において目指すべき図書館像を以下のようにまとめた。



(「江東区立図書館経営方針」より)

区立図書館は、上記方針に従い、令和元年度及び令和2年度に地域館8館について指定管理者制度を導入した。

指定管理者の導入に関する江東区立図書館の動きは以下の通りである。

年 月	江東区立図書館の動き
平成29年6月	「江東区立図書館指定管理者制度導入準備委員会」を設置

平成30年1月	「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会図書館専門部会」設置
平成30年3月	「江東区立図書館指定管理者制度導入準備に向けた検討結果(報告)について」を策定
平成30年7月	「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会図書館専門部会」にて、平成31年度の指定管理者(候補者)を選定
平成31年4月	豊洲・古石場・亀戸・砂町図書館指定管理者制度開始
令和元年7月	「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会図書館専門部会」にて、令和2年度の指定管理者(候補者)を選定
令和2年4月	東陽・東雲・城東・東大島図書館指定管理者制度開始
令和3年8月	「江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会(仮称)こどもプラザ専門部会」にて令和4年度の指定管理者(候補)を選定
令和4年5月	江東区立こどもプラザ図書館指定管理者制度開始

(「令和4年度事業概要」より抜粋)

②指定管理者施設と窓口業務委託施設の比較

なお、図書館では平成14年4月より図書館窓口業務委託を開始しており、現在は区の直営館である江東図書館及び深川図書館の2館を民間事業者へ委託している。

指定管理者施設と窓口業務委託施設との違いは以下の通りである。

No.	比較項目	指定管理者	窓口業務委託
1	根拠法	地方自治法第244条の2	
2	委託の方法(手続き)	行政処分(議会の議決を経た指定)	契約
3	委託の対象	公の施設(行政財産)の管理	窓口業務(貸出、返却、問合せ対応、資料整理等)
4	施設の維持管理(清掃、設備点検など)	指定管理者(施設管理者)が業者と契約	区(施設管理者)が業者と契約
5	取り交わす書類	基本協定書、年度協定書	委託契約書
6	委託(広義)の範囲	基本協定書の範囲 業務要求水準書は最低基準を定める 自主事業の実施を許容	仕様書に記載の範囲
7	施設長(施設管理者)	指定管理者の職員	区の職員
	迷惑利用者への退館要請	施設長である指定管理者が行う。	施設長である区職員が行う。
	施設の(目的内)使用許可	施設長である指定管理者が行う。	施設長である区職員が行う。
8	利用料金制度(自治244条の2⑧～⑨)	指定管理者の収入として収受させることができる。 ⇒ 指定管理者で領収書を発行	なし

		⇒ 指定管理者で減免可	
9	コピー機の設置	指定管理者においてリース契約	区においてリース契約
	コピー料金	設置者である指定管理者の収入となる。	設置者である区の歳入となる。
10	選書/除籍	指定管理者で一次選定/除籍 区職員が二次選定/除籍	区職員が選定/除籍
11	延滞資料への対応	催告(お知らせハガキ、電話など事実行為)は、指定管理者で行う。 貸出停止は行政処分なので、不可	催告電話は委託職員が行う。催告通知の発送は区で行う。 貸出停止は行政処分なので、不可
12	講座、イベント	指定管理者で企画・運営	区職員で企画・運営
13	業務に必要な物品類	備品以外は、基本的には指定管理料の中で指定管理者が調達する。	契約内容にもよるが、基本的には委託者(区)側で用意する。

(区提供資料より)

図書館の窓口業務委託や指定管理者制度の導入によって、民間のノウハウや発想力を活かした多様なサービス提供や開館日時の拡大等が図られており、利用者の利便性向上に貢献した等、一定の効果が認められる。ただし、「江東区立図書館経営方針(素案)への意見募集の結果について」によると「指定管理者制度の導入は反対である。『知』の最低保証たる図書館運営は自治体が直接やるべき。」などの意見も寄せられていることから、制度に対して否定的な層も存在していることを真摯に受けとめ、区と指定管理者が協働し、サービスの質の向上と、持続的な提供に向け取り組んでいくことが大切である。

#### ③令和4年度包括外部監査における指摘事項への対応について

令和4年度の包括外部監査のテーマは「指定管理者に係る財務事務の執行及び対象施設の管理運営について」であり、指定管理者制度を導入している図書館運営に関してもいくつかの指摘事項、意見事項が監査報告として区へ提出された。本年度の包括外部監査において、上記指摘事項並びに意見事項への対応状況について確認したところ、指摘事項については対応済みであった。また、意見事項についても引き続き改善に努めている。

#### (4) 窓口業務の委託について

図書館は平成14年度から窓口業務委託を導入し、平成24年には窓口業務委託内容を見直し、窓口業務の拡大を実施した。平成28年度には図書館のあり方について検討し、より効率的な図書館運営と利用者サービスの充実のため、江東図書館、深川図書館(分館である白河こどもとしょかんを含む)を除いた図書館へ指定管理者制度を導入することを決定し、平成30年5月に中央館である江東図書館、深川図書館の

窓口業務等委託のため、プロポーザルによる事業者選定を行った結果、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が選定され、平成31年度より図書館窓口業務を行っている。

窓口業務の委託に係る費用(決算)は以下の通りである。

(単位:千円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度(※)
213,653	208,922	174,819

(※)令和4年1月に白河こどもとしょかんを閉館したことに伴い、令和4年度以降の窓口業務を委託している施設は江東図書館及び深川図書館の2館である。

平成30年5月の窓口業務等委託事業者選定の募集要項において履行期間について以下のように記載されており、令和2年度以降も随意契約によりシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に窓口業務等を委託している。

履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日

※履行状況を確認し、業務執行状況が良好な場合には、原則として4回まで契約更新をすることができます。

※管理施設の改修、改造、増設及び移設がある場合は協議の上、業務内容、期間等を決定します。

※白河こどもとしょかんの契約更新については2回(平成34年3月31日)まで。

(児童会館跡地(住吉 1-9-8)へ移転予定のため)

(窓口業務等事業者選定募集要項)

<意見事項46>委託先事業者の状況等のモニタリングについて

窓口業務を受託しているシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社は、令和3年6月に受託先拠点の個人情報等を含む書類を紛失したとして、親会社であるシダックス株式会社が令和3年6月5日付で「受託先拠点における個人情報等の漏えいの可能性について」とするプレスリリースを発行しているが、当該リリースを図書館として認識していた記録は認められなかった。本件は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が受託運営している放課後児童クラブの従業員が個人情報等を含む書類を持ち出し、盗難されたことによる個人情報等の漏えいの可能性を知らせるものであり、法人全体として個人情報管理に対するさらなる教育や厳格な対策を講じ、情報の保護管理を徹底するとしている。図書館窓口業務以外の業務かつ他の地方自治体に係るものではあるが、個人情報紛失の再発防止の取り組みや、図書館窓口に従事する従業員が教育研修の対象となったか等、委託者として把握することが望ましい。

区は、指定管理者に対しては、年間を通じた指定管理者に対する適切な管理監督のほか、指定管理者からの事業計画書、事業報告書の提出を通じ、指定管理者による公の施設の適正な管理の確保を図るために、事業者の状況をモニタリングする手続きを定めているが、窓口業務委託契約の場合には特にそのような手続きは明記されていない。しかし、事業者の財政状態及び経営成績に影響を与える事象、または重大な

事故等が発生した場合には、委託業務への影響の有無等を評価するため、事業者に対する報告義務を契約書等に明記する他、委託先事業者が上場企業の場合、重要事項は会社HP等でも公表されるため、定期的に重大な事故等がないかといった確認手続きなども検討されたい。

### (5) 図書館システムについて

図書館システム(ELCIELO)は、図書館サービスの拡充、円滑化を目的として導入されたものである。平成25年9月からICタグシステムの導入に併せて供用開始されたものを、窓口業務の効率化を図ると共に、レファレンスサービスに代表される利用者に提供すべきサービスを充実・向上させるために、令和元年度にリプレースした。

#### システムの概要

システム名	ELCIELO
開発会社	京セラコミュニケーションシステム株式会社
システム形態	Web アプリケーション
導入形式	オンプレミス
システムの調達方式	プロポーザル方式
供用開始	平成25年9月1日

#### 当該システムに係る主な支出

件名	契約方法	契約金額 (千円)	契約期間
図書館システム賃貸借	指名競争入札	282,459	平成25年9月1日～平成30年8月31日
図書館システム賃貸借	随意契約	4,221	平成30年9月1日～令和元年8月31日
図書館システム賃貸借	随意契約	351	令和元年9月1日～令和元年9月30日
図書館システム賃貸借	指名競争入札	317,420	令和元年10月1日～令和6年9月30日

#### <意見事項47>リース機器等の定期的な棚卸の必要性について

図書館システム(ELCIELO)の関連機器一式の賃貸借契約はリース契約に該当するが、リースした機器の棚卸を定期的に行っているか確認したところ、定期的には実施していないが、機器に故障が発生した場合、また設置場所変更の必要があり、該当する図書館へ現場確認を行う際にリースした機器の設置確認を行っているとの回答を得た。

区では、毎年各部署が公有財産の現況を確認した上で、財産の異動等の情報取得と台帳へ入力する手続きを実施しているが、リース契約により使用している資産については、以下のすべての項目にあてはまるものが財産調査の対象となる。

- ① リース期間満了後、所有権が本区に移転されるもの
- ② リース期間が1か年を超えるもの
- ③ リース料総額が300万円を超えるもの

図書館システム賃貸借契約はリース期間満了後に対象物を事業者に返還するものであるため、上記の基準に照らすと特に資産状況等を把握する必要がなく、リース物



件台帳などの整備も求められていない。従って、図書館がリース物件について定期的な棚卸を実施していないことが、区が定める手続等に違反しているわけではない。

しかしながらIT資産の現況を定期的に把握することで、ハード・ソフトウェアの数や利用状況を可視化し、未稼働のパソコンやソフトウェアで無駄な保守・運用コスト、余剰ライセンスの発生を回避する効果が期待できる。また、システムの更改時期等を検討する場合にもリース物件台帳は有用と考えられるため、リース機器等の台帳整備及び定期的な棚卸の実施が望ましい。

### (6) 個別施設について

「実施した監査手続き」にもある通り、個別施設における管理及び運営状況の把握のため任意の施設について現地視察を行った。

## 深川図書館

### ①施設の概要

施設名称	江東区立深川図書館
所在地	江東区清澄 3-3-39
運営方式	区直営
延床面積	2,196.61 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建
開設年月日	明治42年9月10日(東京市立図書館として設立) 昭和25年10月江東区移管
資料所蔵数	222,396点(令和5年3月31日現在)
来館者数(※)	令和3年度:272,550名 令和4年度:129,185名

(※)令和3年12月1日～令和5年1月末まで改修工事に伴い休館。臨時窓口(令和4年4月～令和5年1月)は来館者カウントシステム撤去のため、貸出カードを読み取った回数をカウント。

### ②大規模改修について

深川図書館は設備の老朽化が進行したことにより令和3年度～令和4年度にかけて改修工事を行うため、令和3年12月1日～令和5年1月末まで休館し、令和5年2月1日にリニューアルオープンした。休館中は仮設臨時窓口を設け、予約資料の受取・返却、利用者登録、OPACを利用した所蔵検索・予約のみを実施していた。

#### 改修事業概要

深川図書館改修事業	老朽化に伴う施設及び付帯設備の改修 令和2年度 実施設計 令和3～4年度 工事
事業費	(単位:千円)
令和2年度	19,906

令和3年度	299,002
令和4年度	465,179
総事業費	784,089

改修工事に係る主な契約

件名	契約業種	契約方式	契約金額 (千円)
江東区立深川図書館改修工事	建築工事	総合評価方式一般競争入札	342,100
江東区立深川図書館機械設備改修工事	空調工事	総合評価方式一般競争入札	199,320
江東区立深川図書館電気設備改修工事	電気工事	総合評価方式一般競争入札	153,857

深川図書館改修の工事契約に関する関連文書等を閲覧し検討したところ、特に大きな問題点は発見されなかった。大規模改修に係る工事契約は営繕課所管となるが、実施設計の段階で図書館側の要望が伝えられ、設計内容に反映されている。(例:照明のLED化、PCコーナーと授乳室の設置、トイレブースの増設と全洋便器化、トイレの個室にベビーチェア設置、児童コーナーの丸型ソファ更新、視聴覚室のプロジェクターを天井からの吊り上げ式に変更、駐輪場のサイン設置等)。また、工事の進捗にあわせて営繕課との打合せがあり、図面や資料を確認し、往時の深川図書館をしのばせる外観や内装を残しつつも最新の設備を取り入れ、多様な利用者に配慮した設計になっている。

「＜意見事項45＞館内の防犯対策について」でも述べた通り、深川図書館は不審者等の報告が少ない館であり、設備リニューアルが防犯上も良い効果をもたらしていることがうかがえる。

＜意見事項48＞郵券等の受払簿について

区が定期的実施する事務監査において、深川図書館は物品受払簿(ゴミ処理券)及び郵券受払簿の誤記入を指摘されている。各種受払簿は表計算ソフト(エクセル)で作成しており、誤って式を破損してしまった場合等に作成者、チェック者が気づかず、ミスがそのまま残ってしまうケースが多いとのことであった。

入力セルだけではなく、エクセルの計算式や参照セルについても作成者及びチェック者の注意に依拠するだけではなく、式の入っているセルを保護して変更ができないようにスプレッドシートを工夫するなどの対策も考えられる。

＜意見事項49＞議事録作成の必要性について

深川図書館では、月1回、「深川大新東定例会」として深川図書館次長、担当者及び窓口業務委託事業者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の担当者を交えて、定例会を開催している。会議では主に他の会議の報告、事業者からの問い合わせに対する回答、令和4年度については臨時窓口の状況、深川図書館改修工事と工事後の再開についてなどがアジェンダになっているとのことであるが、令和5年

8月以前の定例会の議事録が作成、保管されていなかったため、内容について確認することはできなかった。

令和5年9月の定例会からは議事録を作成することにしたと回答を得ているが、会議の報告事項や協議事項を参加者及び関係者と共有し業務に活かしていくためにも、議事録の作成を継続されたい。

### ③現地視察について

監査人が深川図書館の現地視察を行ったところ、全般的に良好な運営が確認された。郷土資料を多く所蔵していることを活かした郷土資料講演会や関東大震災関係の展示、立地を活かした清澄庭園との合同企画のおはなし会の開催など、館ならではの展示やイベントに積極的に取り組む姿勢が認められた。

新型コロナウイルス感染症対策として密を避けるため、児童コーナーの一角にある「おはなしのへや」でのおはなし会を控えているなど、リニューアル後の施設を十二分に活かしてきれていないなどの課題はあるものの、今後も江東区の生涯学習の一翼を担う施設として、存在感を発揮することが期待される。